

# ERINA REPORT

## ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

### ERINA REPORT 130

#### 特集：朝鮮民主主義人民共和国の経済

Special Feature: The Economy in the Democratic People's Republic of Korea

##### ■北朝鮮経済の最近の変化と今後の見通し 三村光弘

The Most Recent Changes in the Democratic People's Republic of Korea Economy and the Prospects for the Future (Summary)

MIMURA, Mitsuhiro

##### ■朝鮮民主主義人民共和国における経済開発区設立に関する一考察 李聖華

A Study on the Setting-Up of Economic Development Zones in the Democratic People's Republic of Korea (Summary)

LI, Shenghua

##### ■朝鮮民主主義人民共和国の自然環境保護と自然保護区制度についての一考察 李松林

A Study on Environmental Protection in the Democratic People's Republic of Korea and the System of Nature Reserves (Summary)

LI, Songlin

##### ■改めて「2035年までのロシアのエネルギー戦略」草案について アレクセイ・マステパノフ

Another Look at the Energy Strategy of Russia for the Period up to 2035 (Summary)

MASTEPANOV, Alexey

##### ■中国の対外貿易障壁調査規則に関する考察 宋俊憲、陳璐

A Study on the Investigation Rules of Foreign Trade Barriers in China (Summary)

SONG, Joon-heon, CHEN, Lu

##### ■「一帯一路」戦略における黒龍江省の対日経済貿易協力推進の可能性 杜穎

The Potential for the Promotion of Heilongjiang Province's Economic and Trade Cooperation with Japan in the "One Belt, One Road" Strategy (Summary)

DU, Ying

2016  
JUNE  
No. 130

# 目 次

## 特集：朝鮮民主主義人民共和国の経済

Special Feature: The Economy in the Democratic People's Republic of Korea

<p>■北朝鮮経済の最近の変化と今後の見通し ..... 1</p> <p>ERINA 調査研究部主任研究員 三村光弘</p> <p>The Most Recent Changes in the Democratic People's Republic of Korea Economy and the Prospects for the Future (Summary) ..... 5</p> <p>MIMURA, Mitsuhiro, Senior Research Fellow, Research Division, ERINA</p>	
<p>■朝鮮民主主義人民共和国における経済開発区設立に関する一考察 ..... 7</p> <p>延辺大学経済管理学院・延辺大学朝鮮半島研究共同創設新センター副教授 ERINA 共同研究員 李聖華</p> <p>A Study on the Setting-Up of Economic Development Zones in the Democratic People's Republic of Korea (Summary) ..... 14</p> <p>Li, Shenghua, Associate Professor, College of Economics and Management, Yanbian University, and the Co-Innovation Center for Korean Peninsula Studies, Yanbian University, and ERINA Collaborative Researcher</p>	
<p>■朝鮮民主主義人民共和国の自然環境保護と自然保護区制度についての一考察 ..... 15</p> <p>延辺大学講師 李松林</p> <p>A Study on Environmental Protection in the Democratic People's Republic of Korea and the System of Nature Reserves (Summary) ..... 21</p> <p>Li, Songlin, Lecturer, Yanbian University, People's Republic of China</p>	
<p>■改めて「2035年までのロシアのエネルギー戦略」草案について ..... 22</p> <p>ロシア科学アカデミー石油・ガス研究所副所長 アレクセイ・マステパノフ</p> <p>Another Look at the Energy Strategy of Russia for the Period up to 2035 (Summary) ..... 27</p> <p>MASTEPANOV, Alexey, Deputy Director, Oil and Gas Research Institute, Russian Academy of Sciences</p>	



<b>■中国の対外貿易障壁調査規則に関する考察</b> .....	28
東京国際大学商学部准教授・ERINA共同研究員 宋俊憲	
東京国際大学大学院商学研究科博士前期課程 陳璐	
<b>A Study on the Investigation Rules of Foreign Trade Barriers in China (Summary)</b> ...	35
SONG, Joon-heon, Associate Professor, School of Business and Commerce, Tokyo International University and ERINA Collaborative Researcher	
CHEN, Lu, Masters Course Student, Graduate School of Business and Commerce, Tokyo International University	
<b>■「一帯一路」戦略における黒龍江省の対日経済貿易協力推進の可能性</b> .....	36
黒龍江省社会科学院北東アジア研究所副研究員 杜穎	
<b>The Potential for the Promotion of Heilongjiang Province's Economic and Trade Cooperation with Japan in the "One Belt, One Road" Strategy (Summary)</b> .....	45
Du, Ying, Associate Researcher, Northeast Asia Research Institute, Heilongjiang Provincial Academy of Social Sciences	
<b>■会議・視察報告</b>	
◎北東アジア地域経済協力の新たな国際機関設立へ —第16回GTI諮問委員会の議論から— .....	46
ERINA調査研究部長・主任研究員 新井洋史	
<b>■北東アジア動向分析</b> .....	48
<b>■研究所だより</b> .....	54



# 北朝鮮経済の最近の変化と今後の見通し

ERINA 調査研究部主任研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮とする)では、国営企業や協同農場の経営上の自主権を増加させる「社会主義企業管理責任制」が実施されるようになった。

本稿では、北朝鮮の基本的な経済政策と最近の変化についてふれるとともに、今後の北朝鮮経済の方向性について、現時点の政策を紹介しつつ、その流れについて言及する。

## 1. 北朝鮮の経済政策

### 1.1. 経済政策の基本

北朝鮮の経済政策の基本は、伝統的に社会主義計画経済の堅持と自立的民族経済の拡大・発展である<sup>1</sup>。具体的には国内資源、原料による生産を重視し、国防産業を支えることができる産業基盤の整備の重要性の強調という方向性として現れる。現在の朝鮮では電力、石炭、金属(主に鉄鋼)、鉄道運輸の4つの部門を「先行部門」として重視し、これにあわせて基礎工業部門(主に機械工業)を重視しつつ、軽工業および農業と同時に発展させることが基本となっている<sup>2</sup>。とはいえ、国内ではまかないきれない物資については貿易を通じて解決することになるが、もっぱら外貨を稼ぐために産業を組織すること、すなわち韓国をはじめとした多くの新興工業国が採った輸出主導型産業の形成には現在でも否定的である<sup>3</sup>。

社会主義計画経済の堅持は所有制においても、生産手段の社会的所有を要求する。2014年9月3日付『労働新聞』に

は、「われわれ式経済管理の優越性と威力を高く発揚しよう」と題した社説で、経済管理改善の方向性に対して、「社会主義原則を確固として堅持しなければならない」と社会主義原則の堅持を強調している。翌10月22日付の同紙の別の記事によれば、「経済事業において社会主義原則を堅持するということは、生産手段に対する社会主義的所有を擁護固守し、集団主義原則を徹底して具現するということである」と規定している。この2つの記事から、国営企業の私有化は現段階で許容されないことがわかる。しかし、所有制に手を付けない「経営面での工夫」については、現在のところ柔軟に解する方向で政策が検討されているようである。

### 1.2. 対外経済政策

2013年3月31日に開催された朝鮮労働党中央委員会2013年3月全体会議では、「経済建設と核開発の並進路線」が決定されたほか、金正恩第1書記の報告のなかで、元山地区の開発と経済開発区開発に関する言及があった。これを受けて、同年5月29日、最高人民会議常任委員会は「朝鮮民主主義人民共和国経済開発区法」を採択した<sup>4</sup>。これにより、既存の特殊経済地帯とは別に、国内に21カ所の中央級、地方級の経済開発区を設置することとなった<sup>5</sup>。2015年には2013年に設置された13の経済開発区のマスタープランが完成した<sup>6</sup>ほか、中国国境に国家級1カ所、地方級1カ所の経済開発区が新設された<sup>7</sup>。

北朝鮮でもっとも古い特殊経済地帯(経済特区)である羅

<sup>1</sup> これは北朝鮮においては思想における主体、政治における自主、経済における自立、国防における自衛という主体思想から導かれたものであるとされている。

<sup>2</sup> 김정은「조선로동당 제7차대회에서 한 당중앙위원회 사업총화보고」『로동신문』2016.5.8 [金正恩「朝鮮労働党第7回大会で行った党中央委員会事業総括報告」『労働新聞』2016年5月8日付。]

<sup>3</sup> 2010~13年において、石炭や鉱物資源などを大量に輸出して外貨を獲得した動きは、このような考え方に若干の変化が生じていることを傍証している。ただし、加工貿易以外の輸出主導型産業の形成については、大々的に検討されているものはないようである。これは朝鮮戦争での外国および外国軍の支援における北朝鮮の忸怩たる思いと、北朝鮮が朝鮮戦争の勃発後一貫して受けている米国からの経済制裁等により、貿易(特に、旧西側とのそれ)にさまざまな制限があることが原因であると考えられる。

<sup>4</sup> 経済開発区法は7章62条と附則2条で構成され、7章の題目はそれぞれ、経済開発区法の基本、経済開発区の創設、経済開発区の開発、経済開発区の管理、経済開発における経済活動、奨励及び特惠、申告及び紛争解決となっている。

<sup>5</sup> その後の筆者の調査によれば、中央級の経済開発区は「新義州国際経済地帯」、「温情先端技術開発区」、「康翎国際緑色示範区」、「進島輸出加工区」であることが判明した。

<sup>6</sup> 2015年1月14日発『朝鮮中央通信』

<sup>7</sup> この2つの経済開発区は、隣接する中国の地方政府との密接な連携の元に準備がなされ、開設されたものである。したがって、これまで開設された経済開発区に比べて事業性に優れている特徴を持っている。

先経済貿易地帯<sup>8</sup>では、2015年6月18～21日に中国の黒龍江省の企業を中心とした展示会「羅先—黒龍江商品展示会(2015)」が開催された。また、中国のほか、ロシアや欧州の国々も参加した「第5回羅先国際商品展示会」が同年8月20～23日(ただし水害の影響で実質的に22日で終了)が開催された。

北朝鮮において、政策の基本は自立的民族経済の建設であるが、補助的役割として主として特殊経済地帯に対する外国投資誘致を通じた技術、資本の導入の促進が併存している状況が1998年憲法改正以降続いている。ただし、大規模な外資導入はカントリーリスクの存在等で進んでおらず、このような状況が外資導入に対する比較的消極的な姿勢にも反映されていると考えられる。

## 2. 新たな経済政策の導入

### 2.1. 社会主義企業管理責任制とは

2014年9月号の朝鮮労働党の理論誌『勤労者』に、国家計画委員会のリ・ヨンミン副局長が、「(金正恩第1書記が)今年5月に歴史的な労作を発表し、現実発展の要求に合うわれわれ式経済管理方法を確立するために行うべき綱領的指針を明らかにされた」と記し、その「綱領的指針」の基本的な中身などを説明している<sup>9</sup>。

筆者の複数回<sup>10</sup>にわたる北朝鮮の学者とのインタビューの結果、この指針の内容は、経済全般に対する管理方法において、2つの原則を持つとされている。まず、(1)国家の統一的指導と戦略的管理を正しく実現することすなわち、科学的な経済発展戦略を作成して、それに基づいて展望計画(長期経済計画)と現行計画(年ごとの経済計画)を作成し執行することと、(2)経済事業に対する朝鮮労働党の

政治事業を先行させることである<sup>11</sup>。

### 2.2. 工業部門における社会主義企業管理責任制

工業部門における社会主義企業管理責任制は、工場企業所(独立採算制で運営される機関を「社会主義企業体」と呼ぶ)の経済管理方法を前述した2つの原則を守りながら改善していくことである。経済計画の樹立や指導、統制において、重要な戦略的指標は中央政府が引き続き管轄するものの、その他の指標については地方の人民委員会や各企業体に計画作成権限を委譲されることになるとされている<sup>12</sup>。そして各社会主義企業体に、生産組織権、管理機構および労力調整権、製品開発権、品質管理権、人材管理権、貿易権・合弁合作権、財政管理権、価格制定および販売権を委譲していく方針であるとされている。また、「平方メートル管理制」のように、設備や建物、面積、道路、アパートのような単位を基準に様々な管理制および責任制を導入し、統一的指導を強化しつつ、企業体ごとの戦略的管理や経営判断を重視していく方針であるとされている。

### 2.3. 農業部門における社会主義企業管理責任制

農業部門における社会主義企業管理責任制は、協同農場(独立採算制で運営される機関を「社会主義企業体」と呼ぶのは工業部門と同じ)の経済管理方法を前述した2つの原則を守りながら改善していくことは工業部門と同じである。

その方法としては、分組管理制の中で責任制をより高めるための方法として、個人あるいは少数のグループに特定の田畑を割り当て、肥育管理に責任を持たせ、分配にもその結果を重視する圃田担当責任制が2012年の後半から全国

<sup>8</sup> 2010～11年にかけて金正日総書記が中国を3回(通過も含めれば4回)も訪問し、中国の要人と意見交換するなかで、遼寧省に隣接する「黄金坪—威化島経済地帯」と吉林省に隣接する羅先経済貿易地帯を中国と北朝鮮両国の中央政府が共同で管理・開発することになった。2010年11月には、中央政府級の「中朝羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済地帯開発協力合同指導委員会」が平壤で開催された。翌11年6月9日には、羅先市で羅先経済貿易地帯の朝中共同開発および共同管理プロジェクトの着工式が開かれた。中朝の共同管理機構として、吉林省政府と羅先市人民委員会が共同で「羅先経済貿易地帯管理委員会」を開設した。同年12月に改正された羅先経済貿易地帯法の規定を見ると、1991年の羅津・先鋒自由経済貿易地帯指定の際に、貿易及び中継輸送及び輸出、加工、金融、サービスの拠点とすることが規定されたが、2011年改正には、これに加え投資と観光が目的に追加された。また「管理委員会」の設置と独自性の保障、「規定」「細則」「準則」といった規定の種別など、開城工業地区の経験が活かされて思われる部分も多く、「国際慣例の参考」など、より透明性が高く、開かれた運営を行うための工夫がなされていることを見いだすことができる。企業の創設申請は、「産業区」内においては管理委員会が、それ以外の地区内では羅先市人民委員会が行うことになっており、中朝共同管理・共同開発を行う準備が行われている。翌12年9月の合同指導委員会の第3回会議では、両経済区の開発について実務面での作業を進めていく段階に入ったとし、両経済区の管理運営を担う「管理委員会」を設立することが決定された。同時に、管理委員会の運営、経済技術協力、農業分野協力、羅先経済貿易地帯への電力供給、工業園區の建設などに関する協議書が締結され、地帯内のインフラ整備を進め、企業の投資を促進することが確認された。しかし、2013年の北朝鮮の第3回核実験に対する中国の対北朝鮮経済協力に関する消極的な態度と中朝指導委員会の北朝鮮側代表であった張成沢国防委員会副委員長の肅清を受けて、中朝共同管理・共同開発方式は制度としては残っているものの、2015年に中国・琿春市の圈河税関と北朝鮮・羅先市の元汀税関の間に「新図們江大橋」が建設を開始されるまで大きな進展を見なかった。

<sup>9</sup> 詳しくは福田恵介「北朝鮮、始まった市場経済への転換」東洋経済オンライン[<http://toyokeizai.net/articles/-/55436>]参照。

<sup>10</sup> 2014年4月および2016年3月。

<sup>11</sup> 朝鮮労働党第7回大会で金正恩第1書記が言及した2016年から20年までの国家経済発展5カ年戦略目標はこの「科学的な経済発展戦略」に相当すると考えられる。

<sup>12</sup> 中央政府が管轄する指標が以前は10あったとすると、現在では1～2つの重要指標のみ中央政府が作成するようになったと言われている。

的に導入された<sup>13</sup>。翌13年から実質的に導入され、2014年2月6日の「全国農業部門分組長大会」における金正恩書簡の中で、「圃田担当責任制」が定式化された<sup>14</sup>。国家による生産計画はこれまでと同じく分組(平均的には15~25人程度とされている)に示達されるが、分配の際に分組の中で、担当する圃田の収穫高を重視して分配することになっているようである<sup>15</sup>。

#### 2.4. その他の変化

2015年の「新年の辞」で金正恩第1書記は、経済については、「人民生活の向上」における転換が重視され、農業と畜産業、水産業が「3本の柱」とされ、熱量だけでなく、栄養バランスの向上も目標となっている。これまで主食供給の「量」が「食の問題」の中心であったものを、タンパク源の供給という「質」にも関心を寄せるようになったものと考えられる。

軽工業に関連して、「自力で立ち上がるための策略」を立て、中央と地方の軽工業工場生産の正常化と良質の消費財と文房具、子ども向けの食品の増産を強調している。次に、電力問題の解決、先行部門と重要な工業部門といった部門に言及があり、重化学工業における生産連携の回復を通じた生産正常化に触れている。経済管理に関連して「経営戦略」「企業戦略」「競争力」といった用語が使用されるようになったほか、「現実的要求にかなった朝鮮式の経済管理方法を確立するための活動」の推進が重要視されている。また、全ての工場、企業に対して「輸入病」をなくし、原料、資材、設備の国産化を実現することを求めている。

2015年12月13日、平壤で第3回全国財政・銀行活動家大会が行われた。前回の大会は、1990年9月であったので、ほぼ25年ぶりの開催である。ここに送られた金正恩第1書記の「財政・銀行活動に転換をもたらして強盛国家の建設を力強く促そう」では、「財政・銀行活動を改善、強化することは強盛国家の建設を促すための必須の要求であるとし、国力が強く、すべてが榮える人民の楽園をうち建てる

ためには自国の頼もしい財政源が用意されなければならない」「国の財政土台をしっかりと築き、貨幣の流通を強固にして朝鮮労働党の先軍革命指導と社会主義強盛国家の建設を財政的に頼もしく裏付けることが財政・銀行部門に提起される総体的課題である」とし、経済建設のための投資需要をどのように引き出すのが現在、北朝鮮における重要な経済的課題であることが見て取れる。

この大会では、盧斗哲副総理兼国家計画委員会委員長が行った大会の報告で「財政管理において、国家の統一的で計画的な指導と個別的単位での創意性を正しく結合させ、国家予算の機能と役割を高め、朝鮮労働党の並進路線を徹底的に貫徹し、人民的施策を実現するために必要な資金需要を円滑に充足させなければならないと強調した」と報道されているが<sup>16</sup>、そうすると企業独自の判断による借り入れが可能になるような金融体制改革が行われる可能性も否定できない。その財源として国内の財源を確保しようとするれば、商業銀行の創設により、民間部門に蓄積している現金を、預金を通じて回収し、信用創造を行えるようにするような変化もありうるのではないだろうか。もしこれが公認されるとすれば、国营企業の企業判断による投資(すなわち収益を目的とした企業活動)が公認されていくことにつながり、経済的な余波は大きいものになると予想される<sup>17</sup>。

### 3. 北朝鮮経済の今後

北朝鮮の経済政策は、国内経済政策としては、あちこちに企業や協同農場の独自の判断による経営活動の存在が感じられるものの、政策的に打ち出されるものは社会主義や集団主義を強調したものであり、未だに国家による生活必需品の完全供給(全配給の復活・実施)が夢見られていることがわかる。とはいえ、第3回全国財政・銀行活動家大会の開催など、社会システムの漸進的な変更が行われようとしていることを考えると、思想優先、プロパガンダ優先のかけ声のなかでも、実務者を中心に経済管理の改善のため

<sup>13</sup> 2012年はほぼ終わりの段階で導入されたため、本格的な導入は2013年からとなった。

<sup>14</sup> この書簡では、「分配における均等主義は社会主義的分配の原則とは縁がなく、農場員の生産意欲を低下させる有害な作用を及ぼします。分組は、農場員の作業日の評価を労働の量と質に応じて、そのつど正確に行わなければなりません。そして、社会主義的分配の原則の要求に即して、分組が生産した穀物のうちで国家が定めた一定の量を除いた残りは、農場員に各自の作業日に応じて現物を基本として分配すべきです。国は、国の食糧需要と農場員の利害、生活上の要求を十分検討したうえで合理的な穀物義務売り渡し課題を定め、農業勤労者が自信を持って奮闘するようにならなければなりません」と前年の分組管理制の強化における重大な問題となっていた現物分配の不徹底の問題を指摘し、是正を促した。

<sup>15</sup> ただし、担当する圃田の収穫高だけでなく、分組や作業班、協同農場の共同作業にどれだけ参加したかについても評価対象になるので、中国のような個人の請負管農方式ではない、という説明が北朝鮮の学者からなされた。

<sup>16</sup> 『朝鮮新報』2016年1月16日付

<sup>17</sup> その後、筆者による現地調査により、中央銀行である朝鮮中央銀行が、朝鮮ウォンを対象にした出し入れ自由(ただし、利息は付かない)のデビットカードに類似したカードを発行していることが判明した。このカードは、預金を引き出すことができ、また平壤市万景台区域にある「光復地区商業中心」のような、朝鮮ウォン建てで支払いをする商店でも利用できる。

の研究は慎重ではあるが、着実に進められていることが感じられる。

北朝鮮において、大きな変化が起こるのは、政権が不安定なときではなく、安定しているときである<sup>18</sup>。その点で、水面下で(時々表面に現れはするが)起こっている変化が公的にアナウンスされるためには、政権が安定している必要がある。これは経済政策にとどまらず、ほかのすべての政策においてもそうである。

金正恩時代の北朝鮮の政権の安定性は、論文「革命発展の要求に即して3大革命赤旗獲得運動に根本的な転換をもたらそう」に示されているところを見ると、朝鮮人民軍を朝鮮労働党の指導の下におくこと、そのための政治的、思想的引き締めを行うことが当面の重要な目標であることが見えてくる<sup>19</sup>。北朝鮮は民主主義国ではないが、民意は当然に存在する。「人民生活の向上」が実現され<sup>20</sup>、国民が政権を支持するようになってこそ、朝鮮人民軍が朝鮮労働党の指導を受け入れる素地ができるといえる。

第7回党大会後の北朝鮮が、政治的に、経済的にどのよ

うな方向に向かうのか、第7回党大会での党中央委員会事業総括報告などを見ると、割合慎重かつ着実にことを運んでいくように思われる。それは、国内経済の回復、成長軌道への進入によって自らの政権基盤を国民からも、軍人からも認められるようになるまでは無理はできないという現実的な判断に基づいたものであろう。ただ、2016年に入ってから核実験、弾道ミサイル技術を使用した衛星打ち上げや短距離ミサイルの発射など、国際社会との対立が深化しているなかで、どのような成長戦略を描いていくのか。不確定要素は大きく、外的状況はますます厳しくなることも事実である。

## 参考文献

『労働新聞』

『朝鮮中央通信』

『朝鮮新報』(朝鮮語版、日本語版)

『北東アジア経済データブック2015』環日本海経済研究所、2015  
(<http://www.erina.or.jp/publications/databook/>)

<sup>18</sup> 経済政策の例を見れば、1993年12月に決定され、翌94年から実施された「新経済戦略」は、それを支える力量が朝鮮労働党および北朝鮮政府になかったために失敗に終わった。1998年から始まった金正日政権における「実利社会主義」への脱皮を目指した経済改革も、社会に相当の変化を与えたものの2006年頃には引き締めに入り、09年の貨幣交換へとつながった。今回の北朝鮮の政策変更はその点、静かに行われているが、経済状況は1990年代や2000年代前半と比べるとずいぶん好転しており、システムの変更を必要としている社会的変化を前提としているため、影響力はかなり大きいと考えられる。

<sup>19</sup> 朝鮮人民軍が朝鮮労働党の指揮に従うのは、原理的には当然であり、それをことさら強調しているということは、まだ朝鮮人民軍が完全には党の指導に「当然に」服するところまで到達していないことを暗示しているのかもしれない。それが可能になったとき、朝鮮労働党は、戦争と平和の問題を外交のテーブルにのせ、諸外国との対話に出てくることができるのであろう。その意味で、北朝鮮政権の安定は、朝鮮半島の核問題を含む北東アジア地域の安全保障に大きな影響を及ぼすものである。そして、北朝鮮政権の安定には、経済の安定、民生の安定が不可欠であり、北朝鮮経済の健全な発展は、北朝鮮のみならず、域内諸国すべてに大きな影響を与えうる要素となり得る。

<sup>20</sup> 同時に軍人の生活も国からの供給で衣食住が保証される段階に達する必要があるだろう。

# ***The Most Recent Changes in the Democratic People's Republic of Korea Economy and the Prospects for the Future***

**MIMURA, Mitsuhiro**

Senior Research Fellow, Research Division, ERINA

## **Summary**

The basis of the economic policy of the Democratic People's Republic of Korea (hereinafter the DPRK) is traditionally an adherence to a socialist planned economy and the expansion and development of an independent national economy. In terms of the ownership system, adherence to a socialist planned economy requires the societal ownership of the means of production. In addition, the carrying through of the leadership of the Workers' Party of Korea is also required. On top of that, the "Socialist Corporate Responsible Management System" has come to be implemented, which increases the autonomy of management of state-owned enterprises and cooperative farms.

Regarding the content of the "General Guidelines" which were issued by First Secretary Kim Jong Un in May 2014, from the results of interviews with DPRK academics which the author made multiple times, I found that there were the following two principles. First is properly realizing the nation's unified leadership and strategic management, that is to say, creating a scientific economic development strategy, and then based on that putting into effect a prospective plan (long-term economic plan) and a current plan (an economic plan for each year). Second is giving priority to the political projects of the Workers' Party of Korea aimed at economic projects.

The socialist management responsibility system in the industrial sector is to continue being reformed, while preserving the two above-mentioned principles on economic management methods for factories (they call institutions which are run under an independent accounting system "socialist enterprises"). Although the main strategic indices continue to be under the jurisdiction of the central government in the establishment, leading and control of economic planning, regarding other indices local People's Committees and enterprises are delegated the authority to create plans. There is a line of continuing to delegate to every socialist enterprise the right to production organization, management mechanisms, the right to labor adjustment, the right to product development, the right to quality control, the right to personnel management, the right to trade and the right to undertake joint ventures and collaboration, the right to financial management, and the right to price-setting and sales. In addition, there is the line which emphasizes the strategic management and management judgment of whole companies, introducing various management systems and responsibility systems on the criteria of such units as equipment, buildings, surface area, roads, and apartments, and strengthening the unified leadership, as with the "square meter management system".

The same as for the industrial sector, the socialist management responsibility system in the agricultural sector cooperative is to continue being reformed, while preserving the two above-mentioned principles on economic management methods for cooperative farms (the same as with factories, they call them "socialist enterprises" which are run under an independent accounting system).

As a method for that, and as a method for further heightening the responsibility system within the sub-work-team management system, a system of responsibility, dividing certain fields among individuals or small groups of people, making them responsible for feed management, and putting them in charge of fields which stresses the results of that distribution, was introduced nationwide in the second half of 2012. From the following year of 2013 it was substantively introduced, and in the writings of Kim Jong Un at the "National Agricultural Sector Sub-Work-Team Leaders Conference" on 6 February 2014 the "Field Responsibility System" was formulated. The production plan by the state has been directed in the same way as the Sub-Work-Team to date (on average, 15 to 25 people), but within the Sub-Work-Team at the time of division, it has come to be the case that the division stresses the size of the harvest for the fields which are taken charge of.

For changes other than those, in the 2015 "New Year Address" First Secretary Kim Jong Un emphasized a shift to



the “improvement of the people’s lives”, the “three pillars” of agriculture, the livestock industry and the marine products industry were taken up, and the making of the objective of the improvement of nutritional balance, and not only calories, was noted. In connection with economic management, in addition to the terms “management strategy”, “business strategy”, and “competitiveness” having come into use, the promotion of “activities to establish Korean-style economic management methods to meet real needs” was emphasized. The third national conference of financial and banking officials was held in Pyongyang on 13 December 2015. It hadn’t been held for almost 25 years. There, with First Secretary Kim Jong Un stating “Let us dynamically accelerate the building of a thriving nation by bringing about a turn in financial and banking work”, it could be seen that how they can satisfy the investment requirements for economic construction is currently a major economic issue in the DPRK. At the conference, in the report which Vice-Premier and Chairman of the State Planning Commission Ro Tu Chol made he stated “I emphasize that in financial management, we have to fulfill smoothly the needed funding requirements in order to realize measures for the people, properly combining creativity in individual units with the state unified planned guidance, raising the functions and role of the state budget, and thoroughly go through the translatory route of the Workers' Party of Korea”. If there is change in the financial sphere, and it is linked to official approval of investment via the decision of state-owned enterprise (namely, company activities with the aim of making a profit), then the economic aftereffects are forecast to be great.

After the 7th Congress of the Workers' Party of Korea, what direction will the DPRK head in politically and economically? Looking at the summary report of the party central committee at the 7th party congress, amongst other things, it would appear that matters will be carried out cautiously and steadily. This is based on the realistic judgment that it is not possible without the people and the army’s approval, being their own governing base, via the recovery of the domestic economy and the entry into a path of growth. However, with the antagonism with international society deepening, with, entering 2016, the nuclear test, the launching of a satellite using ballistic missile technology, and the firing of short-range missiles, what kind of growth strategy will be delineated? The uncertainty is great, and the reality is that the external situation will become increasingly harsh.

[Translated by ERINA]

# 朝鮮民主主義人民共和国における 経済開発区設立に関する一考察

延辺大学経済管理学院・延辺大学朝鮮半島研究共同創業新センター副教授

ERINA 共同研究員 李聖華

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、1980年代を始め、海外直接投資を誘致するための法的基盤の整備を進め、経済特区と経済開発区を設立した。経済特区と経済開発区の設立は、北朝鮮における経済改革政策の大きな特徴である。国内、国際政治経済環境が一層厳しさを増している中、北朝鮮の経済改革は試行錯誤の連続である。一方、封鎖的経済運営から開放的な経済制度を実現させるためには、経済改革が急務である。そして、北朝鮮の経済に関する研究においても、経済改革が重要な研究テーマとなっている。他方、外資誘致と経済特区と開発区の設立は対外開放政策の一環である。また、経済特区と開発区設立の経緯に関する分析は、外資の導入先、類型、および経済特区の開発方針などに対してさらに明晰な視点を与えてくれる。

以上のような問題意識を踏まえ、本稿では北朝鮮における外資導入政策の変遷を概観するとともに、経済開発区の現況などについて検討することとする。

## 1 北朝鮮における外資導入政策の変遷

### 1.1 建国～1970年代の外資導入政策

建国以来1970年代まで、北朝鮮における外資誘致は、社会主義諸国の援助と西側諸国からの借款導入であった。

#### (1) 社会主義諸国の援助

北朝鮮は、朝鮮戦争(1950～1953)からの経済復興政策として外資誘致に大きく依存した。社会主義諸国は主な援助国であって、その中でもソ連と中国がもっとも重要な支援国であった。ソ連はこの期間、15.22億ドルを無償で援助して最大の支援国となり、その次に中国が有償・無償あわせて援助として9.25億ドルを供給し、ソ連に続く第2の支援国になった。1950年代には北朝鮮への援助がピークを迎えた。援助の内訳を見ると約70%が発電所、製鉄、セメント、機械などの重工業分野に傾いており、その援助額は北朝鮮の予算歳入額の約30%を占めていた。このような社会主義諸国からの援助により、北朝鮮における重工業を優先

とする経済発展は多くの成果がみられ、軽工業と農業も徐々に回復するようになった。

上述のように、社会主義諸国からの援助は北朝鮮の経済復旧に決定的な役割を演じたことは間違いない。ただし、ソ連と中国への依存を軽減させるために、1956年には「自立的民族経済建設路線」を、1957年には、「千里馬運動」<sup>1</sup>を推進することを発表した。しかし、1960年代からは、「国防・経済並進」路線を施行し、資金の多くは軍需を中心とする重工業部門に投下された。その後、北朝鮮は外資誘致に依存する計画経済の体制から自立的経済の基礎を確立するための「自立更生政策」<sup>2</sup>を推進した。しかし、1960年代以降の原資材の供給不足によって「自立的民族経済建設路線」も行き詰まりをみせた。

#### (2) 西側諸国からの借款

1970年代に入り国際情勢は大きく変わった。中・米および中・日が関係改善に乗り出して東西デタントの時代を迎えた。1975年までに北朝鮮は21カ国の西側諸国と外交関係を樹立した。特に、1972年には韓国と「南北共同声明」を発表し、日本とは「貿易促進に関する合意書」に調印するなど、外交関係の改善に向けて大きな一歩を踏み出した。そして、1960年代以降の北朝鮮における社会主義諸国からの援助が激減するなど戦後の高度成長から経済の低迷を続ける中、北朝鮮は対外経済発展の新しい手がかりを求め、西欧の12カ国から約13億ドルの借款を導入して、借りた資金の多くは設備の購入に使われた。

しかし、1973年の第一次オイルショックの影響で、輸入原資材価格の高騰および世界経済の同時不況となり、北朝鮮の主な輸出商品である非鉄金属の輸出価格が急落したため、北朝鮮は債務の償還ができなくなり、欧米からデフォルト宣言を受けた。

このように、1970年代までの北朝鮮の外資導入政策の変遷を概観して見ると、北朝鮮の対外経済関係は旧社会主義

<sup>1</sup> 1956年、ソ連が「重工業と軽工業の均衡発展政策」と資本主義圏との平和共存政策を採り、北朝鮮に大きな影響を与えた。「千里馬運動」は、重工業の発展を優先とする北朝鮮独自の外交政策、および経済発展戦略である。

<sup>2</sup> 国防建設を優先とした政策が、北朝鮮の経済成長を悪化させた最大の要因である。

諸国による援助と西側諸国による借款に限られている。また、経済協力のパートナーも限られていて、その投資規模も小さく、北朝鮮の長期的な経済成長に大きな役割を果たせなかった。その後、国際的・国内的投資環境の悪化による外資誘致の低迷が続いた。

## 1.2 1980年代以降の外資導入政策

### (1) 1980年代の外資導入政策

1980年代に入り、北朝鮮における海外直接投資への認識が大きく変化した。社会主義諸国による援助と西側諸国による借款導入の失敗、および中国の改革開放政策の影響を受け、1980年10月、朝鮮労働党第6回大会では対外開放の拡大に向けて西側諸国から資本と技術を導入する方針を明らかにした。1983年には北朝鮮の経済代表団が中国の深圳経済特区を視察し、1984年には北朝鮮の政務院総理が引率する団体が上海を視察した。そして、1984年9月北朝鮮は外資導入のための最初の法制度である「合弁法」を制定し、外資誘致に努め始めた<sup>3</sup>。1985年からは合弁企業の運営が開始され、1991年までの合弁、合作企業は123社(うち、日系企業が85社)に達したが、実際開業したのは58社しかなかった。この時期の外資導入政策の大きな特徴は、西側諸国からの投資が少なく、投資の多くは日本総連系企業であって、結果的には「合弁法」も日本総連系商工人が対北朝鮮投資を行うための法制度として機能したとも言える。しかし、北朝鮮が独占経営権を行使したため合弁企業の利益は投資国への還元ができなくなり、1990年代以降合弁企業のほとんどは停産状態に陥った。このように、1980年代の北朝鮮における外資導入政策は、法制度が整備されていない状態で試行錯誤を繰り返し、失敗に終わった。

### (2) 1990年代の外資導入政策

ソ連の崩壊およびUNDP(国連開発計画)が推進した「図們江地域開発計画」は、1990年代以降の北朝鮮における外資導入政策に大きな影響を与えた。1991年12月において「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」が創設され、北朝鮮としては本格的な外資導入政策が初めて導入されることとなった。このように1990年代以降は外資導入のための関連法案の制定など投資環境の改善に向けた様々な施策が行われた。たとえば、1991年12月には「羅津・先鋒自由経済貿易

地帯法」制定、1992年には憲法の改正、「外国人投資法」、「合作法」、「外国人企業法」の制定など、合計57事項の外資誘致のための関連法案が制定・改定された。1999年までに対北朝鮮の直接投資の実行額は1.4億ドルに達し、投資先の多くは中国、韓国、および香港などのアジアの国々と地域であった<sup>4</sup>。

1990年代以降の外資導入政策は一定の効果はみられたものの、国際的・国内的情勢の変化により当初期待された成果は得られなかった。国内情勢から見ると、1990年代北朝鮮は年々自然災害への被害を受けて経済はほぼ崩壊状態に直面して、「苦難の行軍」という過酷な試練期間であった。そして、北朝鮮は軍事優先政策の継承を表明すると同時に、外資に対する警戒心を募らせ、1998年以降は対外経済開放を制限する方向に転じた。さらに、投資先を羅津・先鋒特区という狭い範囲に制限したうえで、インフラ整備は改善されておらず、逆に外資系企業の運営に対する北朝鮮政府の指導管理を強化するなど、外資誘致に向けた投資環境は整備されていなかった。他方、国際的な情勢から見ると、冷戦は終結したものの、戦後の北東アジア地域の国際的情勢は依然として混沌としたものであって、韓国と日本との国交正常化も当初期待されたような成果はなかった。このように、北朝鮮における外資を誘致するための国際政治環境も整備されていなかった<sup>5</sup>。さらに、1990年代末に発生したアジア金融危機の影響により、北朝鮮における外資導入政策は再び失敗に終わった。

### (3) 2000年代以降の外資導入政策

2000年代以降、北朝鮮における外資導入の最大な特徴は、経済特区と開発区(開発区は2010年以降)の設立である。2002年北朝鮮は「7・1措置」(经济管理改善措置)を推進し、大胆な外資導入政策の取り組みを行った。2002年には新義州経済特区、開城工業地区、金剛山観光地区を、2011年には黄金坪・威化島経済地区および金剛山国際観光特区を、2015年には茂峰国際観光特区を設立するなど、2013年には13カ所、2014年には6カ所、2015年には1カ所に経済開発区を設立した<sup>6</sup>。その結果、2000年代に入ってから北朝鮮の経済は緩やかに回復した。そして、韓国と日本との首脳会談を開催し、さらには2013年までに15項目の法制度を改正・制定するなど、外資誘致に向けて積極的に取り組みを

<sup>3</sup> 北朝鮮は中国式の改革開放政策を導入しておらず、「合弁法」だけでは法制度など外資誘致のための法的基盤整備の改善に繋がらない。北朝鮮は、「北朝鮮の実情」に適する改革が必要であり、中国式の経済特区の開発による外資誘致に否定的な態度を示した。

<sup>4</sup> 韓国からの投資は、南浦など西海岸地区である。

<sup>5</sup> 1991年に経済特区の設立を発表したが、北朝鮮の核ミサイルの開発によりアメリカと北朝鮮の関係が悪化し、1995年から外資誘致を始めることとなった。

<sup>6</sup> 2007年7月北朝鮮の兵士が韓国観光客を銃殺してから、金剛山観光地区は封鎖され、2011年4月に金剛山国際観光特区を設立した。

見せた。しかし、北朝鮮の核実験による国際社会の制裁、韓国の李明博政権の対北強硬政策、2009年の貨幣改革制度の失敗は、北朝鮮の外資導入に大きな打撃を与えた。

2010年から北朝鮮は「大豊グループ」、「合営投資委員会」、「国家開発総局」(2013年には国家経済開発委員会に昇格)など組織的仕組みを作るなど、外資誘致に本腰を入れた。そして、2013年には「経済開発法」を制定し、地域の実情に合う経済開発区の設立を目指すなど、外資に積極的な姿勢を見せた。

## 2 北朝鮮における経済開発区建設の現状

北朝鮮は、1991年の羅津・先峰自由経済貿易地帯の設立をはじめ、2015年までに合計6カ所に経済特区、21カ所に経済開発区を設立した。そして、経済特区と開発区は関連法制度に基づいて設立された。このように、北朝鮮における外

資誘致を含む対外経済関係の基本を規定する法律は基本的に整備されたといえる。また、外資導入国の多様化および経済開発区設立のターゲットの明確化などの特徴がある。

### 2.1 経済特区の設立

北朝鮮は、1980年代の外資導入政策の失敗を受け、1990年代からは新たに経済特区の設立に取り組んだ。経済特区の設立の背景とその目標から見ると、経済協力の対象と経済特区・開発区の設立には具体的なターゲットがあると考えられる。

#### (1) 中・朝共同開発の経済特区

羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済特区は、中・朝両国が共同で開発した経済特区である。羅津・先峰自由経済貿易地帯は1991年に設立した以降、北朝鮮政府により96

表1 北朝鮮における経済特区と経済開発区の実況

	項目	地区	設立年度	開発内容	関連法案
経済特区	羅津・先峰経済貿易地帯	羅先特別市(咸鏡北道)	1991	輸出加工、貨物中継、観光、金融、製造業、サービス業	羅先経済貿易地帯法
	新義州国際経済地帯(新義州特別行政区)	平安北道	2014(2002)	金融、貿易、工業、先端科学、娯楽および観光	経済開発区法(新義州特別行政区基本法)
	開城工業地区	黄海南道	2002	工業、金融、商業、観光、サービス業	開城工業地区法
	金剛山国際観光特別区	江原道	2011	観光サービス業、他のインフラ整備	金剛山国際観光特別区法
	黄金坪・威化島経済地帯	咸鏡北道	2011	ハイテク産業、軽工業、農業、商業、観光業	黄金坪・威化島経済地区法
	茂峰観光特区	両江道	2015	辺境貿易、観光、物流、加工業	経済開発区法
経済開発区	清津経済開発区	咸鏡北道	2013	輸出加工、金属加工、機械製造、軽工業、建材、電子、物流	経済開発区法
	漁郎農業開発区	咸鏡北道	2013	農畜牧業基地、農業科学研究団地	経済開発区法
	穩城島観光開発区	咸鏡北道	2013	ゴルフ、水泳、競馬、民族飲食業	経済開発区法
	北青農業開発区	咸鏡南道	2013	果樹栽培加工、山菜加工、牧畜業、薬材加工	経済開発区法
	興南工業開発区	咸鏡南道	2013	化学、製薬、建材、機械工業、中継貿易	経済開発区法
	恵山経済開発区	両江道	2013	木材加工、現代農業、観光レジャー	経済開発区法
	満浦経済開発区	慈江道	2013	貿易、有機農業、観光	経済開発区法
	渭原工業開発区	慈江道	2013	鉱産物、木材加工、機械設備、農産品	経済開発区法
	鴨緑江経済開発区	平安北道	2013	農業、観光レジャー、貿易	経済開発区法
	峴洞工業開発区	江原道	2013	ハイテク産業、軽工業、観光サービス業	経済開発区法
	臥牛島輸出加工区	南浦市	2013	輸出加工、金属、観光、不動産、食品加工	経済開発区法
	松林輸出加工区	黄海南道	2013	倉庫保管、貨物輸送	経済開発区法
	新坪観光開発区	黄海南道	2014	観光レジャー、スポーツ、娯楽	経済開発区法
	開城古都科学技術開発区	黄海南道	2013	先端科学技術	経済開発区法
	恩情先端技術開発区	平壤市	2014	輸出加工、情報技術、ナノテクノロジー技術、先端工業設備政策、生命科学技術	経済開発区法
康翎国際緑色モデル区	黄海南道	2014	農業、水産、畜産業、有機食品加工、エネルギー、海水浴場、ゴルフ、サービス業	経済開発区法	
珍島輸出加工区	南浦市	2014	岸壁、発電所、鉄鋼、セメント等の重工業	経済開発区法	
青南工業開発区	平安南道	2014	石炭、化学製造	経済開発区法	
肅川農業開発区	平安南道	2014	米、農産品	経済開発区法	
清水観光開発区	平安北道	2014	民族村、文化娯楽、キムチ加工、ミネラル、果樹園	経済開発区法	
慶源経済開発区	咸鏡北道	2015	—	経済開発区法	

出所：関連資料に基づき著者作成

注：北朝鮮は2013年～2015年まで、20カ所に地方レベルの経済開発区を設立した。表1に追加している開城古都科学技術開発区は、北朝鮮と中国、シンガポール、中東諸国の外資系企業が共同で設立した、科学技術を中心とする経済開発区であり、事実上経済開発区法に基づいて設立した地方レベルの開発区ではない。

年に直轄市に、2010年には特別市に昇格され、中央管轄の唯一の自由貿易地区である。羅津経済特区はハイテク産業、減資材工業、軽工業、現代農業を重点的に発展させ、将来的には北東アジアの物流および観光の中心にすることが目標である。

黄金坪・威化島経済地帯の重要な産業は情報産業、観光業、軽工業、農業などがあり、知識集積型の新型経済特区の設立を目指していた。このように、北朝鮮は黄金坪・威化島経済地区を韓国企業が入った開城工業地区、中国の工業団地と同様に、北朝鮮の典型的な経済特区に発展させるため様々な取り組みを行っていた。

2012年の8月には、中朝両国が羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済地帯に管理委員会を発足し、共同で開発、管理をすることを決めた。そして、北朝鮮側は主に土地と法制度を、中国側は資金と技術などを提供することに合意した。この2つの経済特区の成功は北朝鮮の対外開放政策に大きく貢献していると考えられる。

## (2) 南北間共同開発の経済特区

開城工業地区設立の事業、金剛山観光事業、および南北間の鉄道と道路の連結事業は南北間の3大経済協力事業である。2002年に北朝鮮は金剛山観光地区の設立を発表した。金剛山観光地区は、北朝鮮国内で初めて韓国に開放した観光地であり、南北の民間交流および南北間関係の緊張緩和に寄与している。2008年の金剛山銃撃事故以降、北朝鮮は金剛山観光地区を封鎖したが、2011年には金剛山国際観光特別区の設立を発表し、外資導入先を世界各国に拡大させた。

開城工業地区も2002年に設立し、金剛山観光地区の設立と同様に太陽政策の重要な成果として評価された。開城工業地区は南北間が共同で開発・運営することに合意した。その目標は生産性を高めるとともに、金融・商業・観光・サービス業が一体となった総合的経済特区にすることである。一方で、北朝鮮の核実験、延坪島発砲事件、米韓合同軍事演習などの影響を受け、南北関係は緊張が高まり、開城工業地区は何度も操業中断するなど、南北間協力事業は大きな進展をみせなかった。

## (3) 新義州国際経済地帯

新義州国際経済地帯は、2002年に設立した新義州特別行政地区の実質的な再開である。新義州特別行政地区は、北朝鮮が2002年に実施した「7.1措置」以降の外資導入政策の重要な対外経済発展事業であり、北朝鮮の香港をめざす試みは内外の強い関心を集めていた。一方、新義州国際経

済地帯行政長官の解任問題などにより、新義州行政特別区の開発は大きな進展が見られず、2004年に北朝鮮は特別行政区制度を新義州・大鵝島経済開発区に改称した。2013年には新義州の一部地域に特殊経済地区を建設し、2014年には「新義州国際経済地帯」に改称した。新義州国際経済地帯の開発は、当該地域の経済発展に大きく貢献すると期待されている。

北朝鮮は、新義州国際経済地帯を国際的金融、貿易、先端技術、観光などの複合型経済特区にする狙いがあり、他の経済特区との違いは北朝鮮政府が新義州に独自の立法権、行政権、司法権を付与することである。

## (4) 茂峰観光特区

2015年4月22日、北朝鮮の両江道三池淵郡に面積160平方キロメートルの国際観光特区を設立することが北朝鮮の最高人民会議常任委員会の政令により発表された。そして、中国吉林省和龍市崇善鎮古城里の税関を唯一の通路に指定した。茂峰観光特区は経済開発法と関連外資法に基づいて設立した元山・金剛山国際観光地区に続く2例目の観光特区であり、北朝鮮が当該地域で権力を行使している。中国の吉林省と延辺朝鮮族自治州は中朝辺境地域における辺境貿易、観光、物流などさまざまな分野において共同で開発することを提案した。

## 2.2 経済開発区の建設

2013年から2014年までの2年間で、北朝鮮は計19カ所に経済開発区(2015年にも1つの経済開発区が設立)を設立した。そして、資源開発に向けた外資導入政策を推進するなど対外開放政策に積極的な姿勢を見せた。19カ所に設置されている経済開発区は3つの中央級経済開発区と16個の地方レベル経済開発区に分けられ、地方経済開発区は、さらに12個の単独の経済開発区(4つの工業開発区、2つの輸出加工開発区、3つの農業開発区、3つの観光開発区)と4つの複合型経済開発区に分類された。

### (1) 中央級経済開発区

恩情先端技術開発区、康翎国際緑色モデル区と珍島輸出加工区は3つの中央級経済開発区である。平壤の恩情先端技術開発区は管理サービス区、加工貿易区、情報技術区、ナノテクノロジー技術と新資材区、先端工業設備政策区、生命科学技術産業区などに分けられている。そして、中国、欧米、東南アジアと海外同胞による国際入札方式の投資導入政策を推進した。黄海南道に立地している康翎国際緑色モデル区の重点発展産業は、農業、水産業、牧畜、グリー

ン食品加工、エネルギー、ゴルフ、サービス業である。南浦市に立地している珍島輸出加工区では岸壁と発電所の建設を推進し、鉄鋼、セメントなど重工業を重点産業として発展させた。

## (2) 地方級経済開発区

### I. 工業開発区

慈江道に位置している渭原工業開発区、平安南道の青南工業開発区、江原道の峴同工業開発区、および咸鏡南道の興南工業開発区は、北朝鮮にある4つの単独工業開発区である。渭原工業開発区では、鉱産資源加工業、機械設備などの製造業開発に淡水魚養研究基地を結びつけた工業開発区にする計画である。峴同工業開発区は元山港に隣接し、情報産業、軽工業、観光サービス業に、元山・金剛山観光特区と協力して観光記念品産業を開発する計画である。興南工業開発区は化学、製薬、建材、機械興業、輸出加工業の開発に、青南工業開発区は石炭と化学製造業の開発にそれぞれ積極的な取り組みを行っている。

### II. 農業開発区

平安南道の宿川、咸鏡北道の漁郎、および咸鏡南道の北青は3つの単独農業開発区である。北朝鮮政府は漁郎農業開発区を、農業に牧畜と養魚を結びつけた農・畜産複合基地に開発する計画である。他方、七宝山観光の開放にともなう農・畜・水産業産物の販売促進に期待している。北青農業開発区は、果樹栽培加工、山菜加工、牧畜業、薬材加工などの果樹業発展と有機農業製品の輸出を、肅川農業開発区は、農産品の輸出拡大を目指して、各自で様々な取り組みを行っている。

### III. 観光開発区

咸鏡北道の穩城島、黄海北道の新坪と平安北道の清水は3つの単一型観光開発区である。穩城島観光開発区はゴルフ、水泳、競馬、民族飲食業などの観光レジャーなどの開発を目指している。必要な電力とガスなどのエネルギーは中国から供給されている。新坪観光開発区は、観光レジャー、娯楽を中心とする観光地であり、平壤に訪れる外国人観光客が金剛山に向かう途中に立ち寄って新坪観光を楽しむことができる。そして、清水観光開発区は、民俗村、文化娯楽、キムチ加工、ミネラルウォーター、果樹園に歴史遺跡などの教育を宣伝する観光地区である。

### IV. 輸出加工地区

北朝鮮は、南浦市の臥牛島と黄海北道の松林は2つの単独の輸出加工区に、中央級の珍島輸出加工区の合計3つの輸出加工区を設けた。臥牛島輸出加工区は、委託加工、注文加工などを中心にして、将来的には南浦港を中心に

金融、観光、不動産、食品加工などの総合型開発区に建設する計画である。そして、松林輸出加工区は倉庫保管と貨物輸送を基本とする輸出加工区である。

### V. 複合型経済開発区

北朝鮮には、平安北道の鴨緑江経済開発区、慈江道の満浦経済開発区、両江道の恵山経済開発区、および咸鏡北道の清津経済開発区など4つの複合型経済開発区がある。鴨緑江経済開発区は、現代農業、観光レジャー、および貿易を基本とする集約型経済開発区に発展させることを目指している。必要な電力とガスは中国から供給してもらうこととしている。満浦経済開発区は、中国の交通インフラ整備の優位を活かして観光、貿易、有機農業の発展に向けて様々な取り組みを進めている。また、恵山経済開発区は豊富な森林資源と温泉などの地元の資源を活かして観光資源の輸出加工、観光レジャーと現代農業の発展させる計画である。清津経済開発区の目標は、金属加工、機械の製造、建材、電子部品、軽工業、中継貿易を中心とする経済開発区に建設することによって、北東アジアにおける重要な対外経済交流の区域になることが期待されている。

以上、2013～2014年までに北朝鮮が発表した経済開発区の現況について分析をおこなった。2015年10月8日最高人民会議常任委員会では、咸鏡北道慶源郡柳多島里の一部地域に慶源経済開発区を設けることを決定する政令を発表した。慶源経済開発区は中国の図們江と吉林省延辺朝鮮族自治州の琿春市に隣接し、ロシアと距離的に近接している。そして、中国沙坨子の国境橋と繋がっていて、鉄道も開通している。慶源郡の地域経済は依然と農業に大きく依存している。慶源経済開発区の設立は、中口間の経済協力にも貢献できると考えられる(経済開発区の開発内容、方針などは発表されていないが、地方級経済開発区であると考えられる)。

## 3 北朝鮮における外資導入政策の特徴および課題

### 3.1 北朝鮮における外資導入政策の特徴

#### (1) 経済協力対象の明確化

1990年代以降北朝鮮は外資導入に向けた最大の成果は経済特区の設立であって、経済特区の経営は近隣国と共同で開発、管理することとしている。その事例として中朝両国が共同管理、共同開発した羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済特区が挙げられる。開城工業団地は南北経済協力事業の象徴であり、もっとも大きな特徴が南北政府間の協力である(うち、茂峰観光特区と穩城島経済開発区は中国の地方政府間の協力事業である)。2013年以降は、新たな外資導入政策として北朝鮮国内の各地域に経済開発区の設

置を拡大させた。21カ所に設立された経済開発区のうち、7つの経済開発区が中朝国境地域に立地している。そして、北朝鮮の咸鏡北道と平安南道に立地している11個の経済開発区は中国東北三省との経済協力の促進に貢献することができると考えられる。現在、北朝鮮のもっとも重要な投資国であり経済協力の対象国であるのは中国である。

#### (2) 外資誘致の拡大に向けた法的基盤の整備

外資誘致を促進するためには、法的基盤の整備など投資環境の改善が重要である。北朝鮮は、1984年に合弁法を、1990年代には「羅津・先峰自由貿易地帯法」、「外国投資法」、「合作法」、「外国人企業法」など、合計57項目の外資誘致関連法制度を制定するとともに、既存の憲法を改正した。2000年代に入ってから2013年までに15項目の外資誘致のための関連法案を制定・改正した。このような、外資誘致の拡大に向けた関連法案の制定により、外資誘致の法的基盤が整備され、投資家の地位と利益も徐々に改善されつつある。

#### (3) 北朝鮮国内における外資投資先の拡大

北朝鮮における外資導入政策は経済特区地域に限る地域に適応させたため、投資活動が大きく制限された。そして、羅先経済貿易地帯、新義州経済特区など経済特区建設が停滞している中、北朝鮮の外資誘致は試行錯誤を繰り返すこととなり、あまり進展が見られなかった。近年、北朝鮮の新政権の発足により国内各地域に開発区を設立して投資活動の範囲を拡大させるなど、外資誘致に積極的な姿勢を見せている。

### 3.2 北朝鮮における外資導入政策の課題

#### (1) 政府主導型の外資導入政策

現段階の北朝鮮が実施しているさまざまな経済改革は、基本的に現有体制の維持の下で推進されるものであり、現有の計画経済体制の下で政府主導の外資誘致である。そして、隣国との共同合作も政府間協力が中心であり、外資系企業の北朝鮮における経済協力のパートナーも北朝鮮政府に限られる。政府が推進している改革も自力更生の一環であり、外資の誘致は国内経済建設の一つの補助的措置に過ぎない。その結果、外資の経済成長への波及効果は限定的なものであり、北朝鮮政府が目指している内部資源の発掘による経済の近代化の実現も困難であると予測される。

北朝鮮は2015年11月18日に羅先経済貿易地帯の総合的開発計画を発表するとともに、外資誘致の事業、地域、投資額などについて具体的に発表し、外資誘致に積極的な姿勢

を見せた。このような北朝鮮における外資導入政策は、開城経済特区と羅先経済貿易地帯の活性化には一定の経済波及効果をもたらしたが、その他の多くの経済特区と開発区は実際に着工できていない状態である。したがって、北朝鮮政府主導の外資誘致政策への取り組み強化が不可欠である。

#### (2) 劣悪な国際政治経済環境

北朝鮮における劣悪な国際政治環境は外資誘致を阻害する重要な要因の一つとなっている。そして、アメリカによる国際金融機構への加盟拒否、さらに、冷戦終焉後の朝鮮半島をめぐる国際情勢は緊張が高まっている。たとえば、米韓合同軍事演習による南北間関係の悪化、北朝鮮の核問題による西側諸国からの経済制裁など、北朝鮮の外資誘致を取巻く不安定な国際政治経済環境は、北朝鮮の外資誘致を妨げている。そのうち、南北間の強い対敵観念は北朝鮮の外資誘致に大きな影響を与えている。そして、南北間協力の象徴的な事業である開城興業団地は国際的な場で駆け引きの材料となり、現段階においては韓国とさらなる経済協力事業を進展させることは、現実的に不可能である。

## 4 結論

以上、本稿では、北朝鮮における外資導入政策の変遷を概観するとともに、経済特区と開発区の形成過程と現況について分析をおこなった。近年の北朝鮮における外資導入政策のもっとも大きな変化として、国内各地域に経済特区と開発区を設置して、投資活動の適用範囲を拡大させた。そして、北朝鮮の対外経済関係法は、1990年代以降、数の上ではかなり整備されてきたが、今後、さらなる投資環境の改善が必要である。

そして、前章ですでに述べているように、現段階の北朝鮮が実施しているさまざまな経済改革は、基本的に現有体制の維持の下で推進されるものであり、現有の計画経済体制の下での政府主導の外資誘致である。北朝鮮政府が目指している内部資源の発掘による経済の近代化の実現と外資導入政策は、北朝鮮国内の資金不足を補う、いわゆる自力更生の一環である。

北朝鮮における計画経済体制の下で市場経済システムの導入は難しく、外資誘致による経済への波及効果は限られているから、北朝鮮政府が目指している内部資源の発掘による経済の近代化が実現することは困難であると考えられる。そして、安定した国際政治経済環境の形成やインフラ整備など投資環境の改善に向けてさらなる取り組みを推進していく必要がある。

最後に、これまでの分析に基づき、北朝鮮の経済特区と開発区のさらなる発展に関する3つの提案を行いたい。第1に、現段階において、全面的な市場化の実施は困難であるが、一部の先行地域において試験的に導入することは可能である。例えば、新義州特別行政区内において、国家が特別な立法と司法権を与え、特区内で市場化改革を先行させることを提案したい。それによって、今後の市場化をより多くの地域に普及させるための基盤を形成すると同時に、外資企業に自由な経済活動空間を与え、投資を活発にさせることができる。第2に、国際政治関係の改善、とりわけ隣国との関係改善が急務である。たとえアメリカをはじめとする西欧諸国との関係改善が短期間では困難であるにしても、朝鮮半島の統一、という大局観の下で、韓国との関係においては無駄なかけひきを減らし、融和を図ることが必要であろう。将来、北朝鮮が平和的な外交環境を構築した際には、韓国が北朝鮮にとって最大の投資国と援助国になる可能性は否定できない。第3に、開発区の建設においては、できるだけ重複投資を避け、誘致する外資の種類を明確にする必要がある。現段階における北朝鮮の労働力は豊富とは言えず、中国が改革開放の初期に採用したような労働集約型加工・組立産業の大々的な発展は、北朝鮮の現実に合わない。そのため、開発区の建設と実体経済の発展において、外資を選別することも1つの重要な課題であると言えよう。

[中国語原稿をERINAにて翻訳]

## 参考文献

### 日本語文献

東アジア貿易研究会；日本貿易振興機構(2014)「2013年度最近の北朝鮮経済に関する調査」 pp.17-30。

### 中国語文献

宮玉涛(2007)「朝鮮経済改革的促動因素：歴史与現実分析」『学术交流』 No.11、pp.118-121。

郭銳、蘇紅紅(2013)「朝鮮式特区経済」与中朝边境经济区合作」『亚太经济』 No.2、pp.19-25。

林今淑(2005)「中国企业对朝鲜投资的探讨」『国际贸易』 No.10、pp.18-22。

林今淑、権哲男(2011)『現代朝鮮経済』延边大学出版社。

朴銀鉄、李聖華、顔銀根(2011)「朝鮮経済改革の有力推手：中韓経済合作」『経済問題探索』 No.12、pp.96-100。

孫永(2008)「朝鮮利用外資趨勢論析」『黒龍江社会科学』 No.2、pp.82-85。

張美華(2009)「朝鮮投資環境探析」『黒龍江对外経貿』No.6、pp.35-42。

周松蘭、柳棟(2004)「朝鮮改革開放経済発展戦略研究」『東北亜論壇』 No.3、pp.57-61。

### 韓国語文献

Andray Abrahamian(2015)「北朝鮮経済開発区のABC」『ABC北朝鮮経済レビュー』 No.2、pp.69-94。

パク・ヒョンジュン(2013)「北朝鮮における外国人投資関連法に関する研究」『北韓学研究』 No.9、pp.171-194。



# ***A Study on the Setting-Up of Economic Development Zones in the Democratic People's Republic of Korea***

**LI, Shenghua**

Associate Professor, College of Economics and Management, Yanbian University, and the Co-Innovation Center for Korean Peninsula Studies, Yanbian University, and ERINA Collaborative Researcher

## **Summary**

The Democratic People's Republic of Korea (DPRK) promoted the putting in place of the legal basis in order to attract foreign direct investment in the mid-1980s, and established special economic zones from the 1990s and economic development zones in the 2010s. The setting-up of special economic zones and economic development zones was a major distinctive feature of economic reform policy in the DPRK. In order to undertake this kind of open economic management, economic reform is a pressing task. On the other hand, the attraction of foreign capital, and the establishment of special economic zones and development zones are part of the policy of opening-up to the outside world.

What can be raised as the greatest change in the introduction of foreign capital policy in the DPRK in recent years is the expanding of the application of investment activity with the putting in place of special economic zones and development zones in each region domestically. Next, the DPRK law on external economic relations has been in large part amended many times since the 1990s, but subsequently further improvement in the investment environment is necessary.

The various economic reforms which the DPRK is implementing are basically being promoted within the maintenance of the existing system, and are the government-led attraction of foreign capital within the existing planned-economic system. The realization of economic modernization via the extraction of internal resources which the DPRK government is aiming for and the introduction of foreign capital policy compensate for the DPRK's lack of domestic funds, and is a part of so-called self-reliance.

Under the planned-economic system in the DPRK, the introduction of a market-economic system is difficult, and because with the current high tension with the outside world the spillover effect for the economy from the attraction of foreign capital is limited, the realizing of economic modernization via the extraction of internal resources which the DPRK government is aiming for is considered to be difficult. Consequently, in order to tie the attraction of foreign capital to growth in the real sense, it is necessary to go on further promoting initiatives, aiming toward an improvement in the investment environment, including the formation of a stable international political and economic environment and the upgrading of infrastructure.

What is necessary at the current stage in order to invigorate the DPRK economy are the following three things. First, while an all-out implementation of a market economy is difficult, its introduction experimentally in some leading regions is possible. For example, within the Sinuiju International Economic Zone, the nation grants special legislation and jurisdiction, and I would like to propose the putting ahead of market economic reforms in the special zones. Through that, at the same time as forming a base for propagating the market economy in the future to more regions, it will be possible to enliven investment, giving foreign enterprises free room for economic activity. Second, the improvement of international political relations, especially the improvement of relations with neighboring countries, is a pressing task. Even though an improvement in relations with Western countries, including the United States, is difficult in the short term, within the bigger picture of the unification of the Korean Peninsula, it will be necessary to reduce the fruitless maneuvering in relations with the ROK, and strive for reconciliation. In the future, when the DPRK constructs a peaceful diplomatic environment, the possibility that the ROK will become the largest investor and donor country for the DPRK cannot be denied. Third, for the construction of the development zones, it is necessary to avoid overlapping investment as much as possible, and clarify the types of foreign capital to attract. The DPRK labor force in the current stage cannot be called plentiful, and the mass development of labor-intensive processing and assembly industries as China adopted at the beginning of its reform and opening-up does not match the realities of the DPRK. As a result, in the construction of development zones and real economic development it can be said that the screening of foreign capital is another important issue.

[Translated by ERINA]

# 朝鮮民主主義人民共和国の自然環境保護と 自然保護区制度についての一考察

延辺大学講師 李松林

## 1. 朝鮮の『環境保護法』における自然環境保護

朝鮮民主主義人民共和国(朝鮮)の『環境保護法』はその他の自然環境保護に関する法令の基本法であり、生態系の保護等、自然環境の重要な法的根拠である。同法は1986年4月9日に最高人民会議で法令として採択されて以来、数回(1999年3月4日、2000年7月24日、2005年4月19日、2011年8月23日)にわたって修正・補充された。現在の『環境保護法』は4章55条で構成されている。具体的には、第1章「環境保護の基本原則」、第2章「自然環境の保存と形成」、第3章「環境汚染の防止と処理」、第4章「環境保護に対する指導管理」となっている。

同法の第2章「自然環境の保存と形成」(第10条から第18条)には自然環境保護に関する基本事項が特に定められ、その他の環境保護と比べて自然環境保護がより重視されていることが示されている。その内容は以下のとおりである。

自然環境の保存及び形成の基本的条件(第10条)、自然保護区及び特別保護区の選定(第11条)、環境保護対策の制定(第12条)、自然風景の保護(第13条)、名勝地・天然記念物の保護(第14条)、地盤沈下の防止(第15条)、生態系の均衡を破壊する行為の禁止(第16条)、文化・レジャー空間の建設及び庭園・緑地の造成(第17条)、国土環境保護月間の設定(第18条)である。主な内容をまとめると、以下のとおりである。

### (1) 自然環境の保全と建設の立法趣旨

同法の第10条には「自然環境を良好に保存して建設するための基本的な条件は、人民に良好な生活環境をつくり、より美しく、文明的な環境を次世代に伝えることである」と規定されている。

上記の条項で強調されている「自然環境の建設」は比較的特殊な内容で、社会主義国家の特性を反映している。自然環境の保全と同じように、自然環境の人為的な建設も重要な事業としてみなされ、第17条の「文化・レジャー空間の建設や庭園、緑地の形成」や第18条の「国土環境保護月間を設定し、大衆の自然環境の美化と保護を動員」とつながっている。

### (2) 保護区の指定と管理

自然環境を保護する方法のひとつは保護に値する地域を指定し、人間の行動を制限することである。同法も「内閣が自然保護区と特定保護区を指定して保護を行ない、具体的には原始林保護区・動物保護区・植物保護区・名勝地保護区・水産資源保護区等があると規定している(第11条)。

国土環境保護機関と関係諸機関は、自然環境保護区及び特定保護区等すべての領域で、動植物の変化、地形・水質の変化、気候変動を始めとする自然環境の変化を常時調査・登録し、必要な措置をとらなければならない(第12条)。ただし禁止行為は自然保護区及び特定保護区内のみに限定され、保護区では原状保存や保護区管理工作の行為を妨害する行為を禁止する(第12条)。

### (3) 生態系保護のための禁止行為

生態を保護するため、野生動物や水中動物の生息環境を破壊すること、希少種或いは絶滅危惧種に登録された動植物を乱獲することなどの生態システムの保護、生物多様性の保存や持続利用を妨害する行為を禁止し、国家が繁殖を保護すると規定した動植物については許可なく捕獲・採取を禁止している(第16条)。そのほか、同法の第二章では景勝林・山体・島嶼等の自然風景を破壊することを禁止し(第13条)、名勝および天然記念物を保護する(第14条)ことを規定しており、このために具体的な『名勝地、天然記念物保護法』も制定している。

### (4) 鉄道周辺における植林

同法の2011年の改訂では、鉄道周辺の山林には植樹を進めなければならないという条項(第13条第2項)が新しく盛り込まれ、建設された公園・遊園地等の文化娱乐场所や、道路・鉄道・河川・建築物周辺および区画内の空き地あるいは公共のスペースには環境保護機能のある樹木や草花、芝生を植えなければならないと規定している(第17条)。基本鉄道保護区外の左右20メートル内には育苗場として植樹しなければならないが、国土環境保護機関以外は基本鉄道保護区外の20メートル以内の土地を利用してはならないとされている(第17条第2、3項)。

## 2. 『自然保護区法』の概要

朝鮮の自然環境保護の基本政策と制度は『自然保護区法』の中で集中的に表わされている。同法は2009年11月25日に最高人民会議常任委員会の政令445号により公布され、5章43条で構成されている。

### (1) 自然保護区法の基本

同法の第1章は8条項(第1条～第8条)で構成されている。第1条は自然保護区法の目的で、自然保護区の設置、調査、管理における厳格な制度と秩序の建設は、資源環境や生物の多様性を保護し、人々により良い生活環境と条件を創造して貢献すると規定されている。第2条は、自然保護区の定義である。自然保護区は国家が自然のあらゆる要素の原状を保つか繁殖させるために設置する区域であり、原始林保護区・動物保護区・植物保護区・名勝保護区に分けられるとする。第3条は自然保護業務においてすでに得られた成果を強固にして発展させる原則である。同法が制定される以前、朝鮮は『環境保護法』ですでに各種の自然保護区を設立し管理を行うことを規定しているからである。第4条は自然保護区の設置原則で、合理的に設置することで自然環境の拠点を保護・改善する。第5条では自然保護区の状態を把握し、対策を講じるために、システムティックな調査体制をつくり、科学的調査と調査期間を保証することが強調される。第6条と第7条では、自然保護区の管理業務は全人民の福利にかかわる業務であると指摘され、全人民が積極的に参加し、自然保護管理の近代化と科学化を絶えず向上させるとしている。第8条では自然保護部門の国際協力と交流を規定している。

### (2) 自然保護区の設置

同法は第1章のなかで自然保護の意義と必要性、一般事項について規定した後、章ごとに自然保護区の設立・調査・管理および自然保護業務の指導統制を規定している。

同法の第2章は自然保護区設立に関する条項で、第9条から第18条の全10条から構成されている。第9条は自然保護区の設置機関に関する条項で、自然保護区の設立は自然保護対象を明確にする重要な任務で、内閣が進めると示している。第10条は自然保護区の設立条件である。原始林、動植物が集中的に分布する地域、特産・絶滅危惧種・希少動植物等がある地域、多くの自然景観がある地域には自然保護区を設立できると規定している。第11条は国土環境保護機関が自然保護区を設立するとき、現地の経済発展や人民の生活の必要に基づいて合理的に保護区の範囲を確定しなければならないとしている。第12条から第16

条は自然保護区設立に関する申請・審議・登録・変更・審議委員会の組織等に関する規定である。第13条と第15条では自然保護区の設立と変更には中央の国土環境保護機関が申請を出し、内閣の批准を受ける必要があることが規定され、自然保護区制度の重要性を強調している。第16条は、自然保護区審議評価委員会は国土環境保護機関と科学・教育・文化部門の専門家により構成され、それによってその専門性を保証されると規定している。第17条は、国土環境保護機関の承認により、自然保護区には中心区・緩衝区等の機能区域を設置できると規定している。第18条では自然保護区相互間には必ず生態ルートを建設する必要があることが規定されている。

### (3) 自然保護区の調査

同法第3章では自然保護区の調査に関する事項が規定され、自然保護区の調査の主管機関・調査事項・調査方法・調査記録・調査区域の設定・調査状況の報告等の規定を含んでいる。自然保護区の調査は国土環境保護部門を主体としている(第19条)。第20条では自然地理環境の変化や対象生物の種類・分布および自然保護区に対するマイナス影響の要素等調査項目を含む自然保護区の調査事項を規定している。調査手段の近代化、調査の科学化や体系化の条件は第21条のなかで規定され、調査中に発見されたデータ資料は記録簿に記録され、破棄してはならないとされている(第22条)。調査結果は定期的に中央の国土環境保護機関に報告し、緊急対策の事項を出さなければならないときは即時通報しなければならない(第24条)。

### (4) 自然保護区管理

自然保護区管理事項は第4章のなかで規定されている。全11条で構成されている第4章ではすべての保護対象をそのままの状態に保存あるいは繁殖させなければならないと強調し、その基本的な手順は自然保護区に対する管理であると強調し、管理システム・管理機構・管理計画の制定や執行、山火事の防止、動植物の生息地や防疫、繁殖、禁止事項、機能区の秩序等について規定を行なっている。

中央の国土環境保護指導機関は保護区の特徴に基づいて自然保護区管理基準を定め、同時に管理システムも確立している(第25条)。国土環境保護機関は自然保護区管理主体で、明確な管理の責任を定め、責任制を強化しなければならない(第26条)。自然保護区管理機関は5～10年を周期として自然保護区管理計画を制定し、中央の国土環境保護指導機関の批准をうけて、厳しく執行しなければならない(第27条)。第28条から31条では、自然保護区の境界

の標識や各種標識の設置(第28条)、山火事の防止や自然災害の予防対策(第29条)、動植物の生息条件や防疫の保証や動物の伝染病や病虫害の発生を即時制限すること(第30条)、計画的に保護区内の動植物を繁殖させ、外来種の繁殖を禁止すること(第31条)等を含む自然保護区管理機構の具体的な責任が規定されている。第32条は伐採・猟・薬材の採取・鉱山採掘・採石・開墾・住居の建設・山火事を引き起こす可能性のある行為等の禁止事項を規定し、企業・事業単位と個人がもし異常現象を発見したら保護区の管理機関に即座に報告しなければならないとする。第33条と第34条は自然保護区の中心区と緩衝区の秩序条項である。中心区では人の出入りを禁止しており、科学研究等の目的で中心区に入るときは中央国土環境保護指導機関の許可を受けなければならない(第33条)、緩衝区域では自然保護区の管理機関の同意を経て、科学研究・実習・標本採取・視察・登山等の活動を行うことができる(第35条)。

#### (5) 自然保護区業務の指導と統制

同法第5章は自然保護区に関する業務の指導と統制についての規定および罰則、行政責任と刑事責任の規定で、第36条から第43条の8条で構成されている。

第36条では自然保護区の指導統制を強化することは国家の環境保護政策を執行する保証であると指摘しており、国家は現実の必要性に基づいて自然保護区の指導と統制を改善・強化することを規定している。第37条から第40条までは自然保護区の業務のなかで各レベルの国家機関の職掌が規定されている。自然保護区の業務への指導は内閣の指導のもと、中央国土環境保護機関が責任をもち(第37条)、国

家計画機関等が保護区の業務に必要な人材・資金等の物的資源を保証し、他に転用してはならない(第38条)とし、教育・出版報道機関は各種のルートを通じて保護区の科学知識を普及させ、大衆教育を行い(第39条)、国土環境保護機関と関係の監督管理機関には自然保護区を監督管理する権利と責任がある(第40条)としている。

第41条は保護設備の破壊あるいは自然環境の原状回復や損害賠償についての条項であり、第42条では行政処罰違反行為の具体的な事項を規定している。第43条では第42条の規定に違反する行為は犯罪であり、法によって刑事責任が追究されることを規定している。

### 3. 朝鮮の自然保護制度の比較分析と評価

朝鮮の自然保護は、1954年に妙香山を自然保護区に指定したことに始まり、これは2009年11月に公布された『自然保護区法』よりはるかに早く、中国で1956年に初めて設立された自然保護区、広東鼎湖山自然保護区と同時期である。2008年までに朝鮮は白頭山(1959年)・九月山(1976年)・金剛山(1976年)・七宝山(1976年)・官帽峰(1993年)・狼林山(1995年)・五佳山(1995年)等、8つの自然保護区を相次いで指定している。動物保護区には1959年に指定された東界・大興、1976年に指定された金東・千佛、1993年に指定された松原、清鶴台、灰色峰等がある。朝鮮はさらに海鳥保護区として、羅津・先峰市卵島(1959年)、江原道通川郡卵島(1959年)、平安北道定州市大甘島(1976年)と宣川郡蝨島(1976年)、定州市雲霧島(1976年)、定州市徳島(1976年)等を一部指定している(表1)。時の流れを経て、朝鮮の自然保護区には変化があるかもしれないが、朝鮮の自然環境に

表1 朝鮮の自然保護区

種類	名称
生物圏保存地域	白頭山(1989)(中国での名称は長白山)
自然公園	九月山(1995)・金剛山(1995)・金松湖(1995)・妙香山(1995)・七宝山(1995)
自然保護区	妙香山(1954)・白頭山(1959)・九月山(1976)・金剛山(1976)・七宝山(1976)・官帽峰(1993)・狼林山(1995)・五佳山(1995)
動物保護区	東界(1959)・大興(1959)・金東(1976)・千佛(1976)・松原(1993)・清鶴台(1993)・灰色峰(1993)
植物保護区	孟山クロマツ(1959)・滅悪山(1959)・身弥山(1959)・長山串(1959)・徳柳山(1976)・首陽山(1976)・陽徳シイタケ(1976)・黄浦ツルニンジン(1976)・楸愛山(1996)・遮日峰(1976)
海鳥保護区	先峰郡卵島(1959)・通川郡卵島(1959)・定州市大甘島(1976)・宣川郡蝨島(1976)・定州市雲霧島(1976)・定州市徳島(1976)
湿地保護区 (渡り鳥保護区)	羅津湾(1995)・文督(1995)・孫峰(1995)・薪島(1995)・雍津(1995)・龍淵(1995)・利原湾(1995)・青丹(1995)
海岸資源保護区	羅權アワビ(1996)・羅津湾(1996)・利原湾(1996)
景観保護区	徳柳山(1995)・西海幕(1995)・松原貯水湖(1995)・松真山(1995)・水豊湖(1995)・龍門白龍(1995)・雲波湖(1995)・元奉湖(1995)・威遠貯水湖(1995)・長津江湖(1995)・長津湖(1995)・太清湖(1995)・風嘯湖(1995)

出典：Sang-Myeong Kim (2013) 附表1

関する文献資料と情報が乏しいために、その現状を確認する方法がない。

### (1) 朝鮮の自然環境保護の立法的位置

自然環境保護の基本法『環境保護法』と異なり、『自然保護区法』は最高人民会議が法令の形式で公布したのではなく、最高人民会議常任委員会の政令として公布されたものである。朝鮮の法令は最高人民会議の採決による最高位の法律を代表しており、もし重要な部門の法律でなければ、最高人民会議常任委員会が独自に公布してもよいことになっている。これは中国の『環境保護法』、『森林法』、『野生動物保護法』で自然保護の関係規定や低いレベルの行政法規に言及して、自然保護区の法律体系を構成している点と相似している。

### (2) 自然環境保護の管理システムと責任

朝鮮は環境保護政策の執行のために比較的細かい行政組織と管理システムを形成している。環境保護の統一指導管理は労働党の指導下にある内閣が主導し、環境保護の国家指導と政策の制定を保証するために、1999年3月にもともと内閣の下部組織であった国土環境保護部を都市経営省と国土環境保護省に改組して、具体的に環境政策の制定や環境保護の業務の責任を負わせた。環境保護事業の指導は内閣の統一指導のもと、中央国土環境保護指導機関が責任をもつ(『環境保護法』第42条)

自然保護区の管理体制も基本法である『環境保護法』のなかで規定されている環境保護管理体制を援用している。内閣は自然保護区の設立(『自然保護区法』第9条)、自然保護区の変更の承認・批准(『自然保護区法』第9条)、自然保護区についての業務の統一指導(『自然保護区法』第37条)に対して責任をもつ。また、中央国土環境保護機関のもとに臨時に設置される自然保護区評価審議委員会(『自然保護区法』第16条)、自然保護区設置承認申請書の審議(『自然保護区法』第25条)、自然保護区管理計画の承認(『自然保護区法』第27条)、外来種の繁殖承認(『自然保護区法』第31条)、全国の自然保護区業務の掌握と指導(『自然保護区法』第37条)等の責任がある。国土環境保護機関と関係機関には自然保護区の範囲を設定し(『自然保護区法』第11条)、中央の国土環境保護機関に対して自然保護区の設置承認申請書を提出し(『自然保護区法』第12条)、内閣が承認する自然保護区を登記し(『自然保護区法』第14条)、自然保護区の賀各調査や記録、設備配置、調査状況の通報(『自然保護区法』第19条、第21条、第22条)、自然保護区の管理分担を明確にし、責任制を強化する(『自然保護区法』第26条)等の責任があ

る。

自然保護区管理機関には自然保護区管理計画の制定と執行(『自然保護区法』第27条)、自然保護区の明示(『自然保護区法』第28条)、山火事等自然災害の防止と対策(『自然保護区法』第29条)、動植物生息条件の保障と防疫(『自然保護区法』第30条)、動植物の繁殖(『自然保護区法』第31条)等の責任がある。国家のその他の部門、例えば国家計画機関や企業・事業単位、団体は自然保護区の業務に必要な労働力・設備・資材・資金を保証しなければならない(『自然保護区法』第38条)、教育機関や新聞出版機関は自然保護区の科学知識を普及し、大衆教育を実施しなければならない(『自然保護区法』第40条)。中国の自然保護区で実行されている管理に比べ、総合管理と部門別・分類型・レベル別管理を結合させた管理モデルと比べ、朝鮮は責任の規定に具体性かつ詳細さが欠けているが、レベル別の縦方向の管理体制はより特徴的である。

### (3) 自然環境保護の操作可能性

自然環境を構成する要素は非常に広範囲にわたり、『自然保護区法』が規定する「すべての自然要素が自然本来の状態を保持する」と「繁殖」を実現することは非常に困難な目標である。しかも自然環境の概念のあいまいさは、自然保護区政策の執行過程において隘路に出遭わせ、それぞれの行政機関が法律条文を解釈して執行するときに一致させるのが難しくなる可能性がある。したがって、『自然保護区法』は自然保護の重要性と必要性を強調する国家宣言としてその意義をもつが、具体的な政策を執行するものとしては限界性をもつ。

中国の自然保護区の立法は『自然保護区条例』(1994年)以外に、一部の部門の規則も含む。例えば『森林と野生動物類型自然保護区管理辦法』(1985年)、『海洋自然保護区管理辦法』(1995年)、『水生動植物自然保護区管理辦法』(1997年)、『国家級自然保護区監督檢查辦法』(2006年)等の実行規則がある。ただ、朝鮮の自然環境に関する資料が不足しているため、さらに具体的な実行管理弁法があるかどうか確認する方法がないと同時に、自然保護管理法令の執行状況と執行結果を確認する方法もない。

朝鮮の『自然保護区法』第38条の規定では「指定された自然保護区について、国家計画機関等が責任をもつ保護区の業務が必要とする人力・設備・資材・資金等は決して別の用途に転用してはならない」とされている。もし国家予算や人材・物資の投入がなければ、自然保護とは単なる一種の宣言にしかならず、実際に実施することが難しい。

#### (4) 自然環境保護における違反行為に対する罰則

朝鮮の『環境保護法』と『自然保護区法』における環境破壊に対する制裁規定は非常に簡潔で原則的なものである。自然保護区の設備あるいは環境の破壊に対して、『自然保護区法』では原状回復、損害賠償、行政処罰、刑事責任等の罰則を規定している(『自然保護区法』第41条、第42条、第43条)が、具体的な罰金額や法律的な責任の内容や手順はない。

#### (5) 朝鮮の自然保護領域における国際交流

朝鮮は1963年5月に世界自然保護連盟(IUCN)に加盟し、1982年から国連の環境計画(UNEP)に参加し始めた。さらに1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連の環境と開発会議に参加し、『リオ・デ・ジャネイロ宣言』と『21世紀議定書』が通過し、『国連気候変動枠組条約(地球温暖化防止)』と『生物多様性条約(絶滅危惧動植物の保護)』の二つの条約に調印した。しかし、環境に関する国際会議における朝鮮の態度は注目されるものではなかった。世界自然保護連盟(IUCN)第4回東アジア会議で、朝鮮は『生物多様性条約履行の歩み』(Implementation Progress of the Convention on Biological Diversity in DPRK)をタイトルとする国家報告書を発表している(2002年3月)。

中国は北東アジア地域内で唯一、朝鮮と環境協力協定を結ぶ国家である。1992年、国家環境保護総局局長の謝振華(当時)は朝鮮を初めて訪問し、1998年には朝鮮環境保護および国土管理総局が訪中し、中国の国家環境保護総局と共同で中朝環境協力協定に調印した。両国の環境協力の展開は緩慢とはいえ、地理的につながり、鴨緑江と図們江流域をはさんで、長白山や黄海等、共有の産地や海洋生態システムが相互につながっており、自然環境保護において共同の利益を有し、将来的にも広大な協力の展望が開けている。

#### 4. 結論

自然環境を保護するために、朝鮮は環境保護の基本法『環境保護法』のなかで、内閣が設立する自然環境保護区と特別保護区を規定している。これは自然環境保護区を設置するために法律的な根拠を提供するものである。また相次いで『森林法』、『水産法』、『名勝地、天然記念物保護法』、『海洋汚染防止法』等を制定し、それぞれの具体的な自然環境領域で保護区域を設立して管理を進めていたが、自然環境保護政策では主に『自然保護区法』を通して集中・統一管理を実行している。

朝鮮の『自然保護区法』は自然保護区の設立、保護や管理に関する法令である。自然保護工作は内閣の統一指導のもと、中央の国土環境保護機関により監督・管理され、自然環境と生物の多様性保護、および人民のために良好な生活環境と条件を創造することを目的としている。国家が自然保護区を建設するには調査研究と管理を進め、自然環境の変化の状況を把握する必要がある。国家は5～10年を周期として自然保護計画を制定し、調査体制を構築し、科学調査を行ない、調査結果を報告している。国家計画機関は自然保護工作に必要な資源や人的資源の支援を保証しなければならない。自然保護区の環境破壊に対しては行政処罰と刑事責任を迫及する。

『自然保護区法』は自然保護の重要性と必要性を強調し、自然保護の国家宣言としてその意義をもつ。しかし、環境概念の曖昧さと自然要素の広範囲さ等の客観的な原因、また詳細な行政機構の責任や具体的な実行規則がないために、『自然保護区法』は具体的な政策を施行する執行法としての効果は限定的なものようである。資料や情報の不足により、朝鮮の自然保護関係の法令の執行結果を確認する方法がないが、中国と朝鮮の国土はつながっており、流域や山地、海洋等の生態システムを共有しており、今後、朝鮮の自然環境の保護制度や管理の資料収集と研究を強化する必要がある。

[中国語原稿をERINAにて翻訳]

#### 参考文献

- Han, San-Un, 2014, Latest Trends in North Korea's Environmental Law and Implications, Study of Environmental Laws, 36 (3), pp.237-271. (in Korean)
- Hwang, Youn and Gi, Young-Hwan, 2006, A Study on the Environmental Protection Law (2000) in North Korea, Study of Environmental Laws, 28 (2), pp.238-271. (in Korean)
- Kim, Sang-Myeong, 2013, A Study the Environmental Laws in North Korea, Journal of Laws International, 5 (2), pp.49-82. (in Korean)
- Kim, Hyung-Chul, 2006, A Study on Environmental Law System in North Korea, Study on Environmental Laws, 29 (3), pp.190-225. (in Korean)
- Lee, Yoon and Chah, Eun-Young, 2014, Natural Environmental Protection System in North Korea, Journal of Environmental Science International, 23 (12), pp.2107-2120. (in Korean)
- North Korea Laws Information Center, 朝鮮法律情報

- [2015-08-25],  
<http://world.moleg.go.kr/KP/law?astSeq=579> (in Korean)
- Woo, Hyung-Taek, 2002, Comparison of Protected Areas in South and North Korea Based on International Conservation Criteria, Journal of Environmental Science, 11 (1), pp.1-14. (in Korean)
- 陳麗娟・陳傳明(2012)「自然保護区管理文献総述」『黒龍江農業科学』、2012年12月、pp.143-146
- 李雪松(2014)「東北亜区域環境跨界汚染合作治理研究」吉林大学博士学位論文、2014年6月
- 劉文敬・白潔(2011)「中国自然保護区管理能力現状調査和分析」『北京林業大学学报』、2011年、Vol.33 No.2、pp.49-53
- 陸彦椿(1992)「朝鮮の国土生態環境」『農村生態環境』1992年1月、Vol.67
- 馬安娜・王秋楓(2014)「中国自然保護区体系与管理模式的現状及問題」『環境保護与循環經濟』、2014年1月、pp.20-23
- 彭靈敏(2013)「我国自然保護区發展研究総述」『管理論評』2013年6月、pp.83-87
- 王秋鳳・于貴瑞(2015)「中国自然保護区体系和綜合管理体系建設的思考」『資源科学』、2015年、Vol.37 No.7、pp.1357-1366
- 王連龍(2012)「中国自然保護区管理面臨的問題及对策選拟」『中国環境管理幹部学院学报』、2012年、Vol.22 No.4、pp.19-21
- 王京歌(2015)「我国自然保護区的現状与問題」『生態經濟』、2015年、Vol.31 No.3、pp.10-13
- 夏少敏・閻献偉(2009)「中国自然保護区管理体制探析」『浙江林学院学报』、2009年、Vol.26 No.1、pp.127-131
- 楊泉(2013)「浅析我国自然保護区立法」『法制与社会』、2013年1月(中)、pp.151-153
- 張永亮・俞海(2015)「中国生態環境保護管理体制改路与方向：國際社会的觀察和建議」『中国環境管理』、2015年1月、pp.43-47
- 張偉・劉延斌(2012)「我国自然保護区的管理現状和未来發展对策」『中国林副特産』2012年2月(1)、pp.95-98

# ***A Study on Environmental Protection in the Democratic People's Republic of Korea and the System of Nature Reserves***

**Li, Songlin**

Lecturer, Yanbian University, People's Republic of China

## **Summary**

In the Democratic People's Republic of Korea (DPRK) the system of nature conservation, including ecology, began on 9 April 1986 with the promulgation of the "Environmental Protection Law". The "Environmental Protection Law" is a law that unified clauses regarding various past laws and ordinances on the environment, and aimed to effectively make a system to deal with environmental destruction. In 1992, for the first time a clause on the environment was incorporated in the amended constitution as Article 57. With that it was stipulated that "the nation will set up measures for environmental protection in advance of production, protect and improve the natural environment, prevent environmental pollution, and create a cultural and hygienic living environment and work conditions for the people", and through that the constitutional basis was achieved in the law for environmental protection and environmental protection-related matters. Subsequently, the DPRK continuously formulated a great many laws relating to the protection of the natural environment. The major laws include: the "Law on the Forests of the DPRK" (12 December 1992); the "Fisheries Law of the DPRK" (18 January 1995); the "Law of the DPRK on the Protection of Scenic Spots and Natural Monuments" (13 December 1995); the "Marine Pollution Prevention Law of the DPRK" (22 October 1997); the "Protection of Useful Animals Law of the DPRK" (26 November 1998); the "Law on Rivers of the DPRK" (27 November 2002); and the "Law on Nature Reserves of the DPRK" (25 November 2009). Through this for the time being a comparatively complete environmental protection system was formed.

In this paper I consider the DPRK's environmental protection system, taking the environmental protection clauses of the "Environmental Protection Law" and the "Law on Nature Reserves of the DPRK" as my basic data sources, and undertake an evaluation and comparative study with a number of related bills in China of the same time.

[Translated by ERINA]



# 改めて「2035年までのロシアのエネルギー戦略」草案について

ロシア科学アカデミー石油・ガス研究所副所長 アレクセイ・マステパノフ

「日露エネルギー・環境対話イン新潟」での2014年10月30日の自らの発表の中で私は、「2035年までのロシア連邦エネルギー戦略」はロシア連邦の社会経済発展の長期的予測に呼応させた形になるはずで、ロシア政府への草案提出期限は2014年10月となっており、2014年末までに政府によって草案が承認される見込みだと述べた。

それから既に1年以上経過したが、「戦略」はまだ承認されていない。それはなぜか？そして、ロシアのエネルギー戦略の改訂版の承認はいつになるのだろうか？

実際のところ、ロシア政府の作業計画によれば、閣議での「エネルギー戦略」改訂版の審議は2014年12月4日に予定されていた。ところが、「戦略」において従来から重要な指標の一つと認識されている油価の世界市場での下落が止まらないことを受けて、「戦略」策定者（エネルギー省）の発議により、この問題は議題から削除された。代わりに、2015年3月18日にドミトリー・メドベージェフ首相は「2035年までのロシアのエネルギー戦略」(ES-2035)草案に関する会合を開いた<sup>1</sup>。

メドベージェフ首相は開会後直ちに、「草案は専門家と共に検討される必要がある。よって、本日は我々にとって、この場に出席している大手エネルギー会社の関係者全員との協議のスタートだ。秋、協議終了後に我々は再び集まることになるだろうし、その後閣議でこの文書の最終案を検討する。というわけで、まだ、幾ばくかの時間はある」と明言した。

この会議に関するブリーフィングでアレクサンドル・ノバク・エネルギー相は、ES-2035草案を新たに修正するのは、世界のエネルギー市場で起きている変化と、ロシアの国内的要請の両方を考慮することが必要だからだと説明した。前者については、特に、シェールオイルとシェールガスの生産の拡大、液化天然ガス(LNG)の生産、アジア太平洋地域市場の変化等を指す。ロシアについてのそれは、「戦略」の過去版で設定されたよりも経済成長が減速していることである。

この会議の結果、メドベージェフ首相はエネルギー省に

対し、関連省庁及び団体と共に、火力発電の近代化、探鉱の促進、エネルギー資源使用料の問題も含めて「エネルギー戦略」の草案を仕上げるよう、指令を發した。ES-2035修正案とその承認命令案を、2015年10月1日までにしかるべき手順でロシア連邦政府に提出しなければならない。

しかし、この指令は遂行されなかった。

エネルギー省は、エネルギー戦略研究所、ロシア科学アカデミーエネルギー研究所と共に新しい、著しく修正された「エネルギー戦略」の草案を2015年夏までにはまとめていた。この修正版では、新たな挑戦や世界のエネルギー市場の動向が考慮されただけでなく、エネルギー資源価格の低下がロシア経済に及ぼした影響や、特定の国々がロシアの石油天然ガス産業及び銀行業界に対して金融面・技術面・その他の制裁を導入したことが反映されている。同時に、ES-2035の優先事項・目的・課題、「戦略」に採用された達成指標、予測シナリオが精査、修正された。例えば、現状及び起こりそうな状況変化を考慮した上で、輸入代替の分野での主要課題と、その達成のために採用すべき方策が明確に文章化された。そのような方策としては、租税・関税率面の刺激策、優先的投資プロジェクトへの資金供給にかかる優遇融資などの措置、燃料エネルギー産業の持続的機能と発展に不可欠な高度な外国製技術の現地生産化の支援等がある。さらに、燃料エネルギー産業への最先端技術の導入および同業界の人材強化といった問題も、個別に検討された。

提案されている方策と燃料エネルギー産業の発展の見通しを評価するために、「保守的シナリオ」と「目標シナリオ」という二つの予測シナリオが策定された。保守的シナリオでは、ロシア経済発展省の修正版ベースライン予測における主要な数値指標が採用された。この予測は、2015年に1バレル55ドルにまで下がったロシア産「ウラルス」原油の年平均価格が再び上昇し始め、2035年までに1バレル95～105ドルに達することを前提としたものだ。これによって、ロシア経済の成長率は、2015～2035年の間に1.4倍（この間の年平均成長率1.6%）となる。目標シナリオは、世界のエ

<sup>1</sup> 事実上これは、私が新潟で説明した2014年5月22日付改訂版のままだった。

エネルギー需要とエネルギー価格についてのより楽観的な予測に相応する形で、ロシアの経済成長の加速と国民福祉の向上のために、エネルギー産業のポテンシャルを最大限に利用することを前提としている。このシナリオでは、GDPは、年2.7%の平均成長率で2035年までに1.8倍拡大し、予測対象期間の終期には毎年率4%の安定成長を達成する。なお、両シナリオは2022年まで原則的に似通っており、双方の差が開き始めるのは2023年からだ。両シナリオの基準年として2014年が選ばれた。

さらに、新案はかなりコンパクトになった。2014年5月22日時点の草案では271ページあったものが、94ページにまでなった。ところが、同時に新案は情報量もかなり少なくなった。実数値・データの代わりにパーセンテージ表示されるか、あるいは単に、しかるべき情報が欠落してしまっている(表3)。これは、特に草案の地方に関する部分について言える。具体的には、ES-2035改定版は、2035年までのロシアの燃料エネルギー収支予測(石油生産量・石油精製と主要石油製品生産量・天然ガス生産量・石炭生産量・発電量の段階的拡大、電源別の発電所定格出力の段階的变化、火力発電所の燃料需要、ロシアの熱エネルギーの総収支の変化、2035年までの燃料エネルギー産業の発展及びロシア経済へのエネルギー供給に必要な投資、燃料エネルギー産業各部門それぞれの発展のために必要な資本投資需要に関する予測などを含む)を欠いている。改訂版では「2035年までのロシアエネルギー戦略」の実施第1段階の事業の総合計画(「ロードマップ」)もなくなった。

この「エネルギー戦略」の新案はRSPP<sup>2</sup>電力委員会の会合(2015年9月2日)で検討され、ロシア連邦政府付属分析センター(2015年9月22日)、ロシアエネルギー省付属社会評議会の会合(2015年9月24日)において公開で協議された。これらの協議での指摘を踏まえた2015年9月30日付改訂版ES-2035は、専門家やエネルギー業界一般に周知する目的で、ロシア連邦エネルギー省のウェブサイトに掲載された。

この改訂版「エネルギー戦略」の2014年5月22日版との主な違いは、表1～表3に示すとおりである。

ところが、世界的な油価の下落傾向の下、世界のエネルギー市場の乱高下は2015年下半年も続いた。あるアナリストによれば、それは、夏に「市場が二つ続けてダメージを

受けた」ためだ。7月、イランの核開発計画に関する合意がなされ、市場にイラン産原油が入ると予想されて価格が下がり始めた。さらに、世界の石油の二大需要家の一つである中国の経済の大幅な減速の兆候が現れた。

市場が常軌を外れ、自国通貨が原料市場に左右されるという世界的な不透明感の下、経済発展省は当初、向こう3年間の社会経済発展予測を次々と準備し、精査し、見直していたが、その後、年間予測のみの策定に専念した。しかしながら、10～15年にわたる国の社会経済発展に関する信頼のおける良質な予測なくして、ES-2035の基本的数値について論ずるのは非常に難しい。

メドベージェフ首相はこれを理解し、2015年7月、2014年採択の連邦法「ロシア連邦の戦略的計画について」に従い、「2030年までのロシアの社会経済発展戦略」の策定作業部会の設置を命じた。

この作業部会は2015年10月12日までに戦略起草の体制、実現手段、計画について提言をまとめるはずだった。そして、2016年末までに「戦略」の第一案(原案)を策定する予定だった。しかし、戦略の策定は遅れているようだ。「ガイドール・フォーラム2016」の枠内で2016年1月13日に開かれたパネルディスカッション「戦略2030」で、この予測の担当責任者であるミハイル・アビゾフ「開かれた政府」担当相が述べたように、一貫した「戦略2030」の質の高い策定には少なくとも1.5～2年が必要だ。

ES-2035の修正が難航しているのは、それが、同じく策定が難航している複数の政府のプログラム及び戦略と結びついていないといけなからだ。

こうした状況ではあるが、ES-2035草案の修正作業は続き、その中間結果は国家機関や社会的機関の協議に供されている。例えば、燃料エネルギー産業発展戦略及びエネルギー安全保障に係るロシア連邦大統領付属委員会<sup>3</sup>によって、2015年10月27日、現状及び予測条件下での国の燃料エネルギー産業の発展の戦略と見通し(事実上、2015年9月30日版ES-2035の修正版の基本原則)が検討された。

一方、2016年2月17日、ノバク・エネルギー相は、石油・天然ガス産業の状況の検討のために開かれた、燃料エネルギー産業に係る政府委員会<sup>4</sup>での発表で、「2035年までのロシアのエネルギー戦略」の中のストレスシナリオについて言及した。この種のストレスシナリオの追加策定の提案は

<sup>2</sup> RSPPとはロシア産業家企業家連盟。経済界の利益を代表する全国的公共組織。1990年夏に発足。

<sup>3</sup> 2012年6月15日付ロシア大統領令に従い、燃料エネルギー産業の発展、鉱業・エネルギー・環境の安全保障、鉱物原料基盤の効率的利用に係る活動の調整を目的として設置。

<sup>4</sup> 燃料エネルギー産業の持続的発展及び機能、エネルギー供給、エネルギー効率向上の環境情勢を目的として連邦行政機関とロシア連邦構成主体行政機関、その他機関、団体の連携を確保するために設置された委員会。委員長はアルカジー・ドボルコビッチ(ロシア連邦副首相)

表1 「2035年までのロシアのエネルギー戦略」の2案の基本的相違点

2014年5月22日版	2015年9月30日版
ES-2035の目的	
<p>「戦略」の目的は、経済の安定成長のためのエネルギー資源確保、国民生活の質的向上、我が国の対外経済上の地位の強化のための、我が国エネルギー産業の技術革新及び高効率化である。</p> <p>この目的は以下の重要課題の中で具体化されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次世代エネルギー産業の近代化及び発展（石油精製、パイプライン及び鉄道での燃料・エネルギーの輸送、電力産業、原発等集中型電源と分散型電源の総合的近代化、「スマートネットワーク」の整備、熱供給の総合的近代化など）</li> <li>2. 国内経済のエネルギー効率の向上</li> <li>3. 国内のエネルギーインフラの整備</li> <li>4. 国内エネルギー市場の整備（占有率の低下、国家規制の効率向上、競争の拡大、商品取引所の価格形成メカニズムの整備）</li> <li>5. 国内外の需要充足のためのエネルギー資源の埋蔵量補てん、採掘、変換・加工の効率向上</li> <li>6. エネルギー関連の財及びサービスの（価格、在庫、信頼性の面での）調達しやすさ及び品質の向上</li> <li>7. 輸出の柔軟性及び多様性の向上（新しい輸出市場への進出、新しい輸出ルート及び新しい輸出品の開発）</li> <li>8. 国外市場における燃料エネルギー企業の競争力の向上</li> <li>9. 持続可能な発展原則（社会的・環境的責任、技術革新、エネルギー効率向上）のエネルギー企業の経営及び政府のエネルギー産業発展規制への導入</li> <li>10. エネルギー産業に向けた高度人材の育成</li> </ol> <p>ES-2035の中心的思想は、燃料エネルギー産業の発展を資源・原料型から資源・革新型へ移行することである。懸念される経済成長の鈍化、投資・運営コストの拡大、インフラ及び生産資産の老朽化等、複数の否定的傾向を克服するために、このような転換が必要である。</p>	<p>「戦略」の目的は、国内エネルギー産業が、ロシア連邦の社会経済発展に最大限に寄与するような、より高い、質的に新しいレベルへと、構造転換を経て移行することである。</p> <p>必要な構造転換は以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近代化の加速による、主要な生産資産の質的、年数的構造の変化</li> <li>・燃料エネルギー産業の各業界の就業構造全体に占める高生産性職場の割合の拡大</li> <li>・非国営企業のシェアを拡大する方向での所有形態別の企業体の構成比率の変化、市場競争環境整備の実現</li> <li>・燃料エネルギー産業の製品の生産・国内消費・輸出の構造に占める高次加工品の割合の拡大</li> <li>・発電総量に占める分散型電源の割合の拡大（各地方の電力系統の構造及び負荷集中度に応じて）</li> <li>・より高品質で、全製造工程でクリーンなエネルギー製品の消費の比率拡大</li> <li>・燃料エネルギー産業各業界のイノベーション活動を、研究開発費や人的資本の質的向上費用を拡大する方向に構造転換</li> <li>・燃料エネルギー産業の事業体の調達に占める国産の設備、商品、サービスの割合の大幅な拡大（輸入代替）</li> </ul> <p>「戦略」の目標達成には、国のエネルギー部門発展の三つの戦略的課題の処理が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ロシアの社会経済発展の需要に対する、十分な量・品数・品質のエネルギーサービス及びエネルギー製品の提供</li> <li>2. ロシアの地域的・空間的発展の優先課題及び方向性、輸出多様化の必要性、並びに世界のエネルギー部門での主導的地位の維持を考慮した上での、燃料エネルギー産業の地域・生産構造の改善</li> <li>3. ロシアの燃料エネルギー産業の世界的技術競争力の向上と分野の拡大を伴う、エネルギー業界の技術的自立性と、エネルギー産業の持続的発展にとって非常に重要な業務全般での十分な能力の確保</li> </ol>
実施段階	
<p>3段階</p> <p>第1段階 2020年まで</p> <p>第2段階 おおよそ2021～2025年</p> <p>第3段階 おおよそ2026～2035年</p>	<p>2段階</p> <p>第1段階 おおよそ2020年まで、2022年までの延長もありうる。</p> <p>第2段階 おおよそ2021～2035年</p>
予測シナリオ	
<p>「目標」(Target scenario)、「リスク分析」(Risk analysis scenario)の2つのシナリオ。</p> <p>目標シナリオはイノベーション主導型の経済発展案を意味する。</p> <p>リスク分析シナリオは天然資源・イノベーション主導型の経済発展に基づいている。</p>	<p>「保守的」と「目標」の2つのシナリオ。</p> <p>保守的シナリオでは、ロシア経済発展省のベースライン予測の主要数値指標が採用された。それは主要業種に関する各連邦管区の経済発展予測によって補完され、燃料エネルギー産業の発展とエネルギー輸出に関してより明確化され、期間が2035年まで延長された。</p> <p>目標シナリオは、世界のエネルギー需要とエネルギー価格についてのより楽観的な予測に相応する形で、ロシアの経済成長の加速と国民福祉の向上のために、エネルギー産業のポテンシャルを最大限に利用すること前提としている。</p>

表2 ES-2035草案の二つの改訂版におけるエネルギーの消費と輸出

	2020年		2035年	
	'14年 5月22日版	'15年 9月30日版	'14年 5月22日版	'15年 9月30日版
一次エネルギーの国内消費、百万石油換算トン	1100/1086	1044/1027	1260/1212	1185/1130
内訳：石油、百万トン	275/265	277/255	270/255	240/225
天然ガス、十億m <sup>3</sup>	523/513	492/478	586/569	571/542
石炭、百万石油換算トン	173/172	159/160	192/178	177/165
電力、十億kWh	1217/1191	1111/1109	1570/1458	1440/1320
総輸出量、百万石油換算トン	982/926	975/886	1087/892	1104/945
内訳：石油、百万トン	246/241	239/252	254/189	276/242
天然ガス、十億m <sup>3</sup>	262/240	244/184	360/301	317/282
石炭、百万石油換算トン	117/100	130/122	123/87	160/123
電力、十億kWh	30/19	18/18	45/32	74/32

注：2014年5月22日版では、分子に「戦略」の目標シナリオの値、分母にはリスク分析シナリオの値が示されている。2015年9月30日版では、分子は目標シナリオの値、分母は保守的シナリオの値。

表3 ES-2035草案の二つの改訂版におけるエネルギー資源生産量

	2020年		2035年	
	'14年 5月22日版	'15年 9月30日版	'14年 5月22日版	'15年 9月30日版
石油生産量、百万トン	527/513	525/525	530/470	525/525
石油精製量、百万トン	275/265	277/...	270/255	240/...
天然ガス生産量、十億m <sup>3</sup>	770/739	748/...	936/860	885/821
石炭生産量、百万トン	392/361	.../....	415/354	445/...
発電量、十億kWh	1217/1191	1147/1126	1570/1458	1514/1352
内訳： 原子力発電所 再生可能エネルギー源及び水力発電所	205/205 204/204	.../... .../...	363/293 262/245	.../... .../...
熱生産量、百万Gcal	2000/1940	.../... .../...	2110/2040	.../... .../...

注：2014年5月22日版では、分子に「戦略」の目標シナリオの値、分母にはリスク分析シナリオの値が示されている。2015年9月30日版では、分子は目標シナリオの値、分母は保守的シナリオの値。

2015年9月24日、ロシアエネルギー省付属社会評議会会合で行われた。同シナリオの作業は2016年2月までに終了した。

このシナリオでは、中国その他のアジア諸国の経済成長速度が減速を続け、中東の低費用プロジェクトからの石油やアメリカのシェールオイル及びシェールガスの供給が伸び、同時に、産油国の通貨安によって採掘コストが下がり続けること等を根拠としている。ロシアについては、ロシ

アの企業が過去に受けた融資を返済するための新規融資を受けられないという問題に直面するだろう。ストレスシナリオでは、2016～2017年には油価が1バレル31～33ドル台に留まり、2020年までにやっと1バレル42ドルに達する。天然ガスの価格も2020年までに1,000m<sup>3</sup>当たり175ドルに達することを根拠としている。世界の石油・天然ガス産業の発展のための深刻な資金不足が2020年以降、明らかとなるだろう。その結果、まず油価の上昇が始まり、天然ガスの

価格の上昇が2025年以降、始まるだろう。しかし、油価が1バレル100ドルの水準を超えられるのは2035年以降になるだろう。このような条件下で、ストレスシナリオにおけるロシア国内の石油生産は2020～2025年に年間4億6000万トンに縮小し、その後、微増するだろう。天然ガス産業も目標シナリオの目標に達しないだろう。ただし、全体として、保守的シナリオの実現は可能、つまり、2035年までの天然ガス生産量は8210億m<sup>3</sup>に拡大するだろう。しかし、生産量の実量は石油・天然ガス業界に対する税負担の水準にかなり左右されるだろう。これらの問題に関する作業は続けられている。

ES-2035草案の完成に向けた作業は、環境など他の方面についても続いている。特に、ロシアの環境世論は、改訂版「エネルギー戦略」の中で温室効果ガス排出量削減の国家規制措置がより完全に反映されていることを期待している。ロシアは京都議定書附属書締約国として、2000年代の経済成長とともに、この問題を特に重視し始めた。

2013年9月には既に、2009年12月17日付、ロシア大統領令第861-рп号によって承認された「ロシア連邦気候ドクトリン」を現実化する展開として、ロシア連邦大統領令第752号「温室効果ガス排出量削減について」が発布された。この大統領令によって、2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年の排出量の75%以下の水準まで削減することが目標とされている。

この課題の達成を目的とし、(ロシア連邦政府指令によって)しかるべき事業計画が採択され、温室効果ガス排出量算出システムと温室効果ガスの国家規制措置を構築する作業が始まった。

2015年4月22日、ロシア連邦政府指令第716号により、「国内の温室効果ガス排出量のモニタリング、報告及びチェックのシステム構築のコンセプト」が承認された。同コンセプトの第1段階(2015～2016年)で既に、法的・方法的・制度的枠組み、さらに製造業及び電力産業の最大手企業・団体(年間の温室効果ガスの直接排出量がCO<sub>2</sub>換算で15万トン以上)向けの報告システムの構築が目指されている。

「利用可能な最善の技術(BAT)」の原則に基づく環境負荷基準設定システムの導入の一環で、2014年7月21日付連

邦法第219-FZ号によって、BAT導入時の税制上の優遇及び環境課徴金に対する優遇の提供が規定されている。

ロシア天然資源・環境省によって目下、「パリ協定及び第21回締約国会議(COP21)の諸決定の実行計画」が策定中である。この計画の素案は以下を目指している。

- ・2050年までのロシアの長期的低炭素発展戦略の策定
- ・ネガティブな気候変動に適応するための国家計画の策定
- ・温室効果ガス的人為的排出及び吸収源による吸収を評価するロシアのシステムの改善
- ・ロシア国内の温室効果ガス排出量削減国家規制モデルの策定
- ・連邦法「温室効果ガス排出量国家規制」の起草
- ・森林減少・退化に伴う温室効果ガス排出量の削減及び森林保護、持続的森林経営の役割強化、森林の炭素蓄積量の拡大に係るプランの策定

この計画及びそれが見込んでいる方策の目標及び課題が、改訂版「ロシアのエネルギー戦略」の目標及び課題と完全に一致することが非常に重要である。

ES-2035草案の中でこれらの新機軸をすべて考慮するための時間はどんどん少なくなっている。2015年10月27日に開かれた燃料エネルギー産業発展戦略及びエネルギー安全保障に係るロシア連邦大統領付属委員会の議事録では、ES-2035の修正期限は2016年8月中旬とされた。

[ロシア語原稿をERINAにて翻訳]

## 出典・文献リスト

1. ERINA REPORT vol. 122、2015年2月、pp.8～20
2. ロシア連邦政府公式ホームページ <http://government.ru/news/17269/>
3. ロシア連邦政府公式ホームページ <http://government.ru/orders/17347/>
4. M.オベルチェンコ、「市場は不安定だった」、ベドモスチ紙、2015年12月25日付第3989号
5. L.N.コレパノフ、「温室効果ガス排出量の国家規制措置」、2016年2月11日MEMO「石油・天然ガス対話」フォーラム「気候とエネルギー」セミナー  
<http://www.imemo.ru/files/File/ru/conf/2016/11022016/11022016-PRZ-COR.pdf>

# ***Another Look at the Energy Strategy of Russia for the Period up to 2035***

**MASTEPANOV, Alexey**

Deputy Director, Oil and Gas Research Institute, Russian Academy of Sciences

## **Summary**

At the Japan–Russia Energy and Environment Dialogue in Niigata on 30 October 2014, I stated that the “Energy Strategy of the Russian Federation for the Period up to 2035 (ES-2035)” would be approved by the end of 2014. More than a year has passed without the approval of the strategy. Why? When will a new energy strategy be approved?

Due to the continuous fall in the oil price on the world market, the discussion of the energy strategy was removed from the proposed agenda for the government meeting on 4 December 2014. The Prime Minister, Mr. Dmitry Medvedev, ordered the Ministry of Energy to submit a revised draft of the ES-2035 to the federal government by 1 October 2015. The ministry, together with the Institute of Energy Strategy and the Energy Research Institute of the Russian Academy of Sciences, worked out a new, significantly amended working draft of the ES-2035 by summer 2015. It took into consideration the new challenges and trends of world energy markets, as well as the impact of falling energy resource prices and technological, financial and other sanctions imposed by certain countries targeting the oil, gas and banking sectors of Russia. They prepared two scenarios: “Conservative” and “Target.” After open discussion, the ministry publicized the revised version of the ES-2035 draft as of 30 September 2015 on its website.

The high volatility of world energy markets, however, continued in the second half of 2015, with a general trend of the oil price falling. Without reliable and high-quality forecasts for the socio-economic development of the country for the next 10–15 years, discussing the major parameters of the ES-2035 is extremely difficult. Recognizing that, Prime Minister Medvedev ordered the establishing of a working group for the preparation of the “Strategy of Socio-Economic Development of Russia up to 2030” in July 2015. Its work, however, seems to be delayed.

Nevertheless, the upgrading of the ES-2035 draft has continued. For example, a “Stress Scenario” was developed by the end of February 2016. It assumed that the oil price would stay at the level of US\$31–33 per barrel in 2016–17, followed by an increase to US\$42 by 2020.

Refining the work on the ES-2035 draft continues in other directions, including the environment. In particular, societal opinion in Russia expects that the new version of the energy strategy will more completely reflect government measures for regulating the reduction of greenhouse gas emissions.

The time for considering all these new issues is running out. The protocol for the meeting of the Commission for Strategic Development of the Fuel and Energy Sector and Environmental Security on 27 October 2015 specifies mid-August 2016 as the completion time for the work on the ES-2035.

[Translated by ERINA]

# 中国の対外貿易障壁調査規則に関する考察<sup>1</sup>

東京国際大学商学部准教授・ERINA 共同研究員 宋俊憲

東京国際大学大学院商学研究科博士前期課程 陳璐

## I. はじめに

中国は、WTO加盟を契機に、「守り」と「攻め」の両面で国際通商ルールを用いて積極的に自国の利益を保護するようになった。かつての日本と同様に、中国でもいわゆる攻撃的法律主義(aggressive legalism)に基づく対外通商政策が展開されるようになったのである。実際、中国の攻撃的法律主義は、WTO紛争解決手続の利用状況やアンチ・ダンピング措置の発動件数等から確認することができる。さらに、一方的措置(unilateral measures)とも言える対外貿易障壁調査規則(Investigation Rules of Foreign Trade Barrier)の導入により、中国における通商政策方針の転換はより鮮明になった(Nakagawa, 2007)。

中国の対外貿易障壁調査規則は、他国の貿易投資障壁に関する調査を実施し、中国企業への悪影響を解消する目的で導入された。中国政府は、国内企業等からの申請を受けて調査を行い、貿易投資障壁の存在が認められた場合に、当該国に対して(1)二国間協議、(2)多国間紛争解決メカニズムの開始、(3)その他の適切な措置を講じることとなる。実際、2004年に日本の海苔輸入割当制度に対して調査が行われて、一連の経緯を経て日本政府は2005年から中国産海苔の輸入を認めることになった。また、2011年に米国の再生可能エネルギー支援政策と補助金政策に対して調査が行われて、米政府の6つの支援プログラムがWTO協定に違反するとの最終判断が示された。

本稿は、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉の妥結により、日中韓FTA及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の実現可能性が高まる中で、中国における攻撃的法律主義の動向を検討した上で、対外貿易障壁調査規則の実体的及び手続的規定を分析し、政策的な示唆を提示する。特に、米国の通商法301条<sup>2</sup>及びEUの貿易障壁規則(Trade

Barriers Regulation ; TBR)<sup>3</sup>と比較しながら、規定上の特徴及び制度運用上の問題を明らかにする。

本稿の構成は、次の通りである。まず、次節では、攻撃的法律主義の概念について説明し、中国の攻撃的法律主義に基づく通商政策転換を確認する。続いて第3節では、対外貿易障壁調査規則の制定及び改正の経緯について概観する。第4節と第5節は、米国通商法301条及びEUのTBRを参照しながら、それぞれ対外貿易障壁調査規則の実体的規定と手続的規定を考察する。最後は、本稿の分析結果をまとめ、今後の課題について述べる。

## II. 中国の攻撃的法律主義

本節では、攻撃的法律主義の観点から中国の通商政策転換について確認したい。そこで、まず攻撃的法律主義の概念を明確に定義する必要がある。Pekkanen(2001)によって提示された攻撃的法律主義とは、「他国との貿易紛争において、一連の実体国際法上の規定を守り(shield)と攻め(sword)の両面で使用する意図的戦略」として定義される<sup>4</sup>。Pekkanen(2001)は、1980年代後半における日本政府の通商政策転換を攻撃的法律主義として表現した。

従来の日本は、1955年にGATTに加盟したものの、その紛争解決メカニズムの有効性に否定的な姿勢を堅持し、一貫して二国間協議を通じた貿易摩擦の解決を模索してきた。ところが、1988年にカナダとの貿易紛争で<sup>5</sup>、日本が初めてGATTで勝訴したことを契機に、日本の通商政策方針は大きく変化した。そして1990年代に入り、日本は、主要国の不公正な貿易政策・慣行を調査して報告書として毎年公表するなど、攻撃的法律主義に向けた動きが一層加速した(Pekkanen, 2001)。このような日本の動きについて、Nakagawa(2007)は「穏健な法律主義」(moderate legalism)

<sup>1</sup> 本稿の執筆にあたり、日本大学の陸亦群先生及び東京国際大学の金琦先生から貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

<sup>2</sup> Sections 301~310 of the Trade Act of 1974.

<sup>3</sup> Council Regulation (EC) No. 3286/94 of 22 December 1994.

<sup>4</sup> Pekkanen(2001), p. 708.

<sup>5</sup> Canada/Japan: Tariff on Imports of Spruce, Pine, Fir (SPF) Dimension Lumber, Report of the Panel adopted on 19 July 1989 (L/6470-36S/167).

という表現を使いつつ、多少異なる意見を示している。しかし、攻撃的法律主義は、歴史的な文脈の中で、日本の通商政策転換を説明する重要な概念である(Araki, 2006)。

日本の攻撃的法律主義は、他の東アジア諸国に拡散することになる(Gao, 2005)。特に、韓国は、WTO体制が発足して以来、積極的にWTO紛争解決手続を利用するなど、攻撃的法律主義に基づく通商政策を重視するようになった。Ahn(2003)によれば、かつての日本と同様に、韓国は1999年に米国との貿易紛争で勝訴し<sup>6</sup>、この事例で得られた経験や自信が攻撃的法律主義の展開に大きな役割を果たした。

一方、中国では、WTO加盟を契機に、攻撃的法律主義に基づく通商政策が見られるようになった(Nakagawa, 2007)。例えば、中国政府は、日本の不公正貿易報告書と同様に、主要国の不公正な貿易政策制度を調査・整理した国別貿易投資環境報告を2003年から公表している。また、Jung(2002)は、中国における攻撃的法律主義の端緒として、2002年5月に発動された一部鉄鋼製品に対する暫定セーフガードに注目している。実際に、中国による貿易救済措置の利用は非常に増加し、1995年から2014年まで中国が発動したアンチ・ダンピング措置は176件に上り、世界6位の実績を記録している(WTO, 2016)。最後に、中国版通商法301条とも言える対外貿易障壁調査規則の制定は、中国の攻撃的法律主義を象徴するものである(Nakagawa, 2007)。

### Ⅲ. 対外貿易障壁調査規則の概要

中国は、飛躍的な経済成長に伴い、対外貿易投資も急速な勢いで拡大してきた。実際、中国は2001年にWTOに加盟して以来、世界の工場としての役割を果たし、世界第2位の経済大国(GDP基準)となり、世界最大の貿易大国の地位を維持している。しかし、その一方で、中国企業が海外の貿易投資障壁によって不合理な影響を受けるケースも増加し、中国の輸出拡大及び海外市場開拓に大きな阻害要因として浮上したのである(蔡, 2004)。そこで、中国企業の貿易投資活動を積極的に保護し、公正な貿易投資環境を確保するため、新たな法制度の導入が模索されるようになった(李, 2005)。

中国対外経済貿易合作部(現在の商務部)<sup>7</sup>は、2002年7

月に貿易投資障壁情報収集マニュアルの作成を公表し、関連情報を中国企業に普及する取り組みを開始しながら、定期的な情報収集に着手した(崔, 2008)。その後、商務部は、2003年から国別貿易投資環境報告が毎年公表し、主要国の貿易投資環境及び制度政策について評価・指摘している。さらに、2002年9月23日には、外国の不公正な貿易投資障壁を調査して是正を求める対外貿易障壁調査暫定規則(以降「暫定規則」と表記)が制定され、同年11月1日から正式に施行された。

実際、中国政府は、2004年4月に日本の輸入割当(Import Quotas : IQ)制度を対象に調査を行い、当該制度の改善を導くことが可能となり、日本に向けた中国産海苔の輸出が開始されることになった。当時、日本政府は、海苔をIQ品目として輸入規制しながらも、韓国産海苔については歴史的な経緯等を理由に一部輸入を認めてきた。そこで、中国江蘇省海苔協会が、商務部に暫定規則に基づく貿易障壁調査を申請したのである。結局、商務部の調査及び3回に及ぶ政府間協議の結果、日本政府が2005年から中国産海苔もIQ枠に加えることを約束し、当該調査が終了した(馬, 2006)。この事例で中国は、初めて暫定規則に基づいて貿易障壁調査を行い、外国の不公正な貿易措置の是正に成功した。

商務部は、上記の調査を通じて把握した制度上の問題を解決するため、2004年7月から暫定規則の改正作業に着手し、2005年3月1日に対外貿易障壁調査規則(以降「調査規則」と表記)を施行した(王, 2006)。調査規則は、上位法である中華人民共和国対外貿易法の改正(2004年7月1日施行)及び担当機関の名称変更等により、その改正が必要不可欠な部分もあった(李, 2005)。しかし、暫定規則の内容を踏襲しながらも、①貿易障壁の対象及び範囲が明確になり、②申請者の立証責任に貿易への悪影響が追加されるなど、暫定規則に比べてより多国間主義の原則に整合的であると評価されている(崔, 2008)。また、商務部は法律の名称から「暫定」という用語を削除しており、新規規則の法的安定性が向上したと認識している(馬, 2006)。

調査規則の目的は、対外貿易障壁に関する調査を行い、対外貿易障壁が中国に与える悪影響を解消し、対外貿易の正常な発展を促進するためである<sup>8</sup>。事実、対外貿易障壁の調査については、中華人民共和国対外貿易法(以降「対外

<sup>6</sup> United States – Anti-Dumping Duty on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAMS) of One Megabit or Above from Korea (DS99).

<sup>7</sup> 第10期全国人民代表大会の第1回会議で決定された国务院機構改革方案により、2003年3月25日に対外経済貿易合作部と国家経済貿易委員会が統合し、商務部として新設された。

<sup>8</sup> 調査規則第1条。



貿易法」と表記)に原則的な規定が設けられている<sup>9</sup>。したがって、調査規則は、対外貿易法第37条の施行規則に該当するものであると考えられる(馬、2006)。調査規則は、総則、調査申請、審査及び申立、調査及び認定、附則等の5章37条で構成されている。

#### IV. 対外貿易障壁調査規則の実体的規定

##### 1. 貿易障壁

通常、「貿易障壁」(trade barriers)とは、自由な貿易を阻害する制度・政策を総称するものである。その中でも、具体的な数値で表される関税障壁と異なり、不可視的な非関税障壁は広範かつ多岐にわたるので、それを明確に定義することは極めて難しい(宋、2008)。したがって、主要国の貿易障壁調査制度を見ても、貿易障壁に関する明確な定義はなく、単にその存在を判断するための基準を示すことにとどまっている(張、2006)。

中国の調査規則も同様で、外国(地域)政府が採択若しくは支持する措置又は行動が、次のいずれかに該当する場合に、貿易障壁としてみなされる<sup>10</sup>。まず、中国が締結若しくは加盟している国際条約・協定に違反し、あるいはその義務を履行しない場合である。次に、中国の貿易に悪影響を与える場合である。ここで貿易への悪影響とは、①中国産の物品やサービスの市場アクセスを制限し、又はそのおそれがある場合、②海外市場において中国産の物品やサービスの競争力に損害を与え、又はそのおそれがある場合、③外国の物品やサービスが中国に輸出されることを制限し、又はそのおそれがある場合を指す。

貿易への悪影響に関しては、次のような制度上の特徴が見られる。第1に、物品貿易のみならず、「サービス貿易」に対する障壁も調査対象に含まれていることである。事実、調査規則の上位法である対外貿易法においても、中国の対外貿易が貨物輸出入、技術輸出入、サービス貿易の3つに分類されている<sup>11</sup>。第2に、中国産の物品やサービスに対する輸入障壁のみならず、外国産の物品やサービスが中国に「輸出」されることを阻害・制限する場合も、貿易障壁としてみなされる。外国の輸出制限も貿易障壁の範疇に含まれている背景としては、中国への技術流出を恐れて法的根

拠のない輸出制限措置が行われることを防止するためである(馬、2006)。第3に、中国産の物品やサービスが外国貿易障壁の影響を受ける範囲を、中国や当該国に限定するのではなく、「第3国」も加えていることである。最後に、実際に貿易への悪影響を惹起していない場合でも、その「可能性」があると認められた場合は貿易障壁としてみなされる。

周知のように、貿易障壁の範囲を具体的に列挙することは困難である。しかし、中国商務部が公表する国別貿易投資環境報告では、貿易障壁が14のカテゴリーに整理されているので参照できる：①関税及び関税管理措置、②輸入制限、③通関手続障壁、④輸入品に賦課される差別的国内税、⑤貿易の技術的障害、⑥衛生・植物検疫措置、⑦貿易救済措置、⑧政府調達、⑨輸出制限措置、⑩補助金、⑪サービス貿易の障壁、⑫知的財産権保護の不備、⑬不合理な知的財産権の保護措置、⑭その他の障壁<sup>12</sup>。

一方、調査規則は、貿易障壁のみならず、海外投資障壁についても同様に適用される<sup>13</sup>。但し、調査規則の中に海外投資障壁に関する具体的な規定はなく、国別貿易投資環境報告で挙げている3つの投資障壁類型－①投資参入障壁(barriers to the access of investment)、②投資経営障壁(barriers to operation)、③投資撤退障壁(barriers to withdrawal of investment)－を参考にして定義することができると考えられる<sup>14</sup>。

以上のように、調査規則における貿易障壁の規定は、国内法に基づいて調査開始できる米国通商法301条の方式を採択していることが分かる。その一方でTBRにおいては、貿易障壁(obstacles to trade)が「国際貿易規定により異議の対象とすることができる第3国の貿易行為」と定義されている<sup>15</sup>。EUとは異なり、中国では単に国内法に基づいて調査が開始されるので、外国の貿易障壁に対する積極的な牽制が可能になる一方で、一方的措置として批判される余地も残されている(張、2006)。

##### 2. 損害

周知のように、中国の調査規則は、外国の貿易障壁が貿易に与える悪影響を除去し、中国企業の貿易・投資利益を

<sup>9</sup> 対外貿易法第37条。

<sup>10</sup> 調査規則第3条。中国政府は、主に台湾との貿易紛争の可能性を想定し、全ての条項に「外国政府」ではなく「外国(地域)政府」と明記している(馬、2006)。

<sup>11</sup> 対外貿易法第2条。

<sup>12</sup> 中华人民共和国商务部編(2012)『国別貿易投資環境報告2012』2-3頁。

<sup>13</sup> 調査規則第35条。

<sup>14</sup> 中华人民共和国商务部編(2012)『国別貿易投資環境報告2012』3頁。

<sup>15</sup> Article 2.1

保護することを目的としている。貿易への悪影響については調査規則第3条2項に言及されているものの、市場アクセスの「阻害」・「制限」及び競争力の「損害」に関する規定は定められていない。結局、損害の有無や程度に関する規定がないので、申請者の立証責任が困難であり、当該判断が担当機関である商務部に委ねられている(李、2006)。

EUのTBRの場合に、貿易障壁調査の実体的要件として、実質的な損害(material injury)の存在も求めている<sup>16</sup>。TBR第10条1項によると、実質的な損害の有無は、①ECの輸入・輸出の著しい増加・減少、②EC市場又は第3国市場のEC企業の販売価格に対する著しい価格押し下げ、③EC産業に対する影響(生産、稼働率、在庫、売上げ、市場シェア、価格、利潤、資本利益、投資、雇用等の経済指標)で判断される。

### 3. 申請者

貿易障壁調査の申請者は「国内企業、国内産業、又は国内企業及び国内産業を代表する自然人、法人、又はその他の組織」と定められている<sup>17</sup>。ここで「国内企業、国内産業」とは、調査対象となる物品やサービスの生産及び供給と直接的に関連する企業若しくは産業を指す。

調査規則における申請者の資格要件は、次のような特徴が見られる。まず、米国通商法301条が全ての利害関係者(any interested person)に申請資格を付与しているのに対し<sup>18</sup>、調査規則における申請者の範囲は相対的に狭くなっているのが分かる(王、2006)。結局、調査規則の場合、個人による申請は事実上不可能となっている。

次に、申請者に関する定義に不明確な部分があり、その結果として商務部に大きな裁量権を与えていると同時に、調査申請の際に申請者が困惑する可能性も否定できない(蔡、2004; 李、2006)。実際、調査規則第5条における「代表」や「直接的な関連性」の意味が具体的に定義されていないので、申請者自らがその立証責任を負うことになり、また商務部の裁量で判断されるのである。

最後に、国内企業及び国内産業を定義・判断するための具体的な指針又は基準が定められていない(Song、2006)。対照的にTBRは、提訴(complaint)の資格が認められているEC産業及びEC企業概念が定義されている<sup>19</sup>。EC産業の代理として提訴するためには、当該物品又はサービスの生産量が主たる割合(major proportion)以上を占めなければならない<sup>20</sup>。EC企業を代理して提訴する場合は、市場

シェア等の地位についての要件が存在しないので、1社だけでも提訴が認められる(池田、2007)。

以上のように申請者の概念が曖昧になっている理由は、貿易障壁の範囲が広範かつ多岐にわたる状況の中で、調査申請の提出を容易にするために、その資格を厳格に定めることが望ましくないと判断されたからである(馬、2006)。

## V. 対外貿易障壁調査規則の手続的規定

### 1. 調査申請

前述したように、国内企業、国内産業、又は国内企業及び国内産業を代表する自然人、法人、又はその他の組織は、貿易障壁の調査を申請することができる。申請者は、申請書に、①申請者の基本情報、②貿易障壁に関する説明、③貿易障壁の影響を受ける物品やサービスに関する説明、④国内関連産業の基本的な状況に関する説明、⑤貿易障壁が貿易に悪影響に関する説明、⑥その他説明が必要と考えられる事項を記入し、商務部に書面で提出しなければならない<sup>21</sup>。

申請者は、申請の際に、貿易障壁の存在及び貿易への悪影響を証明する証拠資料を提出するとともに、その出所も明示する必要がある<sup>22</sup>。証拠資料の提出は強制条項ではないが、提出できない場合に、その理由を書面で説明しなければならない。申請者は、商務部が調査開始を決定する前に、当該申請を取り下げることができる<sup>23</sup>。蔡(2004)によれば、調査申請の取り下げに必要な手続きや条件はなく、申請者は簡単に申請を取り下げることができる。

事実、調査規則における申請者の立証責任は、通商法301条やTBRに比べて、比較的軽いと言える(Song、2007)。その背景には、次の要因が考えられる。まず、中国企業は訴訟に消極的な傾向があり、過度な立証責任の負担で調査規則の利用を避けることが懸念されたからである。次に、中国企業は、法的制度を利用するために必要な経営資源や専門的ノウハウが乏しく、申請の準備や情報収集に重い負担を課すことがあまり現実的ではないと判断されたからである。因みに、通商法301条は、申請者に対して詳細な情報の提示を求めているが、情報収集が困難な場合に「301条委員会」の議長から支援を受けることができる<sup>24</sup>。

一方、調査規則では、商務部の職権による調査開始が認められる<sup>25</sup>。通商法301条も、米通商代表部(United States Trade Representative; USTR)による職権調査が可能である。しかし、USTRが職権調査を行う場合には、米国の

<sup>16</sup> Article 2.3 <sup>17</sup> 調査規則第5条。 <sup>18</sup> Section 302 (a) (1) <sup>19</sup> Article 2.5 and 2.6 <sup>20</sup> Article 2.5 (b) <sup>21</sup> 調査規則第6条及び第7条。  
<sup>22</sup> 調査規則第8条。 <sup>23</sup> 調査規則第9条。 <sup>24</sup> 15 CFR § 2006.1 (a) <sup>25</sup> 調査規則第4条。

通商法第135条に基づいて設けられた諮問委員会との協議が必要である<sup>26</sup>。TBRの場合は、EC産業、EC企業、加盟国の提訴により、EC委員会の調査が開始される。TBRの中にはEC委員会の職権調査が明示的に示されていないが、欧州共同体設立条約第211条によって可能である(張、2006)。

## 2. 調査開始

商務部は、申請者が提出した申請書及び関連証拠の受理から60日以内に、当該申請資料を検討し、調査を開始するか否かを決定しなければならない<sup>27</sup>。通商法301条の場合は、USTRが調査申請を受理してから45日以内に調査開始を決定するが、申請者との協議で90日まで延長することができる<sup>28</sup>。TBRも、通常、申請書の受理から45日以内に調査が開始されるが、EC委員会は申請者や加盟国との協議を経て延長することが可能である<sup>29</sup>。また、EC委員会は、調査開始を判断する際に、必ず諮問委員会との事前協議が必要である。この協議条項は、加盟国の意見を反映させることで、EC委員会の独走を防ぐ役割を果たすのである(張、2006)。

商務部は申請資料を検討し、申請者に対して提出期限を設けて追加資料の提出を求めることができる<sup>30</sup>。申請者が提出した申請書及び関連資料の内容に問題がなければ、商務部は調査を開始することになる。しかし、調査規則第16条によれば、①申請者が提出した申請資料の記載内容が事実と異なる場合、②申請者が提出した申請資料が不十分であり、また商務部が指定した期限内に追加資料を提出しない場合、③調査申請の対象となる措置又は方法が明らかに貿易障壁に該当しない場合、④調査を開始する必要がないと判断した場合に、商務部は調査を開始しないこともできる。ここで、商務部が調査を開始しなくても良いと判断できる場合とは、当該貿易障壁が中国の貿易利益に与える影響が非常に少ないときや、アンチ・ダンピング条例に定められている公共の利益が検討されると考えられる(馬、2006)。通商法301条でもUSTRの判断で調査を開始しないことができるが、USTRは議会にその理由と調査実施による経済的不利益を書面で報告しなければならない<sup>31</sup>。

商務部は、調査を開始しないと決定した場合に、必ず申請者に書面で通知し、その理由を説明しなければならない<sup>32</sup>。この条項は、申請者の合法的な利益を保護し、商務

部の権力濫用を牽制するために設けられたと考えられる(張、2006)。逆に、調査を開始すると決定した場合は、①調査対象となる措置又は方法、②調査対象となる措置又は方法に係る物品又はサービス、③調査対象となる措置又は方法を実施している国家(地域)、④入手した情報の概要、⑤利害関係者の意見陳述及び国民の意思表明の期限等を明記して告示しなければならない<sup>33</sup>。そして商務部は、申請者、既知の輸出経営者及び輸入経営者、調査対象国(地域)の政府、その他の利害関係者に対して、調査開始について通知しなければならない<sup>34</sup>。

## 3. 調査

商務部は調査を行い、調査対象となる措置又は方法が調査規則第3条の貿易障壁に該当するか否かを判断するところになる<sup>35</sup>。実際の調査業務は、商務部の輸出入公平貿易局が担当する<sup>36</sup>。調査を行う際に、商務部は、自らが入手したあらゆる情報を利用することができる<sup>37</sup>。調査規則には、調査方法として、諮問委員会の構成(第20条)、アンケートや公聴会の実施(第21条)、海外現地調査(第22条)が定められている。また、商務部は、調査対象となる措置又は方法について、調査対象国(地域)の政府と協議することができる<sup>38</sup>。これらの調査は、開始日(告示日)から6カ月以内に終了しなければならないが、特別な状況においては3カ月以内の延長が認められる<sup>39</sup>。

他方、利害関係者は、提出資料が漏洩されると重大な悪影響が生じると予想される場合に、当該資料を秘密として取り扱うことを要請することができる<sup>40</sup>。商務部は、秘密保持要請に正当な理由があると判断した場合に、利害関係者が提出した資料を秘密として保持すると同時に、利害関係者に対して公開可能な資料の概要を提出させることができる<sup>41</sup>。また、利害関係者の同意がない限り、商務部は秘密保持資料を貿易障壁調査以外の用途に使用することはできない。この秘密保持条項は、通商法301条(Section 308)やTBR(第9条)でも類似の内容が見られる。

調査遂行に関しては、米国の通商法301条やEUのTBRも、類似の条項が盛り込まれている。しかし、通商法301条は、公聴会をはじめ、利害関係者に意見陳述の機会を与えることが義務付けられている<sup>42</sup>。また、USTRは、物品又はサービスに対する制裁措置が米国経済に与える影響について、米国際貿易委員会に意見を求めることもできる<sup>43</sup>。

<sup>26</sup> Section 302 (b) (1) <sup>27</sup> 調査規則第10条。 <sup>28</sup> Section 302 (a) (2) and Section 303 (b) (1) <sup>29</sup> Article 5.4 <sup>30</sup> 調査規則第11条。

<sup>31</sup> Section 302 (c) <sup>32</sup> 調査規則第17条。 <sup>33</sup> 調査規則第12条及び第13条。 <sup>34</sup> 調査規則第14条。 <sup>35</sup> 調査規則第18条。 <sup>36</sup> 調査規則第2条。

<sup>37</sup> 調査規則第19条。 <sup>38</sup> 調査規則第25条。 <sup>39</sup> 調査規則第32条。 <sup>40</sup> 調査規則第23条。 <sup>41</sup> 調査規則第24条。 <sup>42</sup> Section 302 (a) (4)

<sup>43</sup> Section 304 (b) (1) (C)

一方、TBRの場合は、調査が共同体レベルで加盟国と共同で行われており<sup>44</sup>、アンチ・ダンピングのような定型的な調査と異なり、調査の対象・相手・方法等がケース毎に特色があり、状況に応じて質問状の内容を変更したり専門家の意見を求めたりして、複雑で困難な調査になっている(池田、2007)。

#### 4. 調査中止

調査規則第26条によると、商務部は、次のいずれかに該当する場合に、調査を中止することができる：①調査対象国(地域)の政府が合理的な期間内に調査対象となる措置又は方法の取消し若しくは調整を約束した場合、②調査対象国(地域)の政府が合理的な期間内に適切な貿易補償の提供を約束した場合、③調査対象国(地域)の政府が経済貿易条約又は協定の義務を履行すると約束した場合、④商務部が調査を中止することができることと認められるその他の事情。しかし、調査対象国(地域)の政府が、合理的な期間内に上記の約束を履行しない場合には、商務部が調査を再開することができる<sup>45</sup>。調査規則における調査中止要件の特徴は、相手国政府の約束のみで貿易障壁調査が中止できることである。その一方でTBRは、外国政府によって満足できる措置が講じられて共同体の対策が不要な場合に、調査が中止されることになり、また当該措置の履行状況が監視されるのである<sup>46</sup>。

#### 5. 調査終了

調査規則における貿易障壁調査の終了は、次の3つの類型に分けられる。まず、商務部は、申請者の要請に応じて、調査を終了することができる。しかし、貿易障壁調査の中止が公共の利益(public interests)に反する場合は、その例外となる<sup>47</sup>。次に、法定終了事由に該当する状況として、①調査対象国(地域)の政府が調査対象となる措置又は方法を取り消し又は調整した場合、②調査対象国(地域)の政府が適切な貿易補償を提供した場合、③調査対象国(地域)の政府が経済貿易条約又は協定の義務を履行した場合に、商務部は調査を終了して告示しなければならない<sup>48</sup>。最後に、①申請者が調査に協力しない場合や、②商務部が調査を終了しても良いと判断できるその他の事情がある場合には、商務部の裁量で調査が終了される<sup>49</sup>。

#### 6. 対抗措置

商務部は、調査を通じて、調査対象となった外国政府(地域)の措置又は方法が、貿易障壁を構成するか否かを決定して告示しなければならない<sup>50</sup>。告示の際には、重要な状況、理由、根拠、結果、結論等の内容が記載されるが<sup>51</sup>、その重要性の判断主体や判断基準に関する規定は定められていない。

商務部は、調査対象となった外国政府(地域)の措置又は方法が調査規則第3条に規定する貿易障壁として認められた場合に、①二国間協議、②多国間紛争解決メカニズムの開始、③その他の適切な措置を講ずることになる<sup>52</sup>。ここで、その他の適切な措置とは、政治、外交、法的手段を含む非常に幅広い概念である(張、2006)。

通商法301条にはUSTRが講ずる制裁措置の類型(強制措置と裁量措置)や範囲等が詳細に定められているのに対して<sup>53</sup>、調査規則における制裁措置の規定は非常に曖昧かつ不明確であることが分かる。一方、EUのTBRは、通商法301条のように一方的な報復措置を講ずるのではなく、事前の国際交渉もしくはWTO紛争解決手続の開始が必要であり<sup>54</sup>、必然的にWTO整合的な対抗措置が採択される。しかし、調査規則第33条は、商務部に対抗措置の採択に関して一定の裁量権を与えている(Song, 2007)。

#### おわりに

本稿では、中国における攻撃的法律主義の動向を確認し、その象徴的な事例として、対外貿易障壁調査規則の実体的及び手続的規定を分析した。当該規則は、外国の不正な貿易投資障壁を調査し、国内産業及び国内企業を保護・救済するため、米国やEUなどの法令を参考にして導入された。この制度の導入を巡り、中国国内では自国企業の対外貿易・投資活動を積極的に保護する有効な法的手段として注目されたが(蔡、2004)、その一方で韓国や台湾などの周辺国では一方的な制裁措置として機能することを懸念する声も浮上した(崔、2008)。勿論、WTOは加盟国の一方的な措置を明示的に禁止しており<sup>55</sup>、これまでの調査実績を考慮しても調査規則が制裁措置として使用される可能性は少ないと考えられる。

しかし、調査規則の大きな特徴として、米国通商法301条やEUのTBRをベースに制定されたものの、抽象的かつ曖昧な条文が多く、必然的に担当機関である商務部に大きな裁量権が与えられていることに注意が必要である。例え

<sup>44</sup> Article 8.1 (c) <sup>45</sup> 調査規則第27条。 <sup>46</sup> Article 11.2 (a) and (b) <sup>47</sup> 調査規則第28条。 <sup>48</sup> 調査規則第29条。 <sup>49</sup> 調査規則第30条。  
<sup>50</sup> 調査規則第31条。 <sup>51</sup> 調査規則第35条。 <sup>52</sup> 調査規則第33条。 <sup>53</sup> Section 301 (a) (b) (c) <sup>54</sup> Article 12 <sup>55</sup> WTO紛争解決了解第23条。

ば、調査規則の実体的規定の中で、申請者の範囲や国内産業の概念などが不明確であり、国内企業及び国内産業への損害に関する判断基準も存在しない。手続的規定を見ても、調査担当機関の権限濫用を防ぐ安全・牽制装置はなく、調査開始、調査遂行、調査中止、調査終了、対抗措置の判断などにおいて、商務部の裁量を認める条項が盛り込まれている。結局、中国の調査規則は、商務部の裁量権を最大限に保障するものであり、一方的措置に該当する危険性を秘めている。調査規則における条文の曖昧さや調査機関の過度な裁量権は、単に立法経験不足によるものではなく、中国政府の意図的な戦略として見ることもできる(崔、2008)。

最後に、これまで調査規則に基づく中国政府の公式的な調査は、日本の海苔IQ制度(2004年)と米国の再生可能エネルギー支援及び補助金政策(2011年)の2件にとどまっている。調査規則を用いた外国の貿易投資障壁への対応が非常に少ない理由は、莫大な貿易黒字を達成している中で、中国政府の政治外交的判断が大きいと考えられる。実際、貿易収支は、攻撃的法律主義の展開を左右する重要な要因の一つである(Gao, 2005)。中国政府としては、主要国との貿易で黒字を記録し、逆に中国の貿易投資障壁が世界で問題視されている状況の中で、一方的措置と批判されやすい調査規則より、多国間紛争解決メカニズムや貿易救済措置の方が望ましいと判断したかもしれない。WTO紛争解決手続の利用状況やアンチ・ダンピング措置の発動件数を見ると、中国の攻撃的法律主義に基づく通商政策は現在も進行中である。

## 参考文献

### 【日本語文献】

池田節雄(2007)「EU通商障壁対抗措置法(TBR)の展開」『白鷗大学法科大学院紀要』創刊号29-61頁。

宋俊憲(2008)「非関税措置の決定要因に関する実証研究」青山学院大学博士論文。

### 【中国語文献】

王楠(2006)「试析《对外贸易壁垒调查规则》的修改」『学术交流』2006年09期38-40頁。

中华人民共和国商务部编(2012)『国别贸易投资环境报告2012』上海人民出版社。

李初婵(2006)「欧美贸易壁垒调查制度研究兼论我国：对外贸易壁垒调查规则」华东政法学院硕士学位论文。

李成钢(2005)「《对外贸易壁垒调查规则》实施」张莉(编)『公共商务信息导报』2005年03月04日第003版。

蔡从燕(2004)「我国对外贸易壁垒调查制度：成就、不足及完善」『法律科学』2004年第2期110-117頁。

### 【韓国語文献】

崔松子(2008)「中国の貿易障壁調査制度に関する法的考察」『通商法律』第80号130-162頁。

張勝和(2006)「外国のWTO規範違反調査及び貿易障壁調査現況と実態に関する研究」韓国貿易委員会委託調査報告書。

馬光(2006)「中国の対外貿易障壁調査法制度に関する研究」韓国法制処法制情報協力担当官室(編)『2006東北亜法制研究報告書』67-87頁。

### 【英語文献】

Ahn, Dukgeun (2003), "Korea in the GATT/WTO Dispute Settlement System: Legal Battle for Economic Development," *Journal of International Economic Law*, Vol. 6, No. 3, pp. 597-633.

Araki, Ichiro (2006), "The Evolution of Japan's Aggressive Legalism," *The World Economy*, Vol. 29, No. 6, pp. 783-803.

Gao, Henry S. (2005), "Aggressive Legalism: The East Asian Experience and Lessons for China," in Henry Gao and Donald Lewis (eds.), *China's Participation in the WTO*, London: Cameron May, pp. 315-351.

Jung, Youngjin (2002), "China's Aggressive Legalism: China's First Safeguard Measure," *Journal of World Trade*, Vol. 36, No. 6, pp. 1037-1060.

Nakagawa, Junji (2007), "No More Negotiated Deals? Settlement of Trade and Investment Disputes in East Asia," *Journal of International Economic Law*, Vol. 10, No. 4, pp. 837-867.

Pekkanen, Saadia M. (2001), "Aggressive Legalism: The Rules of the WTO and Japan's Emerging Trade Strategy," *The World Economy*, Vol. 24, No. 5, pp. 707-737.

Song, Junrong (2007), "A Comparative Study on the Trade Barriers Regulation and Foreign Trade Barriers Investigation Rules," *Journal of World Trade*, Vol. 41, No. 4, pp. 799-831.

WTO (2016), "Anti-dumping", available at: [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/adp\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e.htm), (accessed 7 May 2016).

# ***A Study on the Investigation Rules of Foreign Trade Barriers in China***

**SONG, Joon-heon**

Associate Professor, School of Business and Commerce, Tokyo International University and ERINA Collaborative Researcher

**CHEN, Lu**

Masters Course Student, Graduate School of Business and Commerce, Tokyo International University

## **Summary**

Taking advantage of its accession to the WTO, China utilized international commerce rules with the two aspects of “shield” and “sword”, and came to actively protect the country’s own interests. This is because, similar to Japan in the past, a foreign trade policy based on so-called “aggressive legalism” is developing in China also. In fact, China’s aggressive legalism can be confirmed from the number of cases of invocation of such things as the utilization of WTO dispute resolution procedures and anti-dumping. Moreover, via introducing the “Investigation Rules of Foreign Trade Barriers”, which can be called unilateral measures, the transformation of foreign trade policy in China became clearer.

China’s Investigation Rules of Foreign Trade Barriers implemented an investigation of other countries’ trade and investment barriers, and were introduced with the aim of eliminating adverse effects for Chinese firms. China’s Ministry of Commerce carried out the investigation after receiving requests from domestic firms, and in the cases where the existence of trade barriers was confirmed, the following measures would be taken with a given country: 1) bilateral discussions; 2) the commencement of a multilateral dispute resolution mechanism, and; 3) other appropriate measures. Actually, in 2004 an investigation was carried out of Japan’s quota system for the import of seaweed, and the Japanese government, after a series of developments, would approve the importation of Chinese seaweed from 2005. In addition, in 2011 an investigation was carried out on the United States’ renewable energy support policy and subsidy policy, and the final judgement was shown that six of the US government support programs violated the WTO agreement.

This paper, after examining the development of aggressive legalism in China amid the heightening possibility of the realization of a Japan–China–ROK FTA and an East Asian Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) after the agreement on the Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement (TPP), analyzes the substantive and procedural regulations of the Investigation Rules of Foreign Trade Barriers and raises policy suggestions. In particular, while making comparison with Section 301 of the US Trade Act and the EU’s Trade Barriers Regulation, it makes clear the characteristic features in the regulations and the problems in the system’s operation.

[Translated by ERINA]

# 「一帯一路」戦略における黒龍江省の 対日経済貿易協力推進の可能性<sup>1</sup>

黒龍江省社会科学院北東アジア研究所副研究員 杜穎

## 1. はじめに

「一帯一路」は中国の対外開放の大戦略であると同時に、国内の地域開放発展のための大戦略でもある。「一帯一路」戦略のもと、「中・モ・ロ経済回廊龍江陸海シルクロード経済帯」(以下「龍江シルクロード帯」と略す)が国家戦略に格上げとなり、黒龍江省は国の対外開放の最前線および中心地域となった。ある分析では、もし「一帯一路」戦略が西に向けた発展というならば、「龍江シルクロード帯」はロシアのなかで最も開発の潜在力をもつ極東地域と先進国の日韓両国と接し、環日本海諸国と多国間協力を展開する良好な基礎と条件を備えるものであるといえる。

では、「一帯一路」戦略のもと、黒龍江省の対日協力の状況はどのようになるのか、レベルアップする余地はあるのか、どの分野で協力を進めていく可能性があるのだろうか。2015年、第二回中口博覧会期間中、黒龍江省で「中・モ・ロ経済回廊—龍江陸海シルクロード経済帯建設ハイレベルフォーラム」が開催され、モンゴル・ロシア・日本・韓国等の政府関係者、専門家、企業家およびメディア代表が招待され、黒龍江省の政策の展望や経済貿易の協力推進の現状について検討された。フォーラム参加の専門家は、「一帯一路」戦略における日本を含む北東アジア国家にとってチャンスであると肯定的な意見を提起し、ある学者は黒龍江省の経済発展には物流ルートの建設の整備が鍵となる考え方を示した。

本稿ではこれまでの問題意識を継承し、現在の研究成果をまとめながら、黒龍江省の経済発展の動向、対外開放の進展および対外経済貿易協力の実態から出発し、新情勢のもとでの黒龍江省の対日協力を進めるチャンスと不足の点を分析し、その方向性を探りたい。

## 2. 黒龍江省の経済発展の動向と特徴

### 2.1 経済発展概況

黒龍江省の面積は47.3万平方キロメートルで、全国総面積の4.9%、東北地域の総面積の58.5%を占めており、吉林・遼寧両省の総面積よりも広い。2013年まで、黒龍江省の社会経済は十年連続で成長するという良好な発展の流れがあった。2013年はGRP(域内総生産)8%の成長を実現した。非公有制経済の増加額は7508.6億元で、前年より10.4%上回り、全省のGRPの52.2%を占めた<sup>2</sup>。しかし、2015年になると、グローバル経済の回復傾向に陰りがみえ、中国の経済成長の速度も緩慢となり、黒龍江省の経済発展も困難に直面した。2015年、全省のGRPは15088.7億元を実現し、前年同期比5.7%の伸びで、総額は全国で21位、伸び幅は29位であった。そのうち、第一次産業の成長率は5.2%で、全国平均の1.3ポイントを上回っている。第二次産業は一定規模以上の工業企業が半数を占めるエネルギー分野がマイナス成長(-3.7%)だったため、第二次産業全体の成長も全国平均(4.6%)を下回る1.4%にとどまった。第三次産業は10.4%の伸びで、全国平均より2.1ポイント高くなっている。多くの経済指標の増加速度は緩慢になり、固定資産投資、社会消費品小売総額、輸出入総額、一定規模以上工業企業の付加価値増加額、都市農村住民収入等の指標の伸びはすべて全国平均より低くなり、他省と比べて下位に属している。都市での新規雇用は71.7万人で、都市部の登記失業率は4.48%である<sup>3</sup>(表1)。

「第12次五カ年計画」期間中、全省で重点的に建設が推進された1,462の産業プロジェクトは投資額6239億元に相当するものが完成している。そのうち20億元以上のプロジェクトが52件ある。第一次・第三次産業は急速に発展して比率が上昇し、第二次産業構造には新しい変化が起こっている。三次産業の構造は「第11次五カ年計画」期末期の12.6:

<sup>1</sup> 本稿は2013年度黒龍江省哲学社会科学重点研究基地重点項目「『東絲路帯』建設視角下我省深化対日経貿合作研究」(「『東絲路帯』建設という視角のもとでの黒龍江省の対日経済貿易協力推進についての研究」)の成果の一部である。研究プロジェクト番号: 13H020。

<sup>2</sup> 黒龍江省統計局「2013年黒龍江非公経済実現穩歩發展」、黒龍江省政府ホームページ(<http://www.hlj.gov.cn/zwfb/system/2014/04/23/010649925.shtml>)、2016年4月15日アクセス。

<sup>3</sup> 黒龍江省發展改革委員会「黒龍江省2015年国民経済と社会發展規画執行状況と2016年国民経済と社会發展規画草案に関する報告」、人民ネット(<http://hlj.people.com.cn/n2/2016/0218/c220027-27757036.html>)、2016年4月15日アクセス。

表1 2015年の黒龍江省と全国主要経済指標の比較

国民経済の主要な指標	黒龍江省		全国	
	数値	前年同期比 成長率(%)	数値	前年同期比 成長率(%)
域内総生産(億元)	15,083.7	5.7	676,708	6.9
第一次産業	—	5.2	60,863	3.9
第二次産業	—	1.4	274,278	6.0
第三次産業	—	10.4	341,567	8.3
一定規模以上工業企業の付加価値増加額(億元)	9,884.3	0.4	—	6.1
固定資産投資(億元)	—	3.6	551,590	10.0
社会消費品小売総額(億元)	209.8	8.9	300,931	10.7
輸出入総額(億ドル)	1,165.2	-46.1	39,586.4	-0.8
公共財政収入(億元)	24,203	-10.4	82,983	9.4
都市住民一人当たり可処分所得(億元)	11,095	7.0	31,195	8.2
農村住民一人当たり現金収入(億元)	—	6.1	11,422	8.9

出所：陝西省情報センター「2015年年間全国各省(市区)主要経済指標の達成状況」、陝経ネット(<http://www.sei.gov.cn/ShowArticle.asp?ArticleID=261083>)、2016年4月10日アクセス

48.4：39から17.5：31.8：50.7に変化した<sup>4</sup>。

同時に黒龍江省政府は「五大規画」<sup>5</sup>、「十大重点産業プロジェクト」<sup>6</sup>建設をめぐって対外交渉を推進し、43の国家・地域と経済交流を展開している。「第13次五カ年規画」期間には、「経済の総合的な実力の向上、経済構造の調整、改革の推進、生態文明の建設、対外開放の新局面の形成、インフラ建設の推進、生活の改善」という主要目標が提起された。対外開放の面では、ヨーロッパ・アメリカ等の先進国との交流を強化し、日韓、オーストラリア、ニュージーランド、イスラエルや香港、マカオ、台湾との協力を引き続き強化することを今後の努力目標とする見込みである<sup>7</sup>。

## 2.2 黒龍江省の新しい対外経済開放の展開

1978年12月の共産党十一期三中全会以後、黒龍江省は全国各地と同様に対外開放の幕を開け、主に三つの方面でそれを体現した。第一に、1988年、黒龍江省共産党委員会第六次代表会議において、「南聯北開(南方に連動して北方に開く)、全方位に開放する」という戦略思想を提起し、対口

協力を重点とした対外貿易構想を確立した。第二に、1990年、「中国のソ連・東欧諸国との経済貿易商談会」を初めて開催し、それが後のハルビン経済貿易協力商談会になっている。第三に、日韓両国との経済交流・協力の展開である。

しかしながら、南方の沿海地域が飛躍的に発展するなかで、東北の旧工業基地である黒龍江省は後塵を拝していた。2003年、中共中央と国務院が共同で「東北旧工業基地振興戦略の実施に関する若干の意見」を公布し、これに依拠して、黒龍江省は改革開放の歩みを速めた。ただ残念なことに、黒龍江省の長所である資源は開発にとっては短所となり、原料製品の輸出に依拠する黒龍江省は経済発展において苦境に陥った。旧工業基地の改革を促進し、経済下降の趨勢を逆転するために、2014年に国務院は再度、「国務院の近い将来に東北振興を支援する重大な政策措置に関する意見」を公布し、対外開放を整備する政策を打ち出し、開放協力プラットフォームの新しい条件を提起した。東北振興とロシア極東開発のドッキングを強化することが焦点となっている。2013年3月以降、黒龍江省はさらに続いて五

<sup>4</sup> 黒龍江日報「黒龍江省国民経済和社会発展第13次五カ年規画綱要」、黒龍江省政府ホームページ(<http://www.hlj.gov.cn/zwfb/system/2016/02/15/010760639.shtml>)、2016年4月15日アクセス。

<sup>5</sup> 「五大規画」は2013年3月以来、新しい黒龍江省の指導者層が提起した発展理念で、省が現在実施している五大国家戦略である。具体的には、国務院の承認を得た「黒龍江省『二大平原』現代農業総合配套改革試験総体方案」、「黒龍江と内モンゴル東北部国境地域開発開放規画」と黒龍江省が参与している「大小興安嶺林区生態保護と経済モデルチェンジ規画」、「全国旧工業基地調整改造規画」、「全国資源型都市持続可能発展規画」のことである。

<sup>6</sup> 具体的には、新材料産業、バイオ産業、新エネルギー設備製造産業、新型農機具設備製造産業、交通輸送設備製造産業、グリーン食品産業、鋳産鋼鉄産業、石炭化学石油化学産業、林産物加工産業と現代サービス業を指す。

<sup>7</sup> 黒龍江日報「黒龍江省国民経済和社会発展第13次五カ年規画綱要」、黒龍江省政府ホームページ(<http://www.hlj.gov.cn/zwfb/system/2016/02/15/010760639.shtml>)、2016年4月15日アクセス。



大規模を出し、「黒龍江と内モンゴル東北部地域国境開放開放規画」が「大小興安嶺森林区生態保護と経済モデルチェンジ規画」や「黒龍江省『二大平原』現代農業総合配套改革試験全体方案」のあとに続いて実施される国家戦略となり、黒龍江省がロシア・北アジアに向けて開放する中国の橋頭堡となるためにさらに確固とした基礎を打ち立てることになった。

中央が「一帯一路」戦略の構想を提起した後、黒龍江省は地理的優位をたずさえて、主体的に「一帯一路」の戦略に入り込み、「龍江シルクロード帯」の構想を計画し、周辺国家との相互のつながりを強化しようとしている。こうした状況のもと、ハルビン国際経済貿易商談会は、国家レベルの「中国—ロシア博覧会」に昇格した。これと同時に、団体訪問やプレゼンテーション会議の形式を通して、黒龍江省共産党委員会、省政府、商務部門および企業が積極的に対外経済交流・協力を展開している。2015年、相次いで「対韓国経済貿易協力プレゼンテーション交流会(韓国)」と「2015黒龍江省—日本経済貿易協力交流会(北京)」を開催し、一部の企業間で協力の方向性が合意に至った。「黒龍江省国民経済と社会発展第13次五カ年規画綱要」のなかで、省委員会と省政府は黒龍江省の対日協力を重点とする全方位の対外開放局面を形成する目標をさらに明確に提起し、未来の発展のために方向性を示した。

### 3. 黒龍江省の外国貿易・投資および対日経済貿易協力の現状と課題

#### 3.1 全省の外国貿易・投資

1978年の改革開放政策の実施、1982年の黒龍江省の自営輸出入<sup>8</sup>開始に始まり、1990年の第一回ハルビン商談会の開催まで、黒龍江省はロシア・日本・韓国を中心とする国境地域の開発開放と国際経済協力において長足の発展をとげた。

主な貿易の構成からみると、対日貿易と投資は全国でそれぞれ四分の一と三分の一を占めている。しかし、主に極東地域に集中しており、レベルからみると、主に軽工業・農副産物を主としており、ハイテク技術製品が占めるのは1%にすぎない。投資協力プロジェクトは主に森林伐採、鉱産物開発、農業栽培、工事の請負である。対外開放協力

の対象範囲は狭く、対日貿易が半分を占めており、日本、韓国、ヨーロッパ、アメリカ、東南アジア等の国家との経済協力は比較的少ない。

2014年以来、経済減速の圧力が増大し、黒龍江省の対外経済貿易協力は縮小し続けた。2015年の輸出入総額は209.8億ドルで、同時期の全国の順位では21位で、前年同期比46.1%低くなり、全国第30位で下から2番目である。輸入額と輸出額の増え幅はそれぞれマイナス39.9%とマイナス53.7%であり、「双降(二つとも下降)」している情勢である。黒龍江省の最大の協力パートナーであるロシアがヨーロッパとアメリカの経済制裁を受け、石油価格が大幅に下落し、ルーブルが暴落したことにより、対日貿易、投資や人文的な協力が第一位である黒龍江の地域協力にも影響がでた。2015年、黒龍江省の対日貿易も減少している。対日貿易の輸出入は108.5億ドルで、前年同期比53.4%減少し、総額の51.7%を占め、全国の対日輸出入総額の16%を占めている。貿易の方式からみると、一般貿易と国境貿易はそれぞれ46.1%と52.5%減少している。主要貿易パートナーのロシアだけでなく、ASEAN、アメリカ、EUとの輸出入も減少しており、下がり幅はそれぞれ44.3%、30.8%、37.1%となっている<sup>9</sup>。経済成長を促進する「二台の馬車(輸出入)」は加速度を欠いている。

外資利用は相対的に大きくなっている。図1からわかるように、全体的に安定して上昇傾向にある。2014年の外資の実際利用は51.6億ドルで2006年の3倍である<sup>10</sup>。投資規模は絶えず拡大し、外資の出所も増加し、1千万ドルを超える大プロジェクトも増加し、アジア国家からの投資が増加しているという特徴があらわれている。ヴァージン諸島、アメリカ、シンガポール、韓国、イギリス、スイス、日本、ロシア等の国々と香港、台湾地域は近年の外資利用が大きい十大パートナーで、実際の投資額が黒龍江省の外資利用総額の9割近くを占めている。2015年の外資の実際利用額は54.5億ドルで7.1%の伸びであった<sup>11</sup>。

#### 3.2 対日貿易と投資

ここ数年、黒龍江省の対日貿易は減少している。図2の貿易推移からわかるように、近年は減少傾向にある。2002年から次第に上昇し、2005～2008年の二国間の貿易は安定

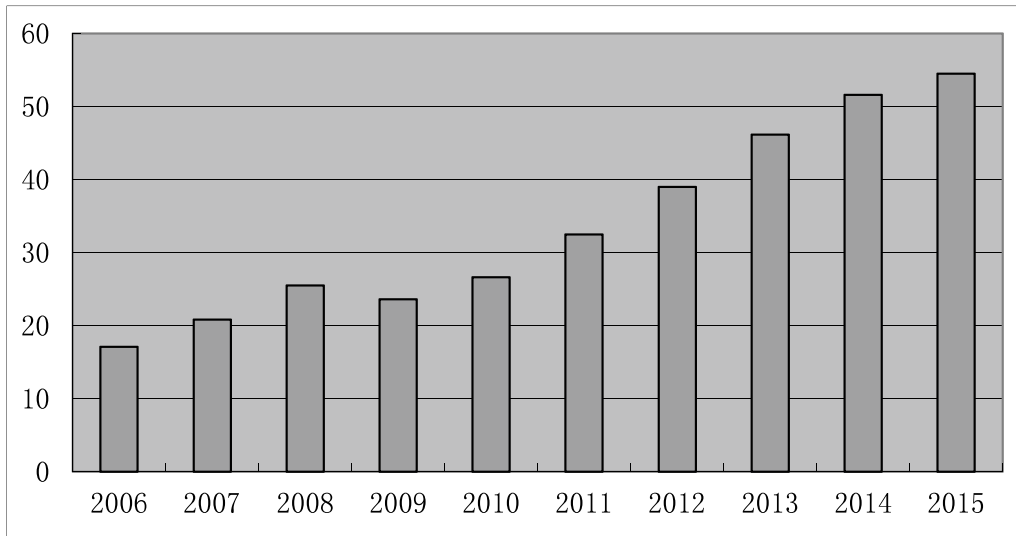
<sup>8</sup> 自営輸出入とは、国内企業に輸出入の経営権があり、利益と損失についての責任をもつことである。

<sup>9</sup> 黒龍江省商務庁「2015年黒龍江省外国貿易統計表」、黒龍江省商務庁ホームページ(<http://www.hljswt.gov.cn/tjbbssystem/index.jhtml>)、2016年4月10日アクセス。

<sup>10</sup> 黒龍江省統計局「2014年黒龍江省国民経済和社会発展統計公報」、黒龍江省政府ホームページ(<http://www.hlj.gov.cn/sq/system/2015/08/08/010734768.shtml>)、2016年4月15日アクセス。

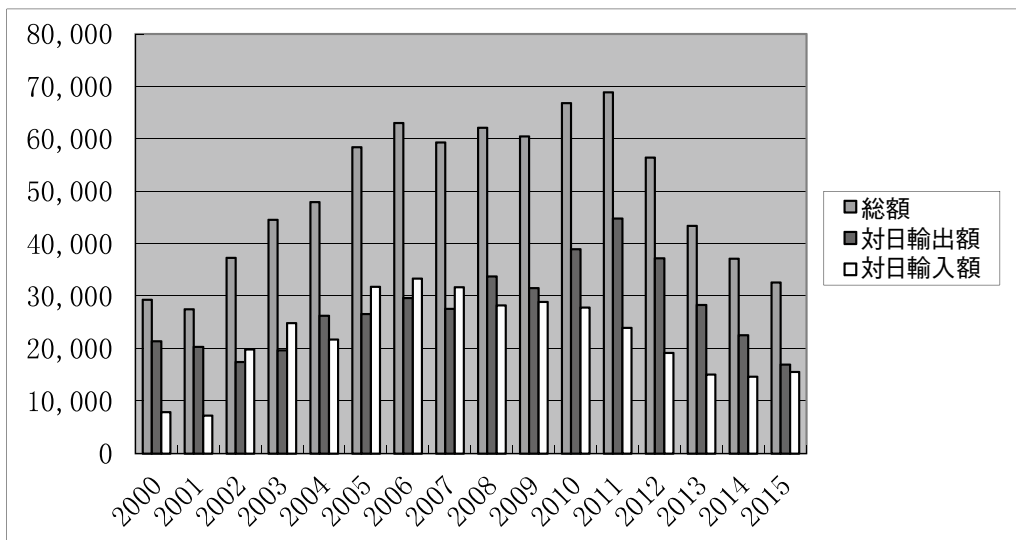
<sup>11</sup> 黒龍江省発展改革委員会「黒龍江省2015年国民経済和社会発展規画執行状況と2016年国民経済和社会発展規画草案に関する報告」、人民ネット(<http://hlj.people.com.cn/n2/2016/0218/c220027-27757036.html>)、2016年4月15日アクセス。

図1 2006-2015年の黒龍江省外資利用額の推移(実行ベース、億ドル)



出所：2013年までのデータはジェトロホームページ[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview\\_04\\_heilongjiang\\_1506.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview_04_heilongjiang_1506.pdf)、(2016年4月10日アクセス)より。2014-2015年のデータは2016年4月12日に黒龍江省商務庁に対して実施したヒアリング調査より

図2 黒龍江省の対日貿易額の推移(万ドル)



出所：黒龍江省商務庁ホームページ<http://www.hljswt.gov.cn/tjbsys/index.jhtml>(2016年4月28日アクセス)のデータより筆者作成

して高い水準で、2011年の二国間貿易額は6.89億ドルで前年同期比3.04パーセント伸びて新記録を出しており、日本は第9番目のパートナーとなった。しかし、2012年以降、段階的に減ってきている。2012年と2013年はそれぞれ18.04%、23.15%下落した。黒龍江省における従来の貿易パートナーのなかで、日本は12位となり、十強の地位からはじき出された。2015年、黒龍江省の対日貿易額は32594万ドルで、前年同期比12.3%減少し、旧工業基地振興以前のレベルにまで下がってしまった。対日貿易の変動は、世界金融危機の影響と東日本大震災後の復興における黒龍江省の農副産品と建築材料の特需、島の問題以降における日中関係の悪化などが直接関係していると思われる。

このほか、黒龍江省と日本の貿易は規模が小さく、質が低い問題が存在する。表2からわかるように、対日輸出入の外国貿易輸出入総額のなかにおける割合にしろ、遼寧省や吉林省と比べても、全国の対日外国貿易の総額のなかでの割合は最も低い。東北三省の対日輸出入は全国の対日輸出入総額のなかでそれぞれ4.75%(遼寧省)、0.97%(吉林省)、0.1%(黒龍江省)に留まっている。

投資協力からみると、2003年前後にブームがあったけれども、その年に実際に利用された日本の資本は4000万ドルで、全体的には全国の1%に及ばない。その後、日本経済の低迷や日中経済関係が緊張したことにより、投資額および順位には大きな好転がみられなかった。2011~2013年、

表2 2014年の黒龍江と全国・遼寧・吉林の対日貿易比較(億ドル、%)

類別	輸出入額	割合	輸出額	割合	輸入額	割合
全国の対外貿易	43,000	100	23,400	100	19,600	100
対日貿易	3,124.4	7.3	1,494.4	6.4	1,629.9	8.3
遼寧対外貿易	1,139.6	100	587.6	100	552.0	100
遼寧対日貿易	148.7	13.05	95.85	16.3	52.92	9.5
吉林対外貿易	263.8	100	57.8	100	206.0	100
吉林対日貿易	30.4	11.5	6.47	11.2	23.9	11.6
黒龍江対外貿易	389	100	173.4	100	215.6	100
黒龍江対日貿易	3.71	0.95	2.25	1.3	1.46	0.7
全国対日貿易 に占める割合	遼寧	4.75		6.4		3.2
	吉林	0.97		0.43		1.46
	黒龍江	0.1		0.15		0.09

出所：黒龍江省商務庁(<http://www.hljswt.gov.cn/tjbbsys/index.jhtml>、2016年4月28日アクセス)、中国商務部(<http://zhs.mofcom.gov.cn/article/aa/201501/20150100869088.shtml>、2016年4月28日アクセス)、全球経済数拠(世界経済データ)(<http://www.qajjsj.com/zglssj/46008.html>、2016年4月28日アクセス)、ジェトロ([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview\\_01\\_liaoning\\_1506.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview_01_liaoning_1506.pdf)及び[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview\\_03\\_jilin\\_1506.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview_03_jilin_1506.pdf)、2016年4月28日アクセス)、朱宇編「黒龍江省経済発展報告」、社会科学文献出版社、2016年、p.205のデータより筆者作成

表3 日本の黒龍江省への投資状況(万ドル)

年度	件数	実際投資額	順位 <sup>12</sup>
2009	5	364	16
2010	9	1,741	10
2011	12	4,950	9
2012	6	1,739	12
2013	2	4,201	9
2014	1	6,252	9
2015	2	6,094	10

出所：2013年までのデータはジェトロホームページ[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview\\_04\\_heilongjiang\\_1506.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/tohoku/pdf/1506/overview_04_heilongjiang_1506.pdf)、(2014年4月28日アクセス)より。2014-2015年のデータは2016年4月12日に黒龍江省商務庁に対して実施したヒアリング調査より

実際の投資額は3年連続で5000万ドル以下に落ち込んだ。2014、2015年の実際の投資額はやや上がり、6000万ドルを超えたが、投資プロジェクトは一つ二つである。2015年、日本の黒龍江省への実際の投資額は6094万ドルで、前年より2.5%下がった(表3)。

2014年末までに、黒龍江省がプロジェクトを審査許可した日本資本は全部で814社、契約ベースの外資利用は5.34億ドル、実行ベースの利用額は5.7億ドルで、黒龍江省の十大投資源の国家と地域のなかで、日本の投資はさらに減少の傾向にある。現段階における発展からみると、黒龍江省が日本資本を誘致するビジネス環境はさらに整備が求められる。さて、「走出去(海外進出)」戦略のもと、黒龍江省

の企業も積極的に対日投資を拡大している。2013年までに、4企業が日本に事務所を設立し、おもにソフトウェア開発、健康食品の生産、人材ビジネスに従事している。黒龍江省の15の人材ビジネス企業は日本に2011年は1168人、2012年は1029人それぞれ派遣している。2013年、全省の11の人材ビジネス企業が外国に派遣した各種人材は982人である。2014年の外国派遣の人数は996人(ロシア除く)で、おもに日韓両国に集中している<sup>13</sup>。

#### 4. 黒龍江省の対日経済貿易協力を推進する有利な条件

以上のように、黒龍江省の対日経済貿易協力の規模や全国のなかで占める割合は小さく、近年はさらに減少傾向が

<sup>12</sup> 主要な投資国と地域における順位を指す。

<sup>13</sup> 黒龍江省商務庁ホームページ(<http://www.hljswt.gov.cn/>)、2016年4月12日アクセス。

でてきているが、同時に黒龍江省と日本の経済貿易協力には大きな向上の余地が残されているといえる。「一帯一路」戦略のもと、黒龍江省が対日経済貿易協力を進める有利な条件は増えている。

#### 4.1 黒龍江省と日本の人と人との交流における確固とした基礎

周知のとおり、黒龍江省では第二次世界大戦後の日本の残留孤児を3000人近く育てた。日中国交正常化以降、その孤児たちを中心に交流が絶えない。黒龍江省と新潟県、北海道、山形県との自治体間の友好関係(表4)はまさにこうした日中友好の雰囲気により実現したものである。長年、黒龍江省と日本は友好都市という名目のもとに、教育・行政・農業の分野で広範囲な交流を進めてきた。このほか、黒龍江省政府は新潟県などの友好関係県と定期的な協議会の方式で、農業、食品加工などの重点的な分野での協力について、企業間で交流がなされている。2011年10月、新潟県は黒龍江省との連絡体制、情報交流を強化すると同時に、日本海を横断する航路を促進し、黒龍江省と中国東北地域とのビジネスを促進するために、ハルビンに連絡拠点を開設した。

#### 4.2 国家の政策支援の拡大

上記のとおり、2013年8月以降、国務院は黒龍江省への対外開放政策への支援を拡大し、「黒龍江と内モンゴル東北部地域国境開発開放規画」と「シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードを共同で建設することを推進するビジョンと行動」を相次いで承認した。前者は地方政府が北東アジアの内陸部と対ロシアへの開放の橋頭堡という地理的な優位を十分に発揮して、外国経済・外国貿易・外国資本の連動を着実に推進し、地域発展をよびおこす開放の成長地点を育成していく方向を明示した。一方、後者は黒龍江省

が対外開放を拡大・推進し、開放型の経済レベルを全面的に向上させ、さらに積極的・主体的な開放戦略を実行する具体的な実践のための指導綱領である。こうしたなかで、黒龍江省が制定した「東部陸海シルクロード経済帯建設を推進する工作方案」では東部の陸海シルクロード経済帯建設の規画業務の目標を明確にしている。近い将来に実行される「東北地域通関一体化改革」と2014年9月に実行された黒龍江省綏芬河総合保税區税関が複製して普及させている中国(上海)自由貿易試験区の14項目の税関監視管理改革制度などすべて、黒龍江省が「中・モ・ロ経済回廊龍江陸海シルクロード経済帯」建設を実施するための強い制度的な保障となっている。

#### 4.3 外部の発展環境好転への期待

北東アジア地域経済協力の潜在力は大きい、政治や歴史的な影響により、発展の道りは一貫して紆余曲折を経たものであった。世界的な金融危機に直面し、経済大国各国の協力の必要性への認識はますます強まっている。日本は「アジアへの再帰」を提起し、韓国も中国との経済貿易協力の強化を第一にしている。現在、中国・日本・韓国の自由貿易協定(FTA)の交渉がすでに7回を終えた。中韓自由貿易協定の正式調印は、この交渉が蓄積した経験であり、中日韓FTA交渉の歩みを必ずや促進するだろう。また、中国東北とロシアの極東地域の経済協力は二国間協定の形式で確定した。2009年9月の「中国東北地域とロシア極東地域およびシベリア地域の協力規画綱要(2009-2018)」と2009年末にロシアが承認した「2025年以前極東地域とザバイカル地域経済発展戦略」という枠組みのもと、中ロ両国は現在極東ロシア地域と中国・日本・韓国等の周辺国家との交通・投資・エネルギー・観光・農業の分野で多方面に協力を積極的に進めている。これら是对口協力を推進するなかで、日本との協力推進とロシア極東地域の

表4 黒龍江省と日本の友好都市の概況

番号	友好都市	批准日時	番号	友好都市	批准日時
1	黒龍江省-新潟県	1983.8.5	7	ジャムス市-山梨県韮崎市	1984.10.10
2	黒龍江省-北海道	1986.6.13	8	牡丹江市-滋賀県大津市	1984.12.3
3	黒龍江省-山形県	1993.8.10	9	伊春市-北海道岩見沢市	—
4	ハルビン市-新潟市	1979.12.20	10	双鴨山市-秋田県長井市	1992.5.21
5	ハルビン市-北海道旭川市	1995.12.28	11	綏化市-新潟県胎内市	—
6	チチハル市-栃木県宇都宮市	1984.4.30			

出所：笹志剛・殷勇「黒龍江省開放戦略突破研究」、黄志勇・鄭中・譚春枝主編「一帯一路」与中国沿辺開放新視野」、広西人民出版社、2015年11月、pp.131-132より筆者作成

国・日本・韓国との全方位における開放は高度に結びついていることを表している。

#### 4.4 インフラの段階的な整備

現在、黒龍江省で建設中のハルビン―牡丹江、ハルビン―チチハル、牡丹江―綏芬河の旅客輸送専用線および建設が計画されている国境鉄道は、黒龍江省の新しい鉄道快速ルートを構成するだろう。建三江、五大連池、綏芬河等の空港はまもなく建設が開始される予定で、これらのインフラの段階的な整備は、「龍江シルクロード帯」建設の強い支えとなるだろう。新しいルートの建設は国境地域の経済社会の総合的な負荷能力を高め、先進地域からの産業移転をさらに受入れることになり、絶えず「二つの市場、二つの資源(訳注：国内外の市場と資源のこと)」を利用する総合的な能力を向上させ、ロシアに対する橋頭堡と結節点としての位置を強固にし、国家の「一帯一路」戦略建設のために貢献をするだろう。綏芬河口岸の機能拡張工事が完成した後、口岸の貨物通過能力も現在の1200万トンから3000万トンまで引き上げられる予定で、これらは日本海に通じる物流ルート建設に有利となる。

#### 4.5 地理的に有利な状況が突出

「龍江シルクロード帯」を建設していくなかで、黒龍江省はロシアに対する「橋頭堡」的な位置づけにますますなる。特に国境口岸都市の綏芬河は北東アジア地域の物流の結節点および産業が集中するセンターという地理的・交通条件により、国内外の二つの資源および市場を開発する戦略的な支点、北東アジア経済協力の戦略的支点として位置づけられている。大きなルートの利便化を推進するために、綏芬河市はロシア・日本・韓国の専門家や主管部門と共同で何度も協議し、港の経費や定期便、輸送規範や貨物の追跡システム等の面でのボトルネックを協力して解決してきた。現在、綏芬河口岸を経由し、ナホトカ(ポストーチヌイ港)から日本の大阪や名古屋への鉄道・海運の複合一貫輸送が順調に実現している。これは東北地域では遼寧の大連港からだけが日本への海運が可能だった現状を変え、海への新しい出口をつくったことになる。

当然、有利な条件が増えると同時に、黒龍江省の経済発展も多くの不利な要素、困難な問題に直面している。例えば、政治的な影響、対日協力意識の希薄さ、制約の多い物流条件、投資環境が弱い等、改善が待たれる。

## 5. 黒龍江省の対日経済貿易協力で将来性のある分野

### 5.1 綏芬河総合保税區等プロジェクト建設中の資金協力

綏芬河市は「龍江シルクロード帯」建設の橋頭堡、結節ステーションとして極めて重要な地理的な位置にある。綏芬河総合保税區は企業誘致と宣伝を積極的に行ない、日本企業の注目を集めている。ただ現在、綏芬河総合保税區と契約して区内に所存物流企業の規模は小さく、現代的な物流技術による支えも乏しく、多国籍物流企業に比べて大きな差がある。国際貿易からみると、綏芬河の地理的位置を利用することは、中ロ日韓およびその他の経済要素の緊密な連携を実現し、輸出入を増大させ、さらには、保税區特有の優待政策を利用して、黒龍江省ひいては東北地域の日本・韓国・欧米地域の高価で高関税の商品輸入のためのプラットフォームを提供し、国際貿易ルートを広げることができる。

### 5.2 農業と食品加工分野における協力

黒龍江省は農業資源大省で、国家の重要な食料商品基地である。農業分野は日本が黒龍江省に投資するのに実行可能かつ潜在力のあるプロジェクトである。日本の発展した現代農業、特に世界でその名が知られている小型農業機械、土地改良、品種改良等の技術は世界の最前線にある。例えば、日本が北海道の農業建設を開発する過程で蓄積した高地寒冷、寒暖差農作物の技術は特に黒龍江省の気候条件に適している。日中の農業分野での協力の強化は将来性が広がっており、黒龍江省の資源および省の状況や需要に合致している。黒龍江省は世界三大黒土地帯の一つに立地しており、グリーン農業の分野では全国的にトップクラスにあり、農産品は国内での競争力がある。黒龍江省で日本に輸出するグリーン農業基地を建設することは、日本に輸出する物資の供給源を拡大し、「龍江シルクロード帯」建設を促進する。これは中国からの農産品輸入規制を厳しくしている日本にとって現実味を帯びている。

### 5.3 木製品およびその副産品の付加価値加工分野の協力

日本企業は黒龍江省からの木材の資源を輸入することに注目しており、木材付加価値加工分野で協力に参加する展望とニーズがある。例えば、木くずや木炭などの協力である。ここ数年、黒龍江省は日本企業のニーズに向けて、日本とこの分野での協力を推進している。現在日本の木材領域での投資はおもに技術・労働力・物流で産業集中が進む広東や上海などの地に集中しているが、黒龍江省でも最近一定の発展をみせており、加工技術面での産業集中の地理的な優位性がややあらわれている。鉄道・海運の連絡輸送

という条件が突出したのに加え、日本との産業協力の条件は十分整っている。

#### 5.4 環境協力

「一帯一路」戦略のもと、いかに国境地域の開放と生態環境の保護の折り合いをつけていくかという問題が存在している。黒龍江省の「第13次五カ年規画綱要」の立案のなかで、中央が提起した「革新・協調・グリーン・開放・共有」の「五大発展理念」を指導的な方針として、グリーン発展は中心的なテーマとなった<sup>14</sup>。2014年、黒龍江省と北海道経済部は「北海道・中国環境ビジネス商談会」を開催し、関係企業が土壌改良、硫黄の廃棄、食用油の廃棄等の問題について商談会でつきあわせを行なった。また、最近、省政府は「緑水青山就是金山銀山(豊かな緑と青い水こそが宝の山である)」というグリーン発展への道を歩くことを提起した。黒龍江省北東アジア研究会第2回会員代表大会および学術シンポジウムで、グリーン発展の理念を基調とする環境分科会が特に注目をあびた。生態文明建設が黒龍江省の国境地域開発開放の各方面や全過程をつらぬくテーマとなるだろう。将来的に、砂漠化の防止、自然保護区の建設、国境地域の河川の源流地域、湿地保護、環境汚染の規制、国境線を接している河川における生態の環境状態への評価、生態機能の保護の面で、日本を含む周辺諸国との環境事情情報の通報や危機対応における交流協力を展開することが大方の趨勢となっている。

#### 5.5 高齢者ビジネス協力

中国の高齢化が加速するにつれ、高齢者ビジネスの産業発展が注目を浴びている。日本はいち早く高齢化社会の国家の仲間入りをし、多くの経験を積んでいる。特に、一部の企業は鋭く商機を見出し、中国の高齢者ビジネス産業の発展状況を視察しにきている。一方で、中国の企業にとって、日本の高齢者ビジネス産業協力は、高齢者福祉組織だけでなく、設備、器具、人材育成、病院や食品等各方面での協力を含み、協力の将来性が非常に高い。上海、北京、瀋陽等の高齢者ビジネス産業協力は成果がでており、国家が国境地域の開放を進めていく状況のもと、黒龍江省では積極的に中心都市および需要のある口岸都市で日本の高齢者ビジネス産業協力を模索し進めていくべきである。

#### 5.6 国境を越えた観光協力

観光は異なる国家や人々の間の相互理解を深め、政治・経済・文化の往来に直接的な作用を及ぼす。観光それ自体一つの産業であり、新興かつグリーン産業でもある。黒龍江省は独特の生態的な優位があると同時に、国境地域の要塞をもつため、日本人には極めて魅力のある観光資源となっている。したがって、観光分野における日本との協力は有利な条件がある程度ある。現在、黒龍江に観光にくる日本人は数が少ないが、安定的な客足となっており、これは日本との観光協力を拡大するための基礎となる。

以上、本稿では黒龍江の経済と対外貿易の現状について検討し、黒龍江省と日本経済交流の最近の動向をみてきた。同時に、「一帯一路」戦略のもとでの有利な条件や協力の将来性のある分野について検討を行なってきた。黒龍江省が日本との経済貿易協力を推進する可能性は以下のとおりまとめることができる。

国家が推進する「一帯一路」戦略のもと、国境地域の省である黒龍江省の地理的条件は突出している。こうした有利な条件を利用して、インフラを整備し、黒龍江からロシアの港を経由して日本海に通じる鉄道・海運の連絡輸送のルートをつなげて建設することが、龍江シルクロード帯構築の鍵となる。綏芬河という重要な結節点を通じて、中口が主導し、韓国と日本が参加する多角的な越境輸送方式を構築することがますます注目されている。日本は北東アジア地域の大国であり、地域の規模のある貿易の主体であり、この地域の協力に参加することは北東アジア地域発展のニーズでもあり、その発展の必然的な流れである。

日本の研究者は「龍江シルクロード帯」は「一帯一路」の重要な構成部分とみなし、北東アジアの視角をしっかりと把握している。中国と陸続きのロシア、モンゴルだけでなく、日本と韓国の地域協力における位置づけについて考慮している<sup>15</sup>。日本が新しい情勢下でのこの地区の経済環境や経済協力に一連の変化がおこると予想しているからには、この地域のインフラ建設や通関の環境の改善状況についても注意深くみていくべきであろう。

労働力コストや原材料価格の高騰や、冬季の寒冷状況により、黒龍江省が日本資本を誘致するには大きな困難に直面しているが、黒龍江省は資源やエネルギー協力面で大きな潜在力があり、新しい対外開放のなかで、先進の省の産業移転を受入るため、当面の急務としてはビジネス環境を改善する必要がある。まず、黒龍江省は中口博覧会や各種

<sup>14</sup> 黒龍江日報「黒龍江省国民経済和社会発展第13次五カ年規画綱要」、2016年2月1日より。

<sup>15</sup> 新井洋史「『一帯一路』は東北亜区域合作的『逆風』嗎」、『黒龍江省東北亜研究会第二回会員代表大会文集』、黒龍江省社会科学院北東アジア研究所、2016年3月、p.9。

フォーラムを利用して、日本と黒龍江省の協力における貿易の利便化レベルを向上すべきだ。次に、双方向の投資レベルを向上させる。第三に黒龍江省とロシアとの協力の情報資源や人材資源を日本との協力展開に利用すべきだ。第四に、黒龍江省の日本との民間交流を促進することである。「国の交わりは人々が親しいことにあり、人々の親しさは心の通じ合いにあり」ということから、筆者が黒龍江の日本資本の企業の調査から得た情報によれば、黒龍江省に投資にくる中小企業の多くは黒龍江省となんらかの関係のある投資者であり、日本との経済貿易協力を拡大するにはこの地縁的、親しい関係の有利な条件を無視すべきではない。

つまり、黒龍江省が日本との経済貿易協力を促進するためには、相互のニーズと協力の制約の問題を分析し、日本との経済交流のなかに存在するあらゆる可能性を視野に入れて、潜在力を絶えず探っていく必要がある。これは黒龍江省と日本の双方が今後協力を進める上で共通して直面する課題でもある。

[中国語原稿をERINAにて翻訳]

## 参考文献

### 日本語文献

江原規由「中国の対外開放新戦略としての21世紀シルクロードFTA建設」、『国際貿易と投資』 No.96、Summer 2014、pp.142-144

杜穎「中国黒龍江省における外資企業進出の現状と課題」、『ERINA REPORT』、No.108、2012年11月、pp.64-69

### 中国語文献

陳永昌「積極開發東部陸海絲綢之路經濟帶」、『奮闘』、2014年、No.8、pp.27-28

笄志剛「瞄准新一轮沿边開放龍江起舞弄潮正逢時」、『黒龍江經濟報』、2015年2月5日

杜穎「黒龍江省与日韓經貿合作分析与予測」、『黒龍江經濟發展報告』、社科文献出版社、2015年、pp.245-259

李新「中蒙俄經濟走廊是『一帯一路』戰略構想的重要組成部分」、『西伯利亚研究』、2015年6月、pp.5-9

劉国斌「『一帯一路』基点之東北亜橋頭堡群構建的戰略研究」、『東北亜論壇』、2015年2月、pp.93-102

王明国「『一帯一路』倡議的國際制度基礎」、『東北亜論壇』、2015年6月、pp.84

張效廉「貫徹『一帯一路』戰略 推進『龍江絲路帶』建設」、『學習与探索』、2015年11月、pp.1-3

# ***The Potential for the Promotion of Heilongjiang Province's Economic and Trade Cooperation with Japan in the "One Belt, One Road" Strategy***

**Du, Ying**

Associate Researcher, Northeast Asia Research Institute, Heilongjiang Provincial Academy of Social Sciences

## **Summary**

The "One Belt, One Road", at the same time as being a major strategy for China's opening-up to the outside world, is also a major strategy for domestic regional opening-up and development. Under the "One Belt, One Road" strategy, the "China–Mongolia–Russia Economic Corridor, and Longjiang Land and Sea Silk Road Economic Belt" (hereinafter abbreviated to "Longjiang Silk Road Belt") was graded up to a national strategy, and Heilongjiang Province became a front line and central region for the country's opening-up to the outside world. In one analysis, if the intent of the "One Belt, One Road" strategy is said to be development toward the west, the "Longjiang Silk Road Belt" is adjacent to the Far Eastern region which has the greatest potential for development within Russia, and to both the developed countries of Japan and the ROK, and is considered to provide a favorable foundation and the conditions to develop multilateral cooperation with the nations on the Sea of Japan rim.

Then under the "One Belt, One Road" strategy, how will the situation be for Heilongjiang Province's cooperation with Japan, will there be leeway for leveling-up, and in which sectors will there be potential to go on furthering cooperation? During the time of the Second China–Russia Expo in 2015, the "High-Level Forum on the Construction of the China–Mongolia–Russia Economic Corridor–Longjiang Land and Sea Silk Road Economic Belt" was held in Heilongjiang Province, government officials, experts, businesspersons, and media representatives from Mongolia, Russia, Japan, and the ROK were invited, and the future prospects for Heilongjiang Province's policy and the current situation for the promotion of economic and trade cooperation were examined. The experts participating in the forum offered the positive opinion of there being opportunities in the "One Belt, One Road" strategy for the nations of Northeast Asia, including Japan, and one scholar also expressed the idea that for Heilongjiang Province's economic development the key would be upgrading the construction of distribution routes.

In this paper, I take the awareness of the issues to date, and summarizing the current research outcomes, I would like to begin from the trends in Heilongjiang Province's economic development, the progress of opening-up to the outside world, and the actual situation for economic and trade cooperation with the outside world. Then I would like to analyze the opportunities and deficiencies in advancing Heilongjiang Province's cooperation with Japan under the new circumstances, and explore the directions to take.

[Translated by ERINA]



# 会議・視察報告

## 北東アジア地域経済協力の新たな国際機関設立へ —第16回GTI諮問委員会の議論から—

ERINA 調査研究部長・主任研究員 新井洋史

1990年代前半に中朝ロ三カ国の国境を流れる図們江(Tumen River)の下流域の開発を目指す、いわゆる図們江プロジェクトが提起された。1995年には、中国、北朝鮮、モンゴル、韓国およびロシアの5カ国の政府間協定に基づいて「諮問委員会」が設置され、各国間での調整の下、図們江開発に関連する様々な事業が行われてきた。2000年代に入り、関係国の協力の対象地域を図們江流域に限らず、より広域での地域協力を進めるべきとの認識が共有され、その結果、2005年には、現在の協力枠組みである「大図們江イニシアチブ(Greater Tumen Initiative, GTI)」が発足した。その後、運輸や貿易促進、エネルギーなど分野別に各国の主管省庁からなる協力体制を構築し、実務的な協力事業が活発に行われるようになった。そうした中、今度は、活動主体を強化する必要性が強まってきた。そこで、独立した法人格を持った国際機関へ移行する方針が決定され、約5年間にわたりその準備が進められてきた。近年、実務的な準備が本格化し、いよいよ大詰めを迎えている。新たな国際機関の設立は、日本ではほとんど注目されていないが、中国、モンゴル、韓国およびロシアという4カ国が参加した経済協力のための多国間協力機関が出現するというのは、北東アジア地域にとって画期的である。筆者としても、この問題に大きな関心を持って、2016年4月27日、ソウル市で開催された第16回GTI諮問委員会に参加した。

### 新機関の設立準備

結論から言うと、今回の会議では意図した成果を上げることができず、いわば足踏みを余儀なくされた形だ。実は、前回の第15回GTI諮問委員会では、第16回会議で新組織設立に関する協定を採択することを確認していた。これに向けた作業が事務レベルで続けられてきたわけだが、そのプロセスに手間取っていたことは、容易に想像できた。当初、2015年秋に開催されると想定されていた第16回会議の開催時期が、2015年年内、2016年明けへと先送りされ、結局、当初の目論見から約半年遅れの2016年4月となってしまっ

たからだ。筆者としては、会議開催案内を受け取った際に、ついにその準備作業も終わったものと想像した。しかし、実態は事務レベルで決着がつかなかった積み残しの課題が残っていた。いつまでも2016年の予算を決定せずに暫定的な執行を続けるわけにはいかないと実務上の課題と、諮問委員会での調整で懸案が解決できるのではないかという期待から、この時期の開催に至ったものと思う。しかし、諮問委員会での決着を目指すという賭けは実を結ばなかった。

第16回諮問委員会での議論からわかったのは、新機関の名称問題が最大の懸案となっていることだ。中国、モンゴル、韓国の3カ国は、「Greater Tumen Area Economic Organization for Northeast Asia Cooperation (GTANCO)」という名称で基本合意しているが、ロシアは「Northeast Asia Economic Cooperation Organization (NAECO)」を主張している。背景にあるのは、「Tumen」の取扱についての考え方の違いである。上述の通り、歴史をたどれば新機関の源流は図們江下流域の共同開発構想にあり、その名が今のGTIの呼称にも残っている。これに対して、より広い地域での協力に取り組んでいるという実態や今後さらに地理的な範囲を拡大していく発展性を重視して、この際、組織名から「Tumen」を外してしまおうというのがロシア側の主張であり、ユニークな歴史的経緯を名称に残そうというのが他の3カ国の考え方である。残念ながら、議論は平行線で、決着の道筋は見通せない。同様の問題は、対象とする地理的範囲についても提起されている。現在のGTIの活動は、GTR(Greater Tumen Region)として規定された地域(中国東北の3省1自治区、モンゴルの東部各県、韓国東海岸の港湾都市およびロシアの沿海地方)を対象としている。基本的に、地理的範囲の拡大について、柔軟に対応できるような余地を残した規定ぶりについてのコセンサスはできているようだが、その具体的な文言では合意に至っていない模様だ。その他、いくつかの技術的問題も残っているが、これらは大きな障



害にはならないだろう。

以上のように未決着の問題はあるものの、新機関の設立協定案の内容はほぼ固まっている。今回、会議資料として配布された2016年2月時点での協定案に基づき、いくつかの特徴を紹介したい。

新機関はGTIよりも格上げされる。GTIの最高意思決定機関は諮問委員会であり、次官級との位置づけである。これに対して、新機関の最高意思決定機関は閣僚会議 (Ministerial Council) となる。閣僚会議は、毎年1回、各国持ち回りで開催される。

閣僚会議の下に、高級実務者会議 (Board of Senior Officials)、分野別の委員会、事務局が設置される。高級実務者会議の名称が変更 (GTIでは、National Coordinators Meeting) されることを除けば、基本的に現状とほぼ同じ構造である。高級実務者会議は年3回、主管官庁の高級実務者から構成される分野別の委員会は年1回開催される。閣僚会議も含め、各会議での意思決定は、全メンバー国の合意による。

事務局長は任期3年で、各国持ち回りである。GTIでは、持ち回りについての明文規定はないはずだが、現実には、GTI設立以降、モンゴル、ロシア、韓国、中国という順で事務局長を派遣してきた経緯があるので、その流れを踏襲していると言える。

また、全メンバー国の合意により、新規メンバー国が参加する道が開かれている。また、非メンバー国や国際機関がオブザーバー資格を得て、各種活動に参加することも可能となっている。

協定案とは別に、各国の財政負担についても協議が進み、ロシア、韓国、中国が32%ずつ、モンゴルが6%を負担することで同意している。

次の議長国はロシアで、第17回諮問委員会は2016年11月もしくは12月にウラジオストクで開催される。今回の会議

の成果文書では、協定案の内容について、二国間での調整も交えながら、早期に決着をつけることが確認された。現実には、ロシアでの第17回諮問委員会での署名を目指すことになろう。これが実現すれば、各国の批准手続きを経て、2017年には新機関が発足することになる。

## GTIの活動状況

新機関への移行準備と並行して、様々な体制整備、活動強化が行われている。前回会議以降、六つ目の分野別機構として農業部会が設置されたほか、既存の貿易円滑化委員会の貿易・投資委員会への改組と税関小委員会の設置、地方協力委員会の下へのロジスティクス小委員会の設置が実現した。このロジスティクス小委員会の設置は、地方協力委員会のメンバーとなっている鳥取県が主導した。日本はGTIメンバー国ではないが、地方協力委員会には日本の自治体の参加が実現しており、実務志向のGTIの柔軟さを示している。

また、運輸、貿易円滑化、観光、エネルギー、環境の既存5分野でもそれぞれ年次会合が開催された。それぞれの進度に応じて、戦略策定やプロジェクト立ち上げ、情報交換セミナー、人材育成プログラムなどを実施してきている。

関連組織として2014年に設立された北東アジア輸出入銀行協会では、事務レベルでの調整を経て、ザルビノ港 (ロシア) 開発プロジェクトを第1号案件として推進していくことで合意済みである。同様に関連組織として設立されたGTI研究機関ネットワークでも事務レベルでの接触が続いている。

## おわりに

GTIでは組織基盤の強化と活動の充実に力を入れている。上海協力機構のようなトップダウン型での多国間協力機構と異なり、実務レベルでの協力の積み上げから国際機関を形成していくボトムアップの国際機関は、派手さはないがその意義は大きいと思う。

現在のメンバー国は、引き続き日本の参加と北朝鮮の復帰を期待しており、今回の会議でもそのことは確認された。会議後の立ち話で、ロシア側代表のパーベル・コロリョフ経済発展省次官は、「北東アジア地域での協力に、なぜ日本が入っていないのか。協力の対象地域を拡大するのだから、是非日本も参加すべきだ」と話していた。筆者は、会議の中で発言の機会を与えられた際、ERINAとしてはGTIと日本国内の官民諸団体との橋渡しを続けたい旨を述べた。個人的にも、一層の努力を続けなければという思いを強くして、帰国した。

# 北東アジア動向分析

## 中国（東北三省）

### 2015年の東北経済、低調成長

2015年東北三省の実質域内総生産(GRP)成長率は、遼寧省が前年同期比3.0%増の2兆8743億元、吉林省が同6.5%増の1兆4274億元、黒龍江省が同5.7%増の1兆5084億元であった。三省とも全国平均の成長率(同6.9%増)を下回り、低調成長の一年となったが、吉林省の成長は全国平均に近かった。中央政府は新しい東北振興政策を打ち出しており、地域経済の活力を取り戻そうとしている。

東北三省の工業生産の動向を見ると、2015年の一定規模の工業企業(年間売上高2000万元以上)の付加価値増加率は、遼寧省が前年同期比4.8%減、吉林省が同5.3%増となり、吉林省は全国平均の5.9%に近い値を達成した。吉林省における軽工業の同増加率は6.7%増、重工業の同増加率は0.2%減となり、軽工業が牽引役を果たした。

投資動向を示す2015年の固定資産投資額(農家除く)をみると、遼寧省は前年同期比27.8%減の1兆7640億元、吉林省は同12.0%増の1兆2704億元、黒龍江省は同3.1%増となった。吉林省は全国平均の10.0%を上回った。吉林省の第一次産業の固定資産投資額(農家除く)は25.2%増、第二次産業は同11.3%増、第三次産業は同13.2%増となり、農業関係の投資が大きく成長した。

消費の動向をみると、2015年の社会消費品小売総額は、遼寧省が前年同期比7.7%増の1兆2774億元、吉林省が同9.3%増の6646億元、黒龍江省が同8.9%増となった。伸び率は全国平均(10.7%)に近かった。

2015年の貿易動向を見てみると、輸出の伸び率は、遼寧省が前年同期比13.5%減(508.4億ドル)、吉林省が同19.5%減(46.54億ドル)で、全国(同2.8%減)より減少幅が大きかった。

輸入の伸び率は、遼寧省が同18.1%減(452.5億ドル)、吉林省が同30.7%減(142.8億ドル)で、これも全国(同14.1%減)より減少幅が大きかった。輸出から輸入を引いた純輸出は、遼寧省がプラス55.9億ドル、吉林省がマイナス96.3億ドルとなった。全国の純輸出はプラス5945億ドルだった。

2015年の消費者物価指数(CPI)は、遼寧省が前年同期比1.4%上昇、吉林省が同1.7%上昇、黒龍江省は同1.1%上昇した。三省とも全国平均(1.4%)に近い値で推移している吉林省の食品価格は同2.0%上昇した。

### 「東北地域等旧工業基地の全面的振興に関する若干の意見」の全文公表

2015年12月30日承認の「東北地域等旧工業基地の全面的振興に関する若干の意見」の全文が公表された。この戦略の位置づけについて、「一帯一路」、「京津冀(北京・天津・河北省)協同発展」、「長江経済帯」と呼ばれる「三大戦略」と同様に実施されなければならない戦略であると明確に打ち出した。具体的な施策について、①体制・メカニズムの改革(政府機能の転換、国有企業改革、民間企業の発展の促進、重点分野の改革、「一帯一路」戦略との連動、「京津冀協同発展」戦略との連動)、②経済・産業構造の調整(機械産業・重工業の効率化、新産業の育成、サービス業の発展の促進、現代農業の発展の促進、インフラ整備の充実)、③イノベーションの促進(イノベーションのメカニズムの改善、教育研究の充実と地域発展との連動、人材育成と人材誘致の強化)、④民生の保障と改善(社会保障・雇用の充実、都市貧困地区・鉱工地域の改造、都市・農村の社会公共サービスの均等化、都市の持続的発展の促進、環境保護の強化)の4点を挙げた。新しい東北地域等旧工業基地振興戦略の今後の実施状況を見守りたい。

(ERINA調査研究部研究主任 穆堯芊)

		2012年				2013年				2014年				2015年			
		中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江
経済成長率(実質)	%	7.7	9.5	12.0	10.0	7.4	8.7	8.3	8.0	7.3	5.8	6.5	5.6	6.9	3.0	6.5	5.7
工業生産伸び率(付加価値額)	%	10.0	9.9	14.1	10.5	9.7	9.6	9.6	6.9	8.3	4.8	6.6	2.9	5.9	▲4.8	5.3	-
固定資産投資伸び率(名目)	%	20.3	23.5	30.5	30.0	19.6	15.1	20.0	24.0	15.7	▲1.5	15.4	1.5	10.0	▲27.8	12.0	3.1
社会消費品小売額伸び率(名目)	%	14.3	15.7	16.0	15.9	13.1	13.7	13.7	13.8	12.0	12.1	12.1	12.2	10.7	7.7	9.3	8.9
輸出入収支	億ドル	2311	1183	▲126.0	▲87.2	2592	148.0	▲123.4	▲64.2	3824.6	35.6	▲148.2	42.2	5945.0	55.9	▲96.3	-
輸出伸び率	%	7.9	13.5	19.7	▲18.3	7.9	11.4	12.9	12.4	6.1	▲9.0	▲14.3	6.8	▲2.8	▲13.5	▲19.5	-
輸入伸び率	%	4.3	2.5	8.9	12.2	7.3	7.8	2.8	▲2.2	0.4	10.5	7.9	▲4.8	▲14.1	▲18.1	▲30.7	-

(注)前年同期比

工業生産は、一定規模以上の工業企業のみを対象とする。2011年1月には、一定規模以上の工業企業の最低基準をこれまでの本業の年間売上高5000万元から2,000万元に引き上げた。

2011年1月以降、固定資産投資は500万元以上の投資プロジェクトを統計の対象とするが、農村を含まない。

(出所)中国国家统计局、商務部、遼寧省統計局、吉林省統計局、黒龍江日報(2016年2月18日付)の資料より作成

## ロシア（極東）

### 持ちこたえる極東経済

ロシア経済は原油価格の下落や欧米による経済制裁の影響などを受け、2015年の経済成長率がマイナス3.7%に沈んだ。これらの影響は国全体に及んでいるが、いくつかの指標で見ると、極東では大きく落ち込むことなく持ちこたえている。

例えば、2015年の鉱工業生産は全国では対前年比3.4%減少したが、極東では同1.0%の増加を記録した。2016年の第1四半期も全国が対前年同期比0.6%減少したのに対して、極東は3.0%増加した。小売売上高も全国レベルでは大幅減となっているのに対し、極東は横ばいである。消費者物価の上昇率は、ほぼ全国並みとなっている。

対照的なのは固定資本投資で、2012年から2015年まで4年連続で対前年比減少が続いている。

### 前進する新機軸の極東開発政策

ユーリ・トルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表とアレクサンドル・ガルシカ極東開発相のコンビは、2013年の就任以来、新機軸の極東開発施策を矢継ぎ早に打ち出してきた。これらの施策はここにきて徐々に具体化が進みつつある。

最初に制度がスタートしたのは、優良民間投資プロジェクトに対する支援（財政資金による道路、送電線の整備など）制度である。2015年中に2回の募集があり、計10件の投資プロジェクト（民間投資総額2740億ルーブル）が採択された<sup>1</sup>。直近では、2016年4月1日～5月15日の期間で第3回目の募集が行われている。

次に実現したのは「先行社会経済発展区」と名付けられた新型特区である。2015年3月に関連法が施行され、2016年3月までの1年の間に計12カ所の発展区が設置された。一

定の要件を満たし、「居住者」の資格を得た企業は、税制面や行政手続き面での優遇措置を受けることができる。2016年4月末までに審査を経て「居住者」の資格を得た企業は50社に上る。このうち最も先行している企業は、すでに操業段階に達している。例えば、日本の日揮（株）が出資してハバロフスク市に設立したJGC Evergreen社は、野菜の温室栽培事業を展開しており、既に市内のスーパー向けにキュウリの出荷を行っている。このほか、沿海地方のプラスチックボトル工場やアムール州のパン工場なども生産を行っており、さらに工場の建設が進む案件もある。

もう一つの新たな特区である「ウラジオストク自由港」は、約半年遅れの2015年10月に関連法が施行された。2016年3月16日に最初の「居住者」企業が認定され、以後4月下旬までに計20社が居住者の資格を得た。この特区については、制度運用が始まったばかりであるにもかかわらず、早くも改正の議論がなされている。現行制度では、新規事業を立ち上げるケースのみが対象となっているが、既存ビジネスにも一部拡大しようとの考え方である。なお、「ウラジオストク自由港」では簡略査証制度の導入が決定しているが、運用開始は2016年7月1日とされており、具体的な内容もまだ明確になっていない。さらに、税関の24時間化や「シングルウィンドウ」などの導入が10月1日に予定されている。

これらに比べて、移住者への無償土地供与の政策は準備が遅れていた。2016年4月に極東における国民への土地供与に関する特例を定める法律が国会を通過し、5月1日にプーチン大統領が署名した。まずは各連邦構成主体1カ所ずつのモデル地域において、6月1日から募集が始まり、次いで2016年10月1日からは極東住民を対象に極東全域で、2017年2月1日からは全ロシア国民を対象に希望者の募集が始まる予定である。

(ERINA調査研究部長・主任研究員 新井洋史)

鉱工業生産高増減率（前年同期比%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	15・1-3月	16・1-3月
ロシア連邦	6.8	0.6	▲ 9.3	8.2	5.0	3.4	0.4	1.7	▲ 3.4	▲ 0.4	▲ 0.6
極東連邦管区	35.1	▲ 0.2	7.6	6.5	9.1	3.0	3.3	6.7	1.0	5.9	3.0
サハ共和国	0.5	4.2	▲ 13.6	17.6	16.1	9.0	6.2	4.9	3.8	3.2	3.1
カムチャツカ地方	0.6	0.9	▲ 0.2	8.6	5.6	5.2	▲ 2.9	4.4	2.0	▲ 2.2	20.2
沿海地方	2.1	14.6	▲ 2.7	13.6	21.0	5.3	4.4	7.1	▲ 12.3	12.0	7.4
ハバロフスク地方	10.1	▲ 7.4	▲ 6.8	21.3	16.9	9.6	2.2	2.5	0.4	▲ 1.0	4.9
アムール州	2.6	11.4	11.4	0.1	20.0	8.6	6.9	▲ 1.7	▲ 9.0	▲ 14.8	▲ 10.1
マガダン州	▲ 9.0	2.1	5.8	3.3	8.3	10.0	3.0	9.0	6.5	▲ 4.8	4.9
サハリン州	2.3倍	▲ 9.2	26.6	0.0	3.3	▲ 5.3	▲ 0.5	6.1	13.8	14.6	11.8
ユダヤ自治州	22.7	18.6	▲ 18.8	2.3	0.1	4.1	2.6	13.3	▲ 8.6	▲ 0.9	▲ 6.8
チュコト自治管区	▲ 2.3	77.4	16.3	▲ 9.7	▲ 12.9	▲ 6.5	16.6	38.5	▲ 14.2	▲ 3.3	▲ 2.8

(出所)「ロシア統計年鑑(2012年版、2013年版、2014年版、2015年版)」、「ロシアの社会経済情勢(2015年3月、12月、2015年3月)」、「ロシア連邦国家統計局」

<sup>1</sup> 極東開発省ウェブサイト([http://minvostokrazvitia.ru/press-center/news\\_minvostok/?ELEMENT\\_ID=4228](http://minvostokrazvitia.ru/press-center/news_minvostok/?ELEMENT_ID=4228)) 2016年5月9日参照。

## 固定資本投資増減率（前年同期比%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	15・1-3月	16・1-3月
ロシア連邦	22.7	9.9	▲ 15.7	6.3	10.8	6.8	0.8	▲ 2.7	1.6	▲ 3.6	-
極東連邦管区	18.9	11.7	7.1	6.1	26.5	▲ 11.9	▲ 16.8	▲ 5.2	▲ 3.4	10.4	-
サハ共和国	92.2	14.0	9.4	▲ 36.2	36.9	3.0	▲ 9.2	2.4	0.3	1.2	-
カムチャツカ地方	33.5	5.4	27.7	18.7	▲ 4.0	6.1	▲ 9.2	▲ 30.4	▲ 8.6	▲ 2.2	-
沿海地方	20.6	41.5	74.3	21.3	34.1	▲ 37.2	▲ 40.4	7.0	▲ 21.3	▲ 4.7	-
ハバロフスク地方	22.9	9.9	8.1	52.2	7.8	▲ 5.3	▲ 19.3	▲ 23.8	▲ 25.1	▲ 38.4	-
アムール州	38.9	24.1	▲ 11.4	19.5	31.3	▲ 8.6	▲ 14.4	▲ 29.7	31.1	2.1倍	-
マガダン州	28.7	15.1	▲ 0.2	▲ 0.1	4.6	34.2	19.7	▲ 5.8	26.0	2.4倍	-
サハリン州	▲ 18.1	▲ 5.5	▲ 24.6	11.2	32.6	▲ 6.5	1.7	16.3	▲ 0.2	23.7	-
ユダヤ自治州	20.3	4.5	▲ 16.3	2.0倍	21.6	▲ 7.5	▲ 40.2	▲ 26.3	22.0	▲ 51.5	-
チュコト自治管区	1.6	29.5	61.9	▲ 66.1	70.3	74.3	▲ 33.7	▲ 36.9	▲ 9.9	▲ 56.3	-

(出所)『ロシア統計年鑑(2012年版、2013年版、2014年版、2015年版)』、『ロシアの社会経済情勢(2015年4月、12月)』(ロシア連邦国家統計庁)

## 小売販売額増減率（前年同期比%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	15・1-3月	16・1-3月
ロシア連邦	16.1	13.7	▲ 5.1	6.5	7.1	6.3	3.9	2.7	▲ 10.0	▲ 6.7	▲ 5.4
極東連邦管区	11.2	10.6	0.7	3.7	5.3	4.8	5.7	5.0	▲ 0.9	▲ 1.9	0.0
サハ共和国	7.4	7.6	2.1	3.6	2.7	2.6	4.5	8.9	2.1	3.6	▲ 0.2
カムチャツカ地方	12.8	9.4	1.6	3.1	5.0	2.6	0.1	0.2	▲ 2.8	0.4	4.9
沿海地方	11.8	9.9	▲ 2.3	2.2	3.5	4.4	9.4	7.1	0.8	▲ 3.7	2.6
ハバロフスク地方	15.3	7.9	3.6	6.2	6.4	4.9	6.5	5.1	0.0	0.9	▲ 0.5
アムール州	12.0	12.8	▲ 2.5	6.0	18.7	14.3	5.4	3.7	▲ 6.2	▲ 5.4	▲ 2.7
マガダン州	10.0	3.1	▲ 0.3	4.4	5.5	6.3	9.0	4.6	▲ 6.1	▲ 7.1	▲ 1.2
サハリン州	7.9	20.0	2.5	1.3	2.2	1.4	1.8	0.7	▲ 3.0	▲ 3.9	▲ 2.3
ユダヤ自治州	6.1	8.1	1.9	2.7	▲ 5.8	4.2	1.4	▲ 1.5	▲ 4.0	▲ 5.6	▲ 5.8
チュコト自治管区	12.9	55.9	3.2	8.2	1.6	▲ 8.6	▲ 9.6	▲ 9.5	3.4	3.9	4.1

(出所)『ロシア統計年鑑(2012年版、2013年版、2014年版、2015年版)』、『ロシアの社会経済情勢(2015年3月、12月、2016年3月)』(ロシア連邦国家統計庁)

## 消費者物価上昇率（前年12月比%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	15・1-3月	16・1-3月
ロシア連邦	11.9	13.3	8.8	8.8	6.1	6.6	6.5	11.4	12.9	1.2	2.1
極東連邦管区	9.6	13.6	9.7	7.7	6.8	5.9	6.6	10.7	12.0	1.3	2.0
サハ共和国	9.0	12.5	8.2	6.0	7.0	5.4	6.0	10.3	10.5	0.4	1.8
カムチャツカ地方	10.1	14.8	10.7	10.2	5.8	5.6	6.3	7.8	12.6	1.4	2.0
沿海地方	9.7	13.5	9.5	7.0	5.6	6.0	6.3	12.0	11.9	1.4	1.7
ハバロフスク地方	9.8	14.1	9.5	8.1	7.9	5.4	6.3	11.8	13.1	1.6	2.4
アムール州	9.6	14.1	9.6	9.4	7.6	7.2	7.7	10.5	12.8	1.5	2.4
マガダン州	13.3	19.3	13.4	8.5	9.2	8.7	9.0	7.8	13.1	0.8	1.6
サハリン州	11.8	13.1	10.7	10.0	6.4	6.0	6.5	8.6	10.6	1.0	1.5
ユダヤ自治州	11.7	15.0	12.2	9.5	8.9	6.5	8.5	11.8	11.1	1.5	2.1
チュコト自治管区	7.5	9.9	17.2	1.4	5.4	6.0	5.2	4.0	11.1	2.8	4.4

(出所)『ロシア統計年鑑(各年版)』、『ロシアの社会経済情勢(2015年3月、12月、2016年3月)』(ロシア連邦国家統計庁)

## 実質貨幣所得増減率（前年同期比%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	15・1-3月	16・1-3月
ロシア連邦	13.1	3.8	1.8	5.4	1.2	5.8	4.8	▲ 0.5	▲ 4.7	▲ 2.7	-
極東連邦管区	10.6	3.4	4.0	3.5	1.5	4.9	6.2	2.8	▲ 0.8	1.5	-
サハ共和国	5.1	8.6	1.7	2.9	3.4	5.9	3.5	1.2	▲ 0.8	1.1	-
カムチャツカ地方	8.8	4.9	3.9	3.2	▲ 0.8	3.6	4.7	▲ 2.3	▲ 4.8	2.3	-
沿海地方	10.6	4.0	6.5	5.5	2.9	5.1	5.3	8.1	0.6	▲ 1.2	-
ハバロフスク地方	12.1	▲ 4.9	8.4	4.7	▲ 2.8	2.7	7.5	0.5	4.0	12.2	-
アムール州	19.6	11.5	▲ 5.5	0.4	12.9	13.3	4.4	0.3	▲ 5.1	▲ 2.0	-
マガダン州	6.8	1.0	2.5	3.8	▲ 2.0	10.5	4.5	0.8	▲ 8.2	▲ 11.5	-
サハリン州	12.4	6.8	▲ 0.6	▲ 2.2	▲ 3.1	▲ 1.3	14.0	4.1	▲ 1.5	▲ 0.8	-
ユダヤ自治州	5.5	12.0	4.7	3.5	▲ 3.2	2.2	1.5	▲ 1.8	▲ 5.6	0.6	-
チュコト自治管区	4.4	5.2	▲ 8.1	6.0	9.5	5.9	2.5	3.5	▲ 8.6	▲ 6.8	-

(出所)『ロシア統計年鑑(2012年版、2013年版、2014年版、2015年版)』、『ロシアの社会経済情勢(2015年4月、12月)』(ロシア連邦国家統計庁)

\*斜体：速報値

## 平均月額名目賃金（ルーブル）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	15・1-3月	16・1-3月
ロシア連邦	13,593	17,290	18,638	20,952	23,369	26,629	29,792	32,495	33,981	31,566	-
極東連邦管区	16,713	20,778	23,158	25,814	29,320	33,584	37,579	40,876	42,877	39,872	-
サハ共和国	19,409	23,816	26,533	28,708	34,052	39,916	46,542	51,111	54,185	49,464	-
カムチャツカ地方	21,815	27,254	31,570	35,748	39,326	43,552	48,629	53,167	56,483	52,542	-
沿海地方	13,174	16,805	18,997	21,889	24,423	27,445	29,966	32,431	33,812	31,685	-
ハバロフスク地方	15,884	18,985	20,455	22,657	26,156	31,076	34,132	36,781	38,027	35,270	-
アムール州	13,534	16,665	19,019	21,208	24,202	26,789	30,542	32,397	31,860	29,402	-
マガダン州	22,102	28,030	32,657	36,582	41,934	49,667	57,121	62,152	64,913	57,523	-
サハリン州	23,346	30,060	32,626	35,848	38,771	44,208	49,007	54,896	61,215	59,813	-
ユダヤ自治州	11,969	15,038	16,890	19,718	22,928	25,067	27,358	29,439	30,724	28,241	-
チュコト自治管区	30,859	38,317	42,534	46,866	53,369	60,807	68,261	76,285	78,893	75,326	-

(出所)『ロシア統計年鑑(2012年版、2013年版、2014年版、2015年版)』、『ロシアの社会経済情勢(2015年4月、2016年1月)』(ロシア連邦国家統計庁)

\*斜体：速報値

## モンゴル

モンゴル経済は2016年第1四半期において回復の兆しを見せている。鉱工業生産額と鉄道貨物輸送量は低下から回復した。貿易収支は黒字を維持している。一方、政府財政収支の赤字は拡大しており、登録失業者数は増加し、通貨トゥグリグの減価は続いている。融資残高は縮小し、不良債権比率は高まっている。消費者物価上昇率は一桁に維持されたが、通貨の減価は、輸入消費財と産業への中間投入への価格上昇圧力となっている。

### マクロ経済指標

2016年第1四半期の鉱工業生産額は、鉱業部門の伸びに支えられて前年同期比14.1%増であった。このうち、銅精鉱は前年度期比48.2%、原油は同19.3%、金は同92.7%のそれぞれ生産増加であった。しかし、製造業の生産額は低迷を続け、前年同期比9.3%減であった。このため労働市場への好影響は限られたものとなった。

2016年第1四半期末の登録失業者数は3万5400人で、前年同期比で6.3%増加した。労働省によれば、第1四半期において新規の登録失業者数は前年同期を15.7%上回っており、失業手当の給付額は前年同期を40%上回った。

2016年第1四半期の消費者物価上昇率は、前年同期比で1.8%となり一桁台となった。2016年3月にはさらに低下し前年同月比1.7%であった。消費者物価指数のウェイトで最大の29.3%を占める非アルコール飲料及び食品は、前年同月比2.7%低下している。交通、住宅、水道、電気、燃料、通信は、それぞれ前年同月比で0.1~0.2%低下している。その中で食肉は同20%、乳製品は同7.7%、それぞれ低下している。その他の費目はいずれも上昇しており、最大の上昇幅は教育で前年同月比23.1%の上昇となっている。

通貨トゥグリグの減価は続いており、2016年3月の対米国ドル平均為替レートは1ドル=2046トゥグリグで、前年同期比3%の減価となっている。外貨準備は2015年12月から4カ月連続で減少しており、3月には前年同期比4.43%減となっている。

2016年第1四半期の国家財政収支は6160億トゥグリグの赤字で、5四半期連続の赤字となった。財政収入が前年同期を10.8%下回った一方、財政支出は前年同期を24.6%上回った。財政収入の低下は主に法人及び個人所得税とその他の税(付加価値税、支出及び資産税を除く)の減収によるものである。同時期に補助金を除く全ての項目で、支出は増加している。

2016年3月末の貨幣供給量(M2)は10兆1000億トゥグリグで前年同期比2.1%増となり、13カ月ぶりに増加した。一方、3月末の融資残高は11兆8000億トゥグリグで前年同期比3.6%減であった。他方、3月末の不良債権比率は8.2%に上昇し、不良債権残高は9650億トゥグリグ(4億7200万ドル)となった。

### 外国貿易

2016年第1四半期において、モンゴルの貿易相手国は115カ国であった。貿易総額は16億ドルで、前年同期を12.4%下回った。輸出は10億ドル、輸入は6億ドルであった。輸出は前年同期比10%減、輸入は同14.6%減であった。貿易収支は3億6000万ドルの黒字となり、前年同期を4.2%下回った。

輸出の減少は、主に輸出の76.5%を占め、主要輸出品目である鉱産物の輸出減少に伴うものであった。銅精鉱、モリブデン精鉱、原油、金などの鉱産物の輸出数量は拡大しているが、金を除いて国際市場における価格は低迷している。

### 最近の輸入関税改革

モンゴル政府は国内産業の保護を目的として、いくつかの国内生産が行われている財の関税率を、現行の5~10%から10~20%に引き上げた。モンゴルはWTOで認められている譲許税率よりも低い関税率を維持してきており、今回の関税率の引き上げは1997年のWTO加盟以来、初めてのこととなる。しかし、今回導入された関税率も、大部分の品目において引き続き譲許税率を下回っている。新関税率は2016年5月1日より適用された。

(ERINA調査研究部主任研究員 Sh. エンクバヤル)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2015年 1Q	2015年 2Q	2015年 3Q	2015年 4Q	2016年 1Q	2016年 2月	2016年 3月
実質GDP成長率(対前年同期比:%)	6.4	17.5	12.6	11.7	7.8	2.3	4.1	2.3	0.8	2.7	—	—	—
鉱工業生産額(対前年同期比:%)	10.0	9.7	7.2	16.1	10.7	8.8	7.2	9.0	22.0	-2.9	14.1	19.0	8.3
消費者物価上昇率(対前年同期比:%)	10.1	9.2	14.3	10.5	12.8	1.9	9.5	8.4	6.1	2.7	1.8	2.0	1.7
登録失業者(千人)	38.3	57.2	35.8	42.8	37.0	32.8	33.3	32.7	31.1	32.8	35.4	35.1	35.4
対ドル為替レート(トゥグリグ)	1,356	1,266	1,359	1,526	1,818	1,970	1,960	1,939	1,988	1,994	2,025	2,024	2,046
貨幣供給量(M2)の変化(対前年同期比:%)	63	37	19	24	13	▲5.6	▲0.5	▲0.7	▲1.4	▲5.6	2.1	▲2.1	2.1
融資残高の変化(対前年同期比:%)	23	73	24	54	16	▲6.5	7.8	▲2.9	▲5.3	▲6.5	▲3.6	▲4.5	▲3.6
不良債権比率(%)	11.5	5.8	4.2	5.0	5.0	7.1	5.7	6.5	7.0	7.1	8.2	7.8	8.2
貿易収支(百万USドル)	▲292	▲1,781	▲2,354	▲2,089	538	872	376	156	153	188	360	131	99
輸出(百万USドル)	2,909	4,818	4,385	4,269	5,775	4,670	1,078	1,293	1,171	1,129	959	284	346
輸入(百万USドル)	3,200	6,598	6,738	6,358	5,237	3,797	702	1,137	1,018	940	599	153	247
国家財政収支(十億トゥグリグ)	42	▲770	▲1,131	▲297	▲868	▲1,163	▲145	▲390	▲332	▲296	▲616	▲179	▲357
国内貨物輸送(%)	34.5	34.7	1.7	▲1.3	20.1	▲16.0	▲15	▲32	10	▲17	6.4	—	—
国内鉄道貨物輸送(%)	31	11	6.3	▲0.5	2.8	▲8.0	▲5.9	▲5.0	▲5.4	▲14	13	7.8	23
成畜死亡数(%)	495.5	▲93.7	▲34.1	84.8	▲63	56	▲36	76	112	—	14.7	20.1	12.9

(注) 消費者物価上昇率、登録失業者数、貨幣供給量、融資残高、不良債権比率は期末値、為替レートは期中平均値。

(出所) モンゴル国家統計局『モンゴル統計年鑑』、『モンゴル統計月報』各号ほか

## 韓国

### マクロ経済動向

韓国銀行(中央銀行)が4月26日に公表した2016年第1四半期の経済成長率(速報値)は、季節調整値で前期比0.4%(年率換算1.6%)で、前期の同1.3%を下回った。需要項目別に見ると、内需では最終消費支出は同0.1%で前期の同1.3%から低下した。固定資本形成は同1.2%で前期の同▲0.9%からプラスに転じた。その内訳では建設投資は同5.9%で前期の同▲2.4%からプラスに転じた。一方、設備投資は同▲5.9%で前期の同0.5%からマイナスに転じている。外需である財・サービスの輸出は同2.1%で前期の同▲0.6%からプラスに転じている。

2016年第1四半期の鉱工業生産指数は季節調整値で、前期比1.2%となり、前期の同▲0.9%からプラスに転じた。月次では2月に前月比0.6%、3月に同▲1%とマイナスとなっている。

2016年第1四半期の失業率は季節調整値で3.8%であった。月次では2月4.1%、3月は3.8%となっている。

2016年第1四半期の貿易収支は(IMF方式)279億ドルの黒字、月次では、2月は75億ドル、3月は124億ドルの黒字である。

2016年第1四半期の対ドル為替レートは1ドル=1201ウォンで、前年の同1157ウォンから減価した。月次では2月に同1220ウォン、3月に同1182ウォン、4月に同1147ウォンと推移している。

2016年第1四半期の消費者物価上昇率は前年同期比1.0%であった。月次では2月に前年同月比1.3%、3月に同1.0%、4月に同1.0%と推移している。また、2016年第1四半期の生産者物価上昇率は前年同期比▲3.3%であった。月次では2月に前年同月比▲3.4%、3月に同▲3.3%とマイナスで推移している。

### 総選挙結果と今後の政局

4月13日に行われた国会総選挙(一院制、定数360議席、任期4年)で、朴槿恵大統領の与党セヌリ党は予想外の敗

北を喫し、議席数で過半数を失い第二党に後退した。

選挙結果は、共に民主党123議席、セヌリ党122議席、国民の党38議席、正義党6議席、無所属11議席となった。また全国の得票数で議席が配分される比例区では、セヌリ党17議席、共に民主党13議席、国民の党13議席となった。これによって無所属を除く野党三党で167議席と過半数を超え、朴政権は少数与党の国会運営を強いられることとなる。残された2018年2月までの任期内で、昨年12月に日本との間で合意に至った従軍慰安婦問題などの政治的懸案を処理していくことは極めて難しくなった。いわば長いレイムダック期に入ったと言える状況である。

またこの選挙結果は2017年12月に予定される大統領選挙にも大きな影響を与えるものとなった。

事前の予測では過半数を獲得するかと見られていた与党セヌリ党が大敗した背景には、党内の親朴大統領派と反朴派の対立が、国会議員の公認を巡る争いで表面化し、支持者の離反を招いたことが上げられている。敗北の責任を取って辞任した金武星代表は、反朴派であり、また次期大統領候補として有力視されていた。この結果、大統領候補の行方は不透明となった。

野党側も混乱が生じている。国民の党は、金大中、盧武鉉両政権の支持基盤となった全羅道地方の議員を中心とするグループが、前回の大統領選候補だった文在寅前代表と対立し、現在の共に民主党のグループから離党して作った党である。このため文在寅氏は全羅道地方の基盤を回復することを公約したが、同地方の議席はほとんど奪回できなかった。このために文氏の大統領選への立候補も難しくなると見られており、共に民主党の大統領候補者も不透明な状況となった。

一方で、国民の党は比例区で共に民主党と匹敵する得票を上げており、独自候補の擁立は譲らないと見られる。前回の大統領選でも野党候補の座を争った元ベンチャー起業家で、ソウル大教授の安哲秀党首の出馬が確実視される。

このように、次期大統領選は三つ巴の争いとなる可能性が高い。また、いずれの候補者が当選しても、現状では国会で与党が過半数を確保できない。今後4年間の韓国政治は波乱に満ちたものになることが予想される。

(ERINA調査研究部主任研究員 中島朋義)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	15年 4-6月	7-9月	10-12月	16年 1-3月	2016年 2月	3月	4月
実質国内総生産(%)	3.7	2.3	3.0	3.3	2.6	0.4	1.2	0.7	0.4	-	-	-
最終消費支出(%)	2.3	2.2	2.2	2.0	2.4	0.1	1.2	1.3	0.1	-	-	-
固定資本形成(%)	▲1.0	▲0.5	4.2	3.1	3.8	1.0	2.2	▲0.9	1.2	-	-	-
鉱工業生産指数(%)	6.0	1.3	0.7	0.2	▲0.6	▲0.3	1.7	▲0.9	0.0	0.6	0.6	-
失業率(%)	3.4	3.2	3.1	3.5	3.6	3.8	3.6	3.4	3.8	4.1	3.8	-
貿易収支(百万USドル)	29,090	49,406	82,781	88,885	120,290	33,680	30,638	31,756	27,884	7,539	12,446	-
輸出(百万USドル)	587,100	603,509	618,157	613,021	548,838	142,259	135,363	136,777	118,002	36,232	44,542	-
輸入(百万USドル)	558,010	554,103	535,376	524,135	428,548	108,579	104,725	105,021	90,117	28,693	32,097	-
為替レート(ウォン/USドル)	1,108	1,127	1,095	1,053	1,132	1,097	1,169	1,157	1,201	1,220	1,182	1,147
生産者物価(%)	6.7	0.7	▲1.6	▲0.5	▲4.0	▲3.6	▲4.4	▲4.4	▲3.3	▲3.4	▲3.3	-
消費者物価(%)	4.0	2.2	1.3	1.3	0.7	0.5	0.7	1.1	1.0	1.3	1.0	1.0
株価指数(1980.1.4:100)	1,826	1,997	2,011	1,916	1,961	2,074	1,963	1,961	1,996	1,917	1,996	1,994

(注)国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、鉱工業生産指数は前期比伸び率、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、株価指数は期末値  
国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、鉱工業生産指数、失業率は季節調整値  
国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、生産者物価、消費者物価は2010年基準  
貿易収支、輸出入はIMF方式、輸出入はf o b価格  
(出所)韓国銀行、統計庁他



## 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

### 朝鮮労働党第7回大会を前に「70日戦闘」を呼びかける書簡

2016年2月24日発『朝鮮中央通信』は、朝鮮労働党中央委員会政治局会議が開かれ、朝鮮労働党第7回大会を前にして、「70日戦闘」を全党員に呼びかける書簡が採択されたことを報じた。「70日戦闘」の期間は、同年2月23日～5月2日まで。

### 送電線の交換と昇圧工事、効率向上のための技術革新

2016年3月2日付『朝鮮新報』によれば、最近北朝鮮において送電線の交換と送電電圧の昇圧が行われ、送電時の電力損失が20%程度減少したと報じられている。同記事によれば、金策製鉄連合企業所や黄海製鉄連合企業所において、無効電力補償装置や周波数変換装置が導入され、生産効率が大きく向上したとのことだ。

このような動きは、2016年2月18日付『労働新聞』が朝鮮労働党第7回大会を前にして出した共同スローガンのなかに「国の電力管理体系を電気節約型に！」が含まれていることと関連していると考えられる。

### 金正恩第1書記、核開発に従事する科学者を激励

2016年3月9日発『朝鮮中央通信』によれば、金正恩第1書記は核兵器研究部門の科学者や技術者と面会し、核兵器兵器化事業を指導したとのことだ。

### 国際婦人デー（3月8日）を前に商店で特別サービス

2016年3月9日付『朝鮮新報』によれば、国際婦人デーを迎え、平壤市内では各サービス機関で特別サービスが行われたとのことだ。北朝鮮ではこの時期に妻や女性の同僚にさまざまな贈り物をしたり、食事を振る舞ったりする習慣があり、商店では化粧品などの特別販売が実施されたとのことである。また、平壤市万景台区域にある「光復地区商業中心」では、「3・8国際婦人デー特別奉仕」の看板を出し、商品全般を割引価格で販売したそうだ。

### 平壤市で山林復旧（植樹）が活発に行われる

2016年3月11日付『朝鮮新報』は、平壤市で「全群衆的運動」として活発に行われている山林復旧運動について、平壤市山林復旧戦闘指揮部チェ・チャウン責任者（平壤市人民委員会副委員長）へのインタビュー記事を掲載している。

このインタビュー記事によれば、2015年に平壤市では2000町歩強（1町歩は0.9917ヘクタール）の土地に725万株の木を植えたそうだ。平壤市の計画では、2015年からの山林復旧10カ年展望計画の期間中、1万町歩強の土地を山林化する目標を立て、16年からは毎年1500町歩の面積に約

430万株の木を植えることを計画しているそうである。

### 工業生産額が増加

2016年3月13日発『朝鮮中央通信』によれば、「70日戦闘」の期間中である同年3月初旬の10日間に、工業生産額が平均で前年同期比2割増しとなった。

### 金正恩第1書記「黎明通り」の建設を宣言

2016年3月18日発『朝鮮中央通信』によれば、平壤の錦繡山太陽宮殿と龍興十字路の間に「黎明通り」を建設することを宣言し、建設における課題を提示した。この建設は、ちょうど金日成総合大学の前の通りになる。黎明通りの建設においては、省エネや環境保全を重視するよう指示が出された。「未来科学者通り」と同じく、建設される住宅は主として金日成総合大学の教職員を中心とした高等教育関係者を対象としたものとなる見込みである。着工は同年4月3日発『朝鮮中央通信』によれば、着工は同日。

### 最高人民会議常任委員会第13期第9回全委員会開催

2016年3月30日発『朝鮮中央通信』によれば、同日、平壤の万寿台議事堂で最高人民会議常任委員会第13期第9回全委員会会議が行われた。会議の議題は、2015年国家予算実行の決算と2016年国家予算に対する討議であった。

2015年の国家予算収入計画は1.3%増して遂行され、対前年比5%の成長であった。うち地方予算収入は13.8%増であった。国家予算支出計画は対予算費99.9%であった。支出総額の15.9%が国防費に、47.5%が経済強国建設と人民生活向上に使われた。

2016年の国家予算について、収入（歳入）は、対前年比で4.1%増、うち取引収入金が3.3%増、国家企業利益金が4.5%増、協同団体利益金が1.5%増、不動産使用料は4.0%増、社会保険料は1.1%増、財産販売および価格偏差収入金は2.5%増、その他の収入は1.3%増、経済貿易地帯収入は4.1%増となった。支出は対前年比で5.6%増であり、うち工業部門には4.8%増、農業部門に4.3%増、水産部門に6.9%増、基本建設部門に13.7%増、山林部門に7.5%増、科学技術部門に5.2%、教育部門に8.1%増、体育部門に4.1%増、文化部門は7.4%増となった。国防費は支出総額の15.8%となっている。

### 平壤経済技術大学開校

2016年4月28日付『朝鮮新報』によれば、同年4月1日、平壤経済技術大学が開校した。同大学は1969年10月に設立された平壤高等統計専門学校として発足し、2015年に平壤経済技術大学へと改編された。

（ERINA調査研究部主任研究員 三村光弘）



## 研究所だより

### ■職員の異動

〈退職〉

平成28年4月30日付

経済交流部嘱託員 佐藤尚

### ■理事会の開催

平成28年5月30日(月)

### ■セミナーの開催

▽ERINA新代表理事・河合正弘 就任記念講演会

「世界経済の展望と北東アジア」

平成28年4月19日(火)

新潟日報メディアシップ2階日報ホール

▽2016 ERINA Policy Proposal Seminar

「北東アジア協力を取り巻く環境変化」

平成28年4月22日(金)

都道府県会館402会議室

〈プログラム〉

「北東アジアの開発金融」

代表理事・所長 河合正弘

「TPPと北東アジア」

調査研究部主任研究員 中島朋義

「北東アジアとユーラシア横断物流」

調査研究部長・主任研究員 新井洋史

▽平成28年度第1回賛助会セミナー

「中国における低炭素社会構築の基本戦略と取り組み動向  
—第13次5カ年計画における位置づけと中長期展望—」

平成28年5月13日(金)

朱鷺メッセ中会議室201

【講師】

長岡技術科学大学大学院

情報・経営システム専攻教授 李志東氏

## 編 集 後 記

今号では朝鮮経済の新展開と題する特集で朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)経済の現状について紹介した。内政、経済、また自然保護の改革の観点から様々な仕組みの変更が行われたことを示しており、その仕組みが社会主義の政治システムに則った形で実行されたことがわかる。ミサイルや核実験など急進的な事象ばかりが報道される北朝鮮国内では、水面下で地に足の着いた改革も並行的に行われている実情は興味深い。

また、国際環境の変化を背景としたロシアのエネルギー戦略、中国の対外貿易、経済協力の取り組みの現状を紹介した。北朝鮮も含め各国が直面する課題はそれぞれ異なるものであるが、隣国の安定がない限り自国の安定は決して保証されるものではない。そうした観点から、今号の記事が日本を取り巻く読者の国際社会の現状把握に資するものであることを編集担当者として念願するものである。(M)

発行人 河合正弘

編集委員長 新井洋史

編集委員 三村光弘 中島朋義 Sh. エンクバヤル  
穆克芊 南川高範

発行 公益財団法人環日本海経済研究所©  
The Economic Research Institute for  
Northeast Asia(ERINA)

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号  
万代島ビル13階

13F Bandaijima Bldg.,  
5-1 Bandaijima, Chuo-ku, Niigata City,  
950-0078, JAPAN

Tel : 025-290-5545(代表)

Fax : 025-249-7550

E-mail : webmaster@erina.or.jp

URL : http://www.erina.or.jp/

発行日 2016年6月15日

禁無断転載

お願い

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、お知らせください。